

第百十三回 参議院税制問題等に関する調査特別委員会会議録第十一号

昭和六十二年十二月十四日(水曜日)
午前十時開会

委員の異動

十二月十三日

吉井 英勝君

補欠選任
佐藤 昭夫君

十二月十四日

片上 公人君

補欠選任
太田 淳夫君

小西 博行君

柳澤 鍊造君

野末 陳平君

秋山 肇君

出席者は左のとおり。

委員長

梶木 又三君

理事

斎藤 十朗君

林 道君

平井 卓志君

降矢 敬義君

吉村 真事君

志苦 裕君

安恒 良一君

峯山 昭範君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

委員

井上 吉夫君

井上 孝君

板垣 正君

岩本 政光君

大河原太一郎君

大木 浩君

国務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

法務大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

竹下 登君

林田悠紀夫君

中島源太郎君

藤本 孝雄君

佐藤 隆君

田村 元君

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第三部長

公正取引委員長

公正取引委員会事務局官房審議官

防衛庁人事局長

防衛施設庁建設部長

経済企画庁国民生活局長

味村 治君

津野 修君

梅澤 節男君

糸田 省吾君

児玉 良雄君

田原 敬造君

末木風太郎君

国土庁長官官房

国土庁土地局長

法務省刑事局長

大蔵省主計局長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

国税庁次長

文部大臣官房長

文部大臣官房総務課長

文部省教育助成局長

文部省高等教育局長

文部省高等教育局長

文部省高等教育局長

文部省高等教育局長

文部省高等教育局長

文部省高等教育局長

文部省高等教育局長

公文 宏君

片桐 久雄君

根来 泰周君

篠沢 恭助君

水野 勝君

松田 篤之君

角谷 正彦君

伊藤 博行君

加戸 守行君

菱村 幸彦君

倉地 克次君

國分 正明君

野崎 弘君

末次 彬君

多田 宏君

仲村 英一君

北川 定謙君

古川 武温君

北郷 勲夫君

小林 功典君

長尾 立子君

坂本 龍彦君

水田 努君

花輪 隆昭君

川崎 幸雄君

社会保険庁運営部長	土井 豊君
兼内閣審議官	
農林水産省経済局長	塩飽 二郎君
農林水産省食品流通局長	渡辺 武君
通商産業省産業政策局長	児玉 幸治君
資源エネルギー庁長官	鎌田 吉郎君
中小企業庁長官	松尾 邦彦君
中小企業庁次長	三上 義忠君
運輸大臣官房国鉄道路改革推進総括審議官	丹羽 晨君
運輸省運輸政策局長	塩田 澄夫君
運輸省地域交通局長	阿部 雅昭君
郵政大臣官房長	松野 春樹君
郵政省電気通信局長	塩谷 稔君
労働大臣官房政策調査部長	甘粕 啓介君
労働省婦人局長	佐藤ギン子君
労働省職業安定局長	岡部 晃三君
労働省職業安定局高年齢・障害者対策部長	竹村 毅君
建設大臣官房総務審議官	木内 啓介君
自治大臣官房総務審議官	小林 実君
自治省行政局長	木村 仁君
自治省行政局長選挙部長	浅野大三郎君
自治省財政局長	津田 正君
自治省税務局長	湯浅 利夫君
事務局側	
常任委員会専門員	竹村 晨君
常任委員会専門員	片岡 定彦君

参考人
常任委員会専門員 保家 茂彰君
日本電信電話株式会社代表取締役社長 山口 開生君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○税制改革法案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○消費税法(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(堀本又三君) ただいまから税制問題等に関する調査特別委員会を開会いたします。

○委員(堀本又三君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員(堀本又三君) 税制改革法案外五案審査のため、来る十二月十七日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その数及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

○委員(堀本又三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(堀本又三君) 税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法及地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、これより安恒良一君の質疑を行

います。安恒君。

○安恒良一君 実は私はきょう、竹下総理に税制問題について十分な質問をしたいと思っておったんですが、けさの新聞によりまして御承知のように、このリクルート問題は私は新たな第三段階を迎えたと、こういうふうに思っています。このことを緊急にまず郵政大臣に質問をしたいと思っています。

けさの新聞が一斉に報道いたしましたように、真藤会長の元秘書村田さんに贈呈をされたと言われるコスモス株の売却益金、その半分ですね、新聞報道によりますと一千万とか九百万というものが、これが真藤会長の口座に振り込まれている、こういうことが明らかにされたということであり、さすが、この点について郵政大臣はここまで調査をされているのか、事の真相について、まず報告をしてもらいたいと思います。

○國務大臣(中山正曜君) お答えを申し上げます。

昨晚十時半ごろでございましたが、そういう知らせがございまして、けさまでは連絡がとれませんでした。今そういう段階にまで進んでおりますが、昼過ぎにでも会長、社長にお目にかかってみようかと思っております。今、村田氏と連絡がとれないということ、村田さんの方と調査委員会とで事情を聴取する、今、連絡がとれないのでございまして、できるだけ緊急に対応をいたしたいと思っております。

○安恒良一君 郵政大臣、きょう冒頭にこのことが問題になるということはあなた常識でおわかりでしょう。だから、のんきに昼過ぎとか言わないで、けさでも早速真藤さんや社長を呼んで、そして、私たちの質問に答えられるようにされるのがあなたのお仕事じゃないですか。えらいのんきです、ね、昼過ぎなんという。どういうことですか、それは。

○國務大臣(中山正曜君) この委員会に全閣僚がそろうようにという御指示でございますので、百分間はここへ座っていることとさせていただきます。

から、その後はきょうは通信委員会でのNHKの決算がございまして時間がとれないものですから、五時間かかるものですか、もしお許しがいただけすれば、このままこの場を失礼いたします、連絡をとりたいと思っております。

○安恒良一君 そんなこと聞いているんじゃないんです。委員会が始まるのは十時です。あなたがわかったのはきょうの午後五時。きのうの夜中でしょう。十時までの時間あるじゃないですか。そんな、あなた言ひ逃れしたためです。そのことはいいですが、あなたは不誠実です。

そこで、総理にお伺いをしたいんです。というのは、最近新聞に新しい言葉が出ておまして、妻が妻の高石さん、秘書が秘書の宮澤さん、専ら沈黙の中曽根さん、そしてつかつかさの竹下さんと、こういう言葉が出ておるんですが、私たちはこの問題が起きたときから、すなわちリクルート側が贈ったのは秘書ではないんだろ。か。いわゆるそれそれの本人ではないんだろ。か。わかりやすい言葉で言う、秘書に贈ったんじゃない。親方の方に贈ったんじゃない。こういうことで、この問題についていろいろあなたたちに聞いたでございましてあります。このことの真実がきょう出てきました。すなわち村田氏に贈られた半分が真藤さんの口座に入っている、ということは、これはもう間違いない事実ですから、そういうことになると、私たちはこの問題が起ったときに、それは竹下さんの秘書の青木さんじゃなくて竹下方、宮澤方、中曽根方、真藤方、ここに金が贈られたのではないかと、このことを再三再四いろんな角度から質疑をし、問題をただしてきたところであります。ところが、皆さんは専ら青木さんがとか、福田さんがとか、こういうことを言われたんですが、きょうこのよう新しい事実が出てきました。

そこで、この点について総理はどうお考えになるかというのと同時に、総理があくまでも身の潔白を御主張くださるならば、やはり委員会の相談事ということとじゃなくして、資料を提出をして

心配しておりますのは、それがいわゆる消費税の税率、中曽根さんの売上税のときは五％だったんですね。それから、ヨーロッパ各国の付加価値税を見ますと一〇％以下というのはないんです。だ

から、どうも税率が引き上げられるんじゃないか、こんな不安があります。これに対してあなたは、いや、国会があるからという答弁をされましたが、そこでもお考えなら、増税の不安を与えないための歯止め策を法案に明記したらどうか、私はこう思いますが、その点どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 法案明記、これは難しいことです。結果として、いつも申し上げますが、今の租税法定主義の議論はもう何回も言いましたからやめたといまして、やはり現内閣のまず考え方をものを理解していただくことではなからうか。いろんな議論の中に国民負担率とか考えてみました。しかし、やはりそれを法案に明示するのは非常に困難だというふうに感じたわけでありました。

○安恒良一君 きょうは総理は言われませんでした、今までこのことを聞きますと、総理のお好きな言葉では歴史の二ことという言葉を盛んにお使いになるんですね。解散をしないかと言ったら、これも歴史の二ことまでという答弁で切り抜けられましたし、税率の点でも、歴史の二ことであるから後代の人を縛ることができないと今まで同僚委員の質問にあたっては答弁されました。

ところが、その論理はまことに私は勝手な論理だと。というのは、新しく消費税を創設するといふことは、これは完全に後代を縛る政策をあなたはやられているんですね、新しく今までなかった税制をここでやるわけですから。そうすると、あなたが言われる歴史の二ことと後代の人を縛ることはやらない方がいいということと全く矛盾が矛盾していますね。あなたは全く自分の御都合主義を御主張されていると思います。ですから私は、率直に言って、あなたは言いくいと思いがすが、どうもあなたの本心の中には税率を引き上げる、こういうことが心の中にきちっとある、もしくは頭の中にある、こういうふうな今まで多くの同僚委員とのやりとりを聞いておきますと断ぜざるを得ません。これは明確に申し上げておきます。

そこで、いわゆるあなたの税制改革の基本理念の所得、消費、資産の間で均衡のとれた税体系にする、こういうことをあなたは言われていますが、今回の税制改革を、それをどういうふうな実現をするのかという点で、本心に納税者は三つの課税対象間で均衡がとれたとは思っていないと思います。確かに所得税減税は行われました。しかしながら、消費税の創設で大多数の人々は負担増にこれはなりません。それから、いわゆる資産課税では株式譲渡益に原則課税を宣伝しながら、そして不公平を正すとあなたは言っている。しかし結果は、有取税を引き下げて売却額の一%の課税で済むという分離課税でお茶を濁す等、不十分の一語に尽きます。さらに土地、株の異常な値上がり、持てる人と持てない人の資産の格差は今日重大な政治問題とすらなっています。そうしたこの実態を見まして、だれもが所得、消費、消費で均衡のある税制になると思っていないのであります。すなわちこの資産優遇、金持ち優遇の日本の税制はそのまま温存されているのではないでしようか。この点についてはっきり答弁をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは去る予算委員会のときでございましたが、所得、消費、資産、このバランスについて定量的なものを示したらどうだと。ところが、私自身いつもその議論をしながら矛盾を感じますのは、そもそも直間比率などというものはあらかじめア prioriに決めるものではなくして結果として生ずるものである、こういうことをたびたび申し上げてきた。そこにある種の矛盾というものを私も答弁しながら感じておるわけでありまして。そうすると現行のアンバランスというものは、やはり稼得所得に偏っておるというところからバランスが欠けておるという重税感があるから、それを少しでも正していこうという形で、おっしゃいますとおり、新税であります今回の消費税というものをお願いいたしておるところであります。

いわゆる譲渡所得の中の株式売買に関するもの等につきましても、私も十全であるとは思っておりませんから、今の御指摘を全部ノーと言う考えはございませんが、将来総合課税方式等に向かつて着々と整備がされていくべきものである。しかし、当面いわゆる原則非課税から原則課税、そしてさらに修正をいただいたという段階であると思っております。

○安恒良一君 どうも総理の答弁ははっきりいたしません。再度聞きますが、政府・自民党の皆さん方は金持ちと資産家を代表するもので、ですからそこへ課税強化ができないということであるならば、これは明確に答弁をしてもらいたい。

そこで聞きたいのですが、何が原因で、国民の多くが望んでいる資産課税の不公平は正がでないのか、ひとつお考えを聞かせてください。

○国務大臣(竹下登君) 何が原因かとおっしゃいますと大変難しい問題でございますが、ぎりぎりさかのぼっていけば、いわゆる私有財産制度の肯定というところに到達するかと思うわけでありまして、しかし、いわゆる資産性所得に対しましては、それぞれの見直し、重課措置等も今度の改正案の中において御審議をお願いをしておるところでございます。

○安恒良一君 私は、はっきりあなたはおっしゃいませんでした、資産課税で国民の期待にこたえられないのは、資産及び資産から生ずる所得の把握体制が全然できていない、こういうことではないでしょうか。しかもその根本原因は何かという点と、戦後ずっとこたえられた資本蓄積の優遇税制ですね、例えば株式の非課税、配当や利子の優遇、土地取得保有の優遇、こういうところに原因がある。ですから、この税制を抜本的に、かつ納税者の方に目に見えるような形として、是正、改革が行われないと国民は納得をしないと思ひます。こういう点についてどうお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) 今おっしゃった資産性所得というのに対しては把握の困難性と申しますか、これは私もわかりません。だから、極言いたしますならば、総合課税への方向に進む場合、昭和二十二年ごろのいわゆる賦課制から申告制になるときはなかった議論でございますけれども、五十三三年からの答申の中にありますいわゆるカード制というものが、それが今日も議論され、昨日小委員会の報告が来たというところから、これからやっぱり一つのポイントとして議論を詰めていくべきところではなからうかなというふうに思っております。

○安恒良一君 私は、この問題を解決するためには、やはり納税者番号の実施ということについては、考えなきやならぬと思ひます。何と云っても、資産課税の不公平は正のためには、実態の把握体制の整備、これを第一に着手するということが必要だろう。

そこで、政府税調は昨日、納税者番号等検討小委員会の報告が出ました。この中で、いろいろとり方ありますが、いわゆる番号制を導入することについて、アメリカ型とヨーロッパ型ということ、新聞の見出しでは、アメリカ型に重点とか、これはまあ読み方はありますが、こういうのが出たことは事実であります。そこで政府としては、この答申が出ましたので、私はできるだけ早い通常国会等に法案を提出すべきだと思ひますが、若干の準備期間等も要するというところであるならば、いつの国会にこういうことについて法案の提出をされるのか。それから、私は、四年先とか何年先といういろいろなことを言っておられますが、実施の時期は早めるべきだと思ひます。特に、グリーンカードの二の舞を踏んではいけないと思ひます。それから三つ目には、まさかこの税調の答申よりも後退をすることにはならないでしょうね。こういう点についてお考えをお聞かせください。

○国務大臣(竹下登君) せっかくのお尋ねでございますが、若干専門家の助けをかりなきやならぬ点がございします。私もまだざっと読ませていた

いたばかりでございますけれども、今御指摘なさった三つの点がございまして。我々が今日までいろいろ議論してきた経過もございまして。

私は、方向としてそうあるべきだというふうな環境は整ってきてもおもうと思っております。グリーンカードの経験をしたのも私でございますから、そういう考えはございまして。で、新聞等の域を出ておりませんけれども、四年後とか言っておられるのは、例のマル優のときからの総合課税への移行年度というふうなことを念頭に記事をお書きになったのかなというふうなことでございまして、今私自身が、それは安恒さん、これぐらい議論してからやりましょうやと言っただけの、まあまあお答えをする能力にまだ到達してない。これは残念ながらそう申し上げなきゃならぬと思っております。

○安恒良一君 まだ十分読んでないということですから、これ以上これで時間とてやむを得ませんので、早速にお読みになって、いずれこの法案審議の中では、やはり今私が申し上げた、この答申について政府はどう処理をするのか、それからその処理の実施の時期、こういうことについてはこの法案審議中にひとつ明らかにしていただきたい。今は、無理だとおっしゃいますから、これ以上聞かせません。

次に、消費税に関する質問に入りたいと思っております。そこで私は、消費税に対する基本的な考え方を明確にして質疑に入ります。

まず、消費税には反対であります。その反対の理由は、第一に、消費税創設の前に、納税者から強烈な怨望の的になってくる不公平税制を徹底的に改めることが必要であります。第二番目には、現状で消費税をつくるならば、不公平税制を一段と拡大する、そして新しく消費税という新しい不公平をつくり出すことになりまして。第三番目には、総理が国会で答弁をされました七つの懸念というのがございまして。それを最近総理は、解消と言わなくて中和という言葉を使い出されていまして、

が、解消ないし中和が何一つできていないのであります。この三点が私が消費税反対の最大の理由であります。

そこで、総理にお聞きしたいんです。この三点について納税者を納得させる自信がございまして。か。そういうことがあるならば答弁で聞かしてくださいます。簡潔に問題を絞って聞かしてくださいます。○国務大臣(竹下登君) 三つの点でございまして、まず、最後におっしゃいました七つの懸念、あるいは地方財政を含めると八つの懸念というふうなことに整理させていただいておりますが、これについては、関係者との協議の中で私は中和という言葉を使わしていただきましたが、これも余り科学的な言葉じゃございませんけれども、中和できる課題であるというつもりで今日までもいろいろ御議論を申し上げておるところであります。

それから、消費税そのものの持つ不公平性、いろいろ議論のございまして免税点問題とか簡易課税問題とか等々の問題がございまして。それらは、現段階でこの制度になじみの少ない我が国としては、現状はこれで御寛容いただきたいという話でもってこの御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、基本的に存在しておるとおっしゃるまだ手のつかない問題がたくさんございまして。いわゆる不公平感のある、不公平税制とあえて申し上げましよう、こういう点につきましては引き続き検討と、こういうことであらうかと思われま

す。○安恒良一君 総理の御答弁、簡潔にとお願いしましたから、なおだつたと思ひますが、全く今までおっしゃったことで何一つ新しい答弁をお聞きすることができませんでした。総理の答弁どおりだということになりますと、どうして六〇から七〇のパーセントに達する人々が消費税に反対しているんですか、これは世論調査でですね。どうも総理の言葉を聞いてみると、渡辺さんとは違ひますから、わからず屋とまではおっしゃらないと思ひますが、どうも総理、若干そんなニュアンス

で、国民の理解が不十分だと、こう言われていま

す。私が前段に指摘しましたように、戦後のシャウブ税制を資本蓄積のためにゆがめて、そのしわ寄せが勤労者に多く押しつけられた。そのことは勤労者はよく承知してあります。だから、どうも政府の税制改革は信用できない、不公平税制を改められない、こういう判断をしているためにたくさんの方が反対だということになると思ふんです。税のゆがみの根本を改革しないで消費税を創設しますと、所得の高い人は多くの消費をするとか、今まで税金を納めなかった人も納税する、だからこれは広く薄くだと、こういう説明をされますが、それでは説得力を持たないものであります。

ですから、この点について総理に再答弁を求めますと同時に、この税制、制度を通じる所得の再配分機能というものは、これは小さい方がいいとい

うのが総理のお考えでしょうか。その二点についてお考えを聞かしてください。○国務大臣(竹下登君) 税の持つ所得の再配分機能というものは、小さい方がいいとい

ても申しましようか、その理想的な姿としては、可能な限り貧富の格差がなくなつて広く薄く国民全体がこれを負担するというのが理想的な姿であると思ひます。それは、税制のその前の諸政策等によってでき

る社会構造というものを前提にしての話でございますが、これが理想的なことではなからうかというふうに思っております。○安恒良一君 いや、総理、私がお聞きしたのは、税制というのは所得再配分の機能を十分持っているわけですね。これは小さい方がいいとい

ふに思われてるんでしょいかどうでしょうかというのを聞いてるわけですが、どうもちょっとあなたの答弁、わからないですね、何を言われたか。○国務大臣(竹下登君) 所得再配分機能があつて

みに機能しまして、国民の皆様方も大変この社会になんて勤勞していただいて平準化した社会ができたならば、結果的にできるだけ小さい所得再配分と、社会共通の経費をみんなで払おうというふうになるのが政治の理想かなと、こんな形で申し上げたわけでございます。

○安恒良一君 どうも総理の説明ね、ナマズのようによくわからないんですが、一言指摘をしておきたいことは、やっぱり所得再配分機能というのを私たちは税制について非常に大事に考えているんです。総理はそのところを非常にどうも安易にお考えになつていらっしゃるんじゃないかというふうにはあなたの答弁を聞きます。これは政治の基本理念にかかわるものですから、所得再配分というものは、国民大衆、国民のためにということに重点がやっぱり置かれなきゃならぬわけですから。

それと同時に、同僚議員の質問に対してあなたは、税制、制度を通ずる所得再配分、いま一つが支出面での再配分、こういうことをよく言われま

した。この両方がないといふのだ、いわゆる所得再配分というのは税制面でもやる、それから国の財政支出の方でもやる、こういうことをあなたはよく言われましたね、今までの答弁で。しかし、私から言わせると両面がないといふことは否定をしません。しかし、一方をいかに放つてしま

して、他方でこれを補つて済むというもののじやない。すなわち税制の方の所得再配分機能をいかにげんにしておつて財政支出面での再配分を持たせる、それで補うというところで済むものでは、私は税制の本来の理念からそれはないと思ふんです。

ですから、少なくとも国が国民大衆のかかりにおける公平、公正、信頼が得られるかどうか、こういうことについては税制における所得再配分というのは非常に重要なポイントになると思ふんです。ポイントになると思ふんです。ですから、総理が足りない点といふことが補う点といふかわかりませんが、支出でやると言われた考え方、私はどうも今国民が持っている税の不公平の感じの解消にはならぬと思ひますが、その点はどうですか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、税そのものが応益主義ということよりも今おっしゃった応能主義的な考え方、基本に立てば、これは所得の再配分機能そのものを発揮すべきものであるというふう

に思っております。しかしながら、その基本には、これは応能主義であれ、やっぱり公平性というものを国民自身が感ずべきものである、これほど不公平税制という言葉をきいてきた今日でございますから、国民の皆様方みんながいろいろなところに不公平感をお持ちである、それを少しでも是正していく努力を続けなければならぬ、このように思っております。

○安恒良一君 私は、戦後日本の税制の生みの親と言われているシャープ博士が先日来日されて、どんな税制でも納税者がそれを公平だと思わなければうまくいかないと述べられていますが、まさに至言だと思えます。

そこで、私はどうもさつきからの消費税法は欠陥法だと思つて、最大の欠陥は、新たな不公平税制をつくることだと私は指摘をしてるところです。そこで、クロヨン、株式の売却益、医師優遇、みなし法人等々納税者が不公平として挙げている事項がございます。これの根本原因は何でしょうか。これらの不公平税制の一つだけ理由を挙げていただきたい。厚生大臣、通産大臣、自治大臣、総理、各大臣から今申し上げたやつの一つだけの理由を挙げてみてください。

○国務大臣(藤本孝雄君) 医師優遇税制の問題につきまして御指摘がございました。

今日までの経過、経緯につきましては先生よく御存じでございますのでくどくど申し上げる必要はないかと思いますが、社会保険診療報酬につきましてみなし経費率が認められておりますことにつきまして、このことが不公平であるという御指摘があることはよく承知をいたしております。

○国務大臣(田村元君) 一つだけと言われてもちょっと答えようがないんですが、まあ強いて申し上げれば、どういいますか、国民の税に対する不公平感というものは、所得課税への依存の高まり

や捕捉のアンバランスというのによつて給与所得者の税負担感が強くなったことに起因するのではなからうか。一つだけということなものですから……。

○国務大臣(堀山静六君) これまた、一つだけと言われまして返答に窮するわけでございますが、地方自治団体で御指摘の問題点は、恐らく租税の一定の政策目的に誘導するためのことでございまして、臨時異例の措置でございまして、絶えず見直しを行うということによつてこの弊害の除去を図っているつもりでございます。

○安恒良一君 総理。

○国務大臣(竹下登君) 一つだけと申しますと、やっぱり所得税法上における所得十種類のそれぞれの捕捉体系ということであるかと思ひます。

○安恒良一君 私はわざと聞いたわけではなくて、それぞれの所管があるからお聞きしたわけですね。通産大臣なんというのはやっぱり企業全体の問題がありますから、そういうことでいいですと、必ずしも皆さんの御答弁納得できないものがあります。私は、総理はさすがだと思ひますが、一口で言うならば所得と税の捕捉の格差ではないでしょうか。総理もそれらしいことを今言われたんです。すなわち捕捉の格差、すなわち等しからざるを感ずっているんですよ、国民は。等しからざるを。政府は、それはそうじゃないんだと、所得税率の累進度の刻みが重税感を与えていると、こういうことを中心に判断されておる。それ私も全然ないとは思ひません。しかし、一番最大の重税感というのは所得と税の捕捉の格差、これが重税感を感じる税の不信の根本だと私は思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 消費税というのは、原則

的にいわゆる消費の多寡によつて比例的な公平性がある、これは言えると思ひます。一方、いろいろ議論のあります免税点問題とか簡易納税方式とかいうところに別の意味の、今はお許しいただかなきゃなりませんが、不公平というものを感ぜられる面があるだろうということを私は否定いたしません。

他のいわゆる不公平税制というのは、この消費税が入ったから直ちに直つたというものでは必ずしもないと思ひます。強いて申しますならば、個別物品税が均等化したというところの公平感ということは言えるだろうと思ひます。

○安恒良一君 どうもそこも総理の答弁は明確でないんですが、やはりこれは納税者に納税をしてもらわなきゃいけないんですからね。消費税というものは末端消費者が払うんです。どうもあなたの答弁で、私が聞いた、あなたも最大の理由として挙げられた、所得と税の捕捉格差、これが改善されるというふうにはなかなか聞かれないんですよ。もう一回、今度消費税をやることによって所得と税の捕捉格差はこのように改善をされる、国民は安心しない、払う側は安心しない、と、こういうことについて聞かしてください。

○国務大臣(竹下登君) これこそ専門家の助けをかりなきゃならぬと思ひますが、捕捉の問題と消費税とを直に結びつけるというのは、私は難しい問題だろうというふうに感じます。

○安恒良一君 それじゃ、さらにその中身を少しあれしてみたいと思ひますが、まず納税義務者、課税売上高三千万円以上といいますが、納税義務者の認定方法を説明してください。

○政府委員(水野勝君) 納税義務者は、基本的には資産の譲渡等をする者でございまして、御指摘のように、免税点の問題がございまして、免税点は三千万円でございまして、これは基準期間におきまして三千万円を超えれば課税売上高が三千万円を超えれば、前々年あるいは前々事業年度でございまして、

○安恒良一君 前々年の売上高は、これは事業者の申告ですか。それともサラリーマンのように、申告しないで税務当局が把握するんですか。

○政府委員(水野勝君) 納税義務者自身の計算によりまして計算をされ、申告をされる。それが適正かどうかは国税当局が調査していただくという事です。

○安恒良一君 そんなこと聞いてないんだ。申告制かと言ったら、申告制なら申告制と、こう言うてくだされ。

そうすると、申告がない限り、消費税の納税義務の認定は原則的にできないですね。そうしますと、これまでの我が国の税制でもう既に証明済みであります。所得、税の捕捉の格差は縮まらぬ、申告制ですから。不公平感依然として大きく残る。こういうことになるんじゃないでしょうか。総理、このところはどうか。

○政府委員(水野勝君) その点は、一つは売上高というところでございまして所得という点につきましましてはかなりの技術的になります。売上高三千万円というところからかなり外形的に所得税、法人税以上にはつきりするのではないかと。したがいましめて、その点につきましては消費者なり国税当局の目も行き届く。またその点につきましては、国税当局から常日ごろの御指導も十分申し上げたいと思ひます。

○安恒良一君 そう言つても、自主申告が適正に行われなかったからクロヨンという問題が起こつておるわけじゃないですか。今回もこれは申告制ですからね。

ですから私は、何か消費税を入れれば不公平感の解消に役立つと、こういうことがよく宣伝されていまして、今の税制でも自主申告というところでクロヨン等が起こつて非常に税制に対する信頼が失われている。その失われている信頼を上塗りすることになるんじゃないかと、これは今回も申告制ですから。そういう点については、私はこういうふうにさらにクロヨンを増幅するような税制というのはやめるべきではないかと思ひますが、総理、

その点はどうですか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、昭和二十二年のときあの申告制というものを宣言したときを思い出しますと、みんなの申告を信用すべきものであるから従来のように賦課するという精神を変えようというときから見ますと、クロヨンという言葉ができたのも本当はその申告制に対する信頼の問題が失われたからそんな言葉ができてきたのかなと思っておりますが、しかしあの昭和二十二年、占領下に賦課制から申告制に変わったという原則だけは私は貫きたいものだと思っております。

○安恒良一君 どうも総理の論理というのは税金を取り立てる側だけの論理だと思っております。私は、やっぱり払う側の論理というものを税金というものはお考えにならないといけないと思っております。

というのは、例えば今回はクロヨンで所得税を免れた人も消費した税金を納めるから公平になるじゃないかという言い方をあなたは盛んにされるんです。しかしサラリーマンは既に源泉徴収で天引きで、これは残業時間まで一銭もごまかしなく取られているわけです。その上に、今度はサラリーマンも同じように消費税がかかってくるわけです。ですから、今までクロヨン関係で税を免れた人だけから消費税を取るといわけじゃないんですからね。

そういう点からいって、何といっても私は今言っているように、サラリーマンを納得させるためには不公平税制、クロヨンもその一つなので、そういうことに手をつけないまま、放置したまま所得税が所得の捕捉格差を補ったということにはならないんですよ。そこをどうも、政府並びにあなたの税の論理というのはや税を取り立てる側だけの立場から見た税制論議ではないか、こう思うんですが、取られる側、特に所得税を多く取られている多くのサラリーマン、労働者がいるんですが、その方々のところをあなたはお考えになったことがありますか、今言ったことについて。

○国務大臣(竹下登君) これは所得税に限って申しますと、所得の十種類のうちのいわゆる給与所得、なかなか源泉徴収、これがまさにクロヨンの九というものとして言われておるところでございまして、他の事業所得でございましてとかあるいはその中にみなし法人とかいろいろな問題も出てまいりますが、そうしたものの不公平は正というのは今度も幾ばくかお願いしておりますが、引き続きこれは熱心に検討すべき課題であると思っております。

だから、サラリーマンの方が、すっぱんぽんという言葉は適切でございせんが、いわゆるクロヨンと言われる九以上であるという認識は私も十分持っております。

○安恒良一君 総理以下、そこに資料を提出してありますから、これをもとにしながら少し論争したいと思っておりますので、資料をある程度見ながら言っていたきたい、これからの質問に答えていただきたいと思っております。

まず、消費税を納めた人の立場から見ると、自分の納めた消費税が適正課税であるという保証と、いま一つ重要なことは、業者に預けた消費税がび一文間違いないに納付されることを保証する、そういうことが証明できる今度の仕組みになっていきますか。

○政府委員(水野勝君) これは間接税一般の仕組みでございまして、とにかく事業者は納めていただく、それは消費者に転嫁をしていただくのが本来の姿でございまして、その消費者に上乗せしていただいたものは適正に納めていただくというのがこれは間接税一般の仕組みでございまして、そういう意味におきましては、これは従来の間接税一般の中のそういうシステムでございまして、御指摘の点についてこの消費税が特段の何らかの仕組みを含んでいるということまではいっていいわけではございません。

○安恒良一君 主税局長の答弁がほとんど、私から言うに適當な答弁、税の専門家の立場からの答弁だと思いますが、実際、全然今の答弁を聞いて

おつても自信がないですね。

というのは、極端な場合、その図表を見ていただきたいんです。いわゆる「消費税の仕組み」で前と本音」と書いてありますね。これをひとつ見ていただきたいんですが、「小売業者の実際の販売形態」は、仕入価格、A商品八百円、以下ずっとあります。これは同じマーチンじゃないんです。四五%からいろいろのマーチンを掛けます。そうすると、そこに書いてある売り値になりますね。その売り値になって、実は三%の税をかけていきますから、私がここで計算したとおり五千三百五十六円にこれはなります、実際販売価格は。ところが、小売業者は帳簿上でこれがやれることになっていきます。でありますから、例えば政府はレジで支払い額に三%を上乗せして税金を取ることを認める、こう言っているんですからね。

ですから、今私が言ったようなことで、この「小売業者の実際の販売形態」というのはこういうふうになっている。しかし、いざ納税するとき今度は帳簿方式でやりますから、結果的にいわゆるマーチン率を二五%というふうに仮定しますと、書いてあるような方式でこれは消費税込みの価格が出てくるわけです。そうしますと、この差額二百六円、これはどこにつくんだらうという心配が一つはあるわけですね。ですから、こういうやり方でいきますと消費者としてはたまりませんし、業者不信という問題が起きると思っております、どうですか。

○政府委員(水野勝君) 委員の御指摘が、簡易課税制度によりましてその一つの問題であるというところでございまして、これはまさにある程度制度の精緻さを犠牲にしまして簡便性を採用した面がございまして、そうした面はございまして。ただ、一般的に申し上げれば、納税義務額は、現実の売り値の税抜きでございまして三分の三になりまして、その分を業者が懐に入れるとさかというようにすることはないかと思っております。

○安恒良一君 総理、この点は簡易課税方式では取り立てる方はこれで取り立てられるんですよ、下の方法で。ところが、払うときには簡易課税方式ではこういう実態が出てくるわけですから、そういうのは実際は起り得ないとか、やらぬだらうとか、業者を信用していると、こういう話だけですが、これは私は非常に重大な問題だと思っておりますが、総理、この防止はどうされるんですか。

○国務大臣(竹下登君) もとより専門的完全な知識を持つておるわけではございせんが、簡易課税方式というものをとった限りにおいてはある程度の精緻さを欠くということは私も率直にそのとおりだと思っております。

○安恒良一君 そこで、総理はそのことを認められたんですが、とにかく業者は総売り上げに三%掛けて税金を納めるやり方をしますからね。ところが、今申し上げたように、Aという商品は税金がゼロとか、Bという商品は逆に六%にして相殺することもできるわけですね。それから、いよいよ小さい業者になりますと、どうしても税金を自分の利益を圧縮してでも払うという人すらこれはまた出てくるわけです。まさに千差万別になる。こういう税法のもとで適正なことが執行できるのかとか、便乗とか、もしくは過剰とか、こういう課税の問題が出てくる。ですから、そういう場合に実際に買い物をした消費者は何で良かったらいいんでしょ。どうしたらわかるか。例えばAという商品に過剰に税金を払われた。税務署に相談に行くときにはどんな資料、材料を整えたらいいのしょうか。また、税務署がその苦情に的確かつ間違いなくこたえられるか、こういう点について総理どうお考えですか。

○政府委員(水野勝君) これは消費税という名称ではございまして、納税義務者は事業者で、事業者が現実消費者にお売りになったその三%を納めていただくというところでございまして、消費者としては自分のお買いになった物の中に三%入っているということをお考えをいただくのではな

いかと思うわけでございます。

○安恒良一君 消費者は自分で物やサービスを買
うんですよ。そして支払われる消費税が正確か、
適正かと買物の現場で判断ができない。そんな
やり方で税を消費者から取るというのでは、私
は税を払う消費者の財産権の侵害の危険が非常
に多いと思うんですよ。少なくとも百歩譲って、消
費税を過剰に支払わされたならば、税務署、業者
のどちらが返してくれるんですか。もしくは、不
適正に支払われた場合の救済策がないこの問題
は解決しないと思う。業者が確実に取るんだから
おまえたは信用して納めればいい、という言い
方、それでは国民は納得しません。どうですか。

○政府委員(水野勝君) そこは間接税一般の話で
ございまして、委員御承知のように、そこは納
税義務者と国との関係でございまして、それは現
在の一種物品、指輪を買えばその中に一五%入っ
ている、料理飲食をすれば一〇%入っている、それ
はお客さんからいただきますが、あくまで法律関
係は国と納税義務者、地方団体と納税義務者との
関連、事業者との関連でございまして。

○安恒良一君 そんなこと聞いているんじゃない
んですよ。今、私が簡易課税方式をとる場合の例
を挙げたでしょう。税率を六にしたりゼロにし
たりいろいろして、総額で三%というやり方でや
る業者もあれば、一つ一つの品目にかけてやるや
り方、いろいろある。そのときに消費者というの
は消費税がかかっているから三%取られるという
ことはわかります。わかりますが、本当に実態が
そうになっているのか。簡易課税方式、帳簿方式で
取る場合にはそのとおりになっていないんです
か。ですから、私が今言っていることは、こうい
う場合は消費者がどうもおれは税を過剰に取られ
た、こう思ったときに消費者が問題を起した
ら、それは税務署が返還をするのですか、業者が
返還をするのですか、不適正に支払われたとい
う場合の救済策は何ですか、こういうことを聞い
ているんですよ。あなたは消費税だから、間接税一
般論だからそれでいいじゃないかと。それは全く

税を取る側だけの立場なんだよ、そんなことは。
税を取る側だけだからそんなこと簡単に言うんだ
よ。

○政府委員(水野勝君) 消費税の導入に当たりま
しては、やはりそこは合理的にそれぞれの商品に
つきまして三%ずつ転嫁していただくのが適切で
あり必要であらうかと思うわけでございまして。
もちろん四捨五入なり切り捨て等の問題がござい
ます。しかし、やはりそこは合理的な範囲でござい
ます。それから経済企画庁に物価モニターもご
ざいます。そうしたことで、不適正な転嫁が行わ
れている場合にはそこは私も御指導申し上げる
ということではないかと思うわけでございまして。

○安恒良一君 総理、やっぱり簡易課税という
ところについて問題があるんですよ。その事実を認
めぬであんな三百代言的な答弁をしてもだめなん
だよ。簡易課税、税率というところに問題がある
わけだ。そういう点についてどうされるんです
か。

それじゃひとつお聞きしましょう。
まず運輸大臣にお聞きしますが、過疎バスは国
から年間約百億、地方自治体から約百億の補助金
をもらっています。そういうところにも三%の税
金をおかけになるんですか。そして、その場
合はどういう措置をされるんですか。今のこと
はちょっと外れますが、私はあえてわかるために
税のかけ方、転嫁の問題もあわせてこの際聞いて
おく必要があると思って運輸大臣にお聞きをし
ています。

それから、運輸産業というのは人件費比率が七
〇、八〇というのが大きいですね。こういう
いう場合は、やはり総売り上げの三%というこ
とが税制になるわけですが、そういう点について運
輸産業で非常に人件費比率が、他の製造工業で
せいぜい二、三%、運輸産業で、特にハイヤ
ー、タクシー、バスそれからトラック運送業、非
常に人件費比率が高いんですね。そういうところ
についてはどういふふうな税の適用をされるん
ですか。きのうあなたの答弁は大分あいまいでし

た。初乗り運賃と定期とかなんとかぐちぐち
言われたんですが、そこらを含めて考えを聞かせ
てください。

○政府委員(塩田達夫君) お答え申し上げます。
ただいま御指摘の二番目の問題についてお答え
を申し上げますが、運賃料金の消費税額分の転嫁
の具体的な方法につきましては今後事業者等の意
向も踏まえて決定をしていく必要があると思いま
すが、運輸省といたしましては現行の運賃料金に
三%を加算することを基本といたしまして、これ
によりまして事業者全体の増収率三%に過不足が
生じる場合には三%の増収の範囲内で所要の調整
を行っていきたく考えております。

例えば、現行の運賃料金に三%を加算して四捨
五入によつて十円単位で運賃料金を設定するとい
うようなことも考えられます。これによつて三%
の増収に過不足が生じる場合には三%の増収の範
囲でいろいろ工夫をして事業者全体として三%
の増収になるように調整することも一つの考え方
であらうと考えておりますが、いずれにしまし
ても今後ともこの枠の中で個々の事業者の意向を踏
まえて適切に対処してまいりたいと考えています。

○安恒良一君 どうもわかりかねますが、これで
やっておつたら時間がかかりすぎますからまた改めて
集中的に消費税をやるのときにいろいろなことを聞き
たいと思います。
どうも私はさつきからこのやりとりを聞いてい
ますと、自分の払うところの消費税が適正かどう
かというのが非常にわからない、特に簡易課税方
式をとられると。そんなことがあいまいなまま
もしくは過剰に支払われたらどういふふうな救済
をされるのか、返金はどうかされるのか、そんなこ
とがあいまいなまま国民は本当に消費税を払うと
お考えでしょうか。まずどうも国民は、こういう
消費税のあり方というの自分の財産権の侵害だ
と、こういうふうな考えを私は思うんですが、
今言ったような非常なあいまいさを残したまま皆
さん方は消費税をお払いになるのでしょうか。通産
大臣、農水大臣、運輸大臣、それと総理にお聞き

します。
○国務大臣(田村元君) この簡易課税制度とか免
税点制度というものが採用されておりますのは、
これは消費者が本来負担すべき税を納税する中小
事業者の納税事務負担に配慮するために特に設け
られたものだ、というふうな考えをしますと、税
額の把握の非常に正確な精緻さを若干犠牲にして
でも消費者の利益を不当に害するものではない、
こういうふうには私は思っております。

と申しますのは、零細企業でございまして、
零細企業に対する配慮というものは、これは大企
業相当の配慮をすべきものではない。やはりもっ
と厚き配慮がなされてしかるべきものというこ
とになりますと、特に免税点制度、いわゆる三千万
円以下というふうな企業につきましては、これは
もうまさに企業としての福祉の対象と言つてもい
いぐらいのこととございまして、そういう意味
では、私は全体としてもそう大したことはないとい
うことを考えれば、それほど目くじらを立てる
ほどのことではないんじゃないかというのが私の
気持ちでございまして。

○国務大臣(佐藤隆君) 農業の方はまたちょっと
特殊でございまして、いわゆる農業の種類別に
は、専業農家もあれば一兼、二兼、特に二兼兼業
農家というものが全農家の七割も占めておるわけ
でございまして、そういう意味で非常にほかの省
の場合と違ふかと思ひますけれども、いずれにい
たしましてこれは申告制度をとつておりまし
て、特に農業の場合はその地域その地域によつて
行政と税務当局と農業者、また農業団体と一緒に
農業所得標準、これを合意して、それに基づいて
申告をさせておるというふうなこともございまし
て、ちょっと特殊でございまして。

○安恒良一君 私が質問しているのは、業者の立
場じゃなくて、そういう問題があるのを税を納め
る側としての立場でお聞きしたんですが、いずれ
も話がポイントを外れておりますから結構です。も
う時間をとるのがもったいないですから、ほかの
大臣ももう結構です。お二人聞いて大体わかりま

した。ですから、その点は時間がありませんからまた聞かせてもらいます。結構です。

そこで今度は、消費者が業者に支払った消費税という金の性格は、総理、どういふふうに理解したいのでしょうか。

○政府委員(水野勝彦) これは、消費者からお預かりし国に納める、いわば一種の預かり金的な、強いて言えばそういう性質のものになるかと思うわけでございます。

○安恒良一君 総理に聞いていますね。この金の性格で最も大切なことは、公金なのか、それとも一般に言われている業者の売上金なのか、この点どちらですか。消費者が払ったお金は公金、公金の金なのか、それとも一般に言われる業者の売上金なのか、どちらですか。その点だけはっきりしてください。

○政府委員(水野勝彦) 納付されればこれは公金でございますけれども、仮受けとして経理されるこれは普通の預かり金であり、公金ではない仮受金に属するものではないかと思ひます。

○安恒良一君 そんなばかな話ないじゃないですか。納付されればというのは、私が品物を買に行ったらレジで払っちゃうんですよ。払ったことは納付じゃないですか、消費者の立場で言うとうすから、消費者の立場から言いますと、私は税金として、消費税として払ったんですから、これは真正正銘の公金であることは間違いないんじゃないですか、総理。あんな預かり金というのはどういふことなんですか。消費者は物を買った途端に三割払う。これは消費税として払っているんですから公金の金でしょう。この点どうですか、総理。

○国務大臣(竹下登君) これは恐らく、今話を聞きたながら、私も詳しくはございせんが、商法上の定義の中へ入っていくのかなと思ひましたが、私もちっぽけな酒の製造業者でございまして、したがって私も、やっぱりこれは売上金であつて、そしてこれは庫出税でございまして、お納めしたときに公金になるというふうな理解の仕方

で、これは私の経験だけで申しわけありません。

○安恒良一君 私は納得しません、このことは。少なくとも私が物を、洋服なら洋服を買って代金を支払ったときに消費税が三割含まれておれば、それは消費税そのものを払ったわけですから、私は預かり金を業者に預けることにはないんですよ。その分、払った途端、私たちは税金を納めている。ですから、公金であることはこれは間違いないんですよ。私はこの点は、今言われたように、この法律はそこがあいまいになっていまして、この法律の欠点は、そのことがあいまいになっていまして、私は承知した上で聞いています。この法律の欠点は、そこが非常にあいまいなんです。公金なのかどうかというものが、この法律では非常にあいまいだ。私は公金だと。

そこで、次のことをお聞きしておきます。この点を明らかにしておきたいんですが、消費税の課税期間は原則一年、そして申告納付は課税期間終了後二ヶ月以内。そこで起り得ることは、消費者から預かった消費税は、最も長い場合には十四ヶ月消費税が業者に預けられるようですが、私が先言わせた、相当の期間、公金が業者の金庫に塩漬けになるといふことはいかなるものでしょうか。相当の期間、私が先言わせた、私たちが納めたお金が業者の金庫に塩漬けになっている。長い場合には十四ヶ月これはできるわけですからね。それは早く納めようと思えば納められますよ。しかし、十四ヶ月できるんです。こういう点はいかかものではないか、総理。

○国務大臣(竹下登君) 経験的な話だけしかできません。まず、それだけはお断りしておきますが、私自身庫出税の納税義務者たる酒造業者でございまして、売上金がありまして、そして納付したならばこれは公金になって、その間は性格的に言えば売上高の一部がいわば預かり金という形になっておつて、それが納期の間まではいろいろ事業会計の中へ運用されていくというのが間接税の持つ一般的なことでないかなと。ちょっと経験だけで申し上げて申しわけありません。

○安恒良一君 それじゃ総理、あなた盛んに庫出税ばかり言われますから、資料を見せてください、この資料を。(資料を示す) 資料の一番最後に、「現行間接税等の納付期間」というものを私は出してあります。今私が言ったように長いのがあります。ここにずっと、例えば酒税、「製造所から移出した日の属する月の末日から二月以内」と、こうなっています。その他全部このようにあつて、今私が言っているように、一年も十何ヶ月も、いわゆるそういう間接税が今あります。日本今の税法をこれは全部洗つてみました。例えば、私たちサラリーマンの給与所得、これは徴収月の属する日の翌月の十日と、こういうふうになつています。これは、こういう状況です。

それから次に、資料を見てください。私はこの資料を大蔵省に計算をさせたのであります。私の計算の仮定は、一ページに仮定を置いてあります。この計算をさせました。そうしますと、この預かった金はどういうことになるのか、トヨタ自動車の場合、東芝の場合等々、各業種のトップから十位について、ここにはそれを抽出して持ってきました。例えば今言った今回の税制を、ここに書いておきます。九十九日の場合には譲渡性預金の金利により計算しました。すべてこれは読み上げませんが、計算方法はこの一ページに書いてあります。

これで見ていただきますと、この預かり金というものはこれだけの莫大な金額になるんです。例えば六十三年ですが、トヨタ自動車の場合でいきますと七十一億八千七百万、東芝の場合でいきますと三十二億九千万、そして六十四年、六十五年というふうにだんだんこれが非常に大きくなつていくわけでありまして、

きい金額になるんですよ。そして中小零細企業は預かり金が少ない、もしくは自分の利益を相殺してでも払わなきゃならない。この制度というのは、全くこういう大きな矛盾をはらんでいる。

こういう点について、この資料を見て総理、どのようにお考えになりますか。これは日本の全産業をやったんです。その中で御参考のために思つて一部抽出をしてみました。全業種をやりました。全業種を、日本の。預かり金の運用を私はこれは定期金利で回しただけです。回しただけでもこんなに、しかもそれは消費税が進行するに従つて年次ごとに大企業と中小企業の間にこれが大きくなつていく。こういう現実があるんですが、この点はどういうふうに考え、どのようにされるつもりですか。ほかの税制にはなかったことなんですか。間接税だからほかにあるあると云つていたが、ほかの方はここにちゃんと証拠を出してあるんです。これだけは今言つたようなことになる。こういう大変な矛盾、大資本擁護といひます。どうですか、その点。

○国務大臣(竹下登君) 初めから専門家の知恵をかりなきゃ完全なお答えはできませんが、私のことは聞いておりました。実は予算委員会の際に、安恒委員に私、若干時間をかけて朗読しました点についてかなりの時間を費した。ところが、今度のこの資料は大蔵省始まつて以来の作業をして、実は御協力——御協力申し上げたと言つて当たり前のことだと思ひますが、国政調査権に協力したというつもりなんです、私自身。よくここまでできたものだと思ひます。しかも、これを簡易納税方式の計算でもいいとか、そういうふうなある種の許容限度も与えていただいたというふうな承つております。

だから、今おっしゃつた問題はあり得る。間接税というものが納付期間までの間、売上高の中に含まれる預かり金の性格を持ち、それを運用し得るといふことは、これは間接税というものの持つ特性、宿命という言葉がございまして、宿命

というよりもこれは特性ではなからうか。その場合、やっぱり大企業といえども、今、東芝とかトヨタとかいう例もございましたが、それだけの多くの企業を抱え、多くの資本家、株式所有者を持つていて、それがあれば給与の上乗せになり配当の上乗せになっていくという、結果としてそういうものが生じてくるというのは、これは企業経営の中には存在することではないか。いささか素人のお答えになりました。

○安恒良一君 全然答弁になっていませんね。いいですか、例えば東芝でもトヨタでもいわゆる給与所得源泉徴収の場合には大変な煩雑な事務がかかるんですよ。ところが、それは徴収した月の属する日の翌月の十日までに税金を納めるので、一年余りも手元に残ります。ここの方だけは手元に置いてそれで株を買ったりいろんなことをしてもいい、それがその従業員の賃金になればいいじゃないかと。そんなばかげたことないですよ。税の徴収の方法というのはきょう私はここに余計かけますよ、今申し上げたように。たとえ同じにしても、片っ方は取ったらず翌月の十日までに持つてこいよ、片っ方は一年以上はったらかして持つてこいよ、その間で運用でもうけるならもうけなさいと。これじゃ納めた国民はたまらぬですよ、納めた国民は。

消費税というのはその従業員だけが払うわけじゃないんだから、東芝の製品を買うのは一般の国民が買いますよ。自動車を買うのは一般の国民が買いますよ。買って自分の納めた消費税というのはその企業のもとに一年有余置かれて、それがあなた利権に使われる、これは間接税が持つ宿命だからしょうがないじゃないかと。それであなた納得しますか、それで。そういうことで本当にあなたは全国の納税者を納得させられるか。私は、この点についてはそんなばかなことは許せないといいます。どうしても今ここであれができれば、この法案審議の最中に、どうしたら今言ったことをお金を払った消費者に納得させられる

かという考え方なり資料を総理、まだこの論議が続きますから、出してほしい。

今あなたの言われたことだけでは全然納得しませんよ。全然納得しません。ほかのあれは今言ったように少なくとも二カ月とか、こういうふうになつていくわけですからね。一番大きな手間取るのは給与所得ですよ。それなんかあなた、一カ月したなら納めろ、こうなっているんだからね。片っ方だけは大法人の場合でもこれは間接税だからいいんだと、しかもその金額がこんなに大きいんですからね。この計算方法は間違いない。私がしたわけじゃない。私は大蔵省に協力を求めて、大蔵省は大変な作業をしたことを私は知っていますよ。しかしこういうことになる。そういう点についてはぜひ総理、私は少なくともこれが審議が終わるまでの間にどうして納得させるかというのを出してもらいたいと思いますが、どうですか。

総理に聞いています。総理に。○政府委員(水野勝君) これは全く委員の御指摘、御要請の方針に従って仮定計算をしたわけでございます。一方、納税義務者に与りましては、仕入れ税額も三分含んだものを購入して売れるまではやっぱりその分は負担をしているという面もございまして、また売り上げましてもそれは直ちに現金で入ってくるか、売掛金になっているのかというところもございまして、御指摘の方針で計算をすればこうなります。また、そういう面は否定できるものではございません。しかし、前回、売上税が三カ月ごとというところの御批判をいただきました。そこで、所得税、法人税に合せてこういう仕組みをとらしていただいたというところで御理解をいただければと思うわけでございます。

それからもう一点、間接税も確かに御指摘の表で一カ月、二カ月でございしますが、たばこ税がたばこ消費税に移行したときには、最初は納期は一年でよろしいあるいは半年でよろしいというふうに、やはり最初そうした税の導入時期にはそのような特例措置も講じた経緯もあるわけでござ

います。こうした税がなじみの薄い我が国でございまして、この導入に当たりましては所得税、法人税に合せて簡易な手続をお願いすることとして御提案を申し上げたわけでございします。

○安恒良一君 総理、ああいう反論をするなら、じゃ私の言ったとおり計算したからこうなった、じゃおれたちが計算したらこうなるというのを全部出してください。全業種にわたって出してください。私がこれだけの作業を大蔵省にやらせてもらったんですから、あなたが言ったことではこうなるというなら、じゃおれたちが言ったことではこうなるというのをこの法案審議中に必ず出して、ください。それで私は論争しよう。いいですか、私が言ったこととあなたが言う言うなら、おれたちはこういふふうにする、これと同じように今度はおれたちの立場から計算して、総理、出してくれますか。それで論争しよう、そういうことを言うなら。

○国務大臣(竹下登君) いや、私が申しましたのは、全業種出せと言われたらそれは本場のところでは、全業種出せという言葉は取り消ししよう、御要請に応じ申し上げる能力は私はないと思うんです、率直に言つて。そこで、お話をして、ではこういう前提を置いてつくってみるとおっしゃったことに対しては、忠実な作業をしたわけですから、あなたのおっしゃっている間接税の持つ特性の中で、納期等の問題について専断納付金からたばこ消費税になったときの例をお話ししました。が、あのときも私が担当者でございましたが、基本的にそれは間接税というものの持つ特性は一つの特性ではないかというふうにも思っております。

○安恒良一君 私は資料を出したときに、全業種をいわれる上から十に限定をするなり仮定を置いて、その仮定を置いたことについては話し合いを十分にして計算をしてもらったつもりです。また感謝もされたつもりです。なのに、あなたのやり方で言うところなるけれども、おれたちのやり方

ではそうではないと言ったから、全業種と言いません、じゃ私が要求したと同じように、全業種の上から十だけをとって大蔵主税局長流に計算をしてその資料を出してください。そしてそれで論争しましょう。この点はどうかですか。あなたが言った流にこれを計算し直して、全業種を上から十で満たした方が言ったようにし直して、あなたたちが満足するようにして、これだけのことなら、それをひとつ出してください。いいですか、主税局長。

○政府委員(水野勝君) 御指摘をいただいております。申し上げた資料でございしますから、しかしこういう方式ならこうだというふうなもので、ここでもまたお出しして御議論申し上げるというのはいくらでも適当でもないと思っておりますので、その点はお許しをいただきたいと思います。

○安恒良一君 それは許すわけにいきません。資料を出してもらうことを要求しておきます。また次に私は議論をしたい、こう思いますから、この点は要求しておきたいと思ひます。

次に参ります。質問通告していることはたくさんあったんですが、もう時間が八分しかありませんから、私は一つだけ、総理の答弁を聞けば聞くほどとんでもない話だなと思う点がある。それは消費税の弾力運用の問題であります。

ずっとこのうから聞いています。どうも衆議院での税制改正の法案通過に当たっては、半年間の実施延期に等しい効果を持たせる、こんなことで政治的妥協が行われたと聞いています。ところが、総理は二十日、札幌に行かれまして、脱税を容認するということはない、法に基づいて税務執行するのだからあり得ないという考え方を述べられております。それから、おやめになった宮澤さんは、消費税執行前にはガイドラインを間に合わせなきゃならぬ、こういうふうに言われていたところ、納税者から見るとこんないいかげんなばかなことではないじゃないか。納税者は税金は

四月一日からきちと払う。ところが、それをも
らった側の方は、どうもあなたたちの方では適当
なさじかげんができる、そんな税金のように聞こ
えてならないんですが、その点はそれでしよ
うか。

○国務大臣(竹下登君) 公党間において再確認さ
れた合意の趣旨ということは、やはり行政府とし
てはこれは尊重をすべきものであると思つており
ます。

それに沿つた実のあるものが何であるか。私が
つじ立ちに参りましたときに、確かに弾力的運用
というのは脱税してもいいということですかとい
う素朴な質問がございまして、私が今御指摘のよ
うな答えをいたしたわけでございます。だから、
宮澤前大蔵大臣からお答えがございましたよう
に、いわゆるガイドラインというふうなところが
それこそ国会での問答を通じてながら集約されて
いくことになるではないか。広報、相談、指導と
いうことがあくまでも中心であるというふうには
整理しております。

○安恒良一君 そこで法制局長官にお伺いします
が、この法案には、実施日が六十四年四月一日と
なつていますね。この部分を修正しないで法律の
発効を一部とめる手段があるんでしようか。その
点について法制局長官の法理論的な見解を聞か
してくだい。

○政府委員(味村治君) まことに申しわけないの
でございまして、現段階におきましては、この消
費税法の適用時期、これを延期するといふよう
なことは大蔵省当局でも考慮してないといふ
に聞いております。私も、したがひまして審
査といふようなこともちろないたしてござい
ますので、検討を全くいたしてない次第でござ
います。

○安恒良一君 いや、検討するとかしないんじや
ない。実施期日は六十四年四月一日と書いてある
んです、これははっきりと法律で。ですから、法
律に明記した重要な事項を修正しないまま弾力的
な運用ができるんだらうか。そんなことは私は法

理論としてあり得ないと思ひますが、法制局長
官、そうですか。法律によつて、この法律は何月
何日から実施するといふことが明記されている。
ところが、その中身を一部弾力的にやるといふ
ようなことが法理論的に通るのかと聞いている。だ
から、あなたは法制局長官だから政治的な配慮は
要らないんだ。政治的配慮を答えるのは大臣の
方で、あなたは大臣じゃないのだから法律の解釈
を聞かしてくだい。

○政府委員(味村治君) この附則の十七条二項は
衆議院の御修正によつて加えられたものでござ
いまして、当内閣法制局といたしましてはそれに
タツていたしてはおりませんので、これをめぐる法
律問題に關して法制局としてお答えすることはお
許しただけだと存する次第でございます。

○安恒良一君 法案に明記した重要事項を修正せ
ず、そのことを聞いても、弾力的な運用で法律の
実施が一部分棚上げできるかのような問題がある
ことを指摘しても、そんなことにも答弁できな
い、これじゃ法制局長官は勤まりませんね。それ
だけ言つておきます。

そこで私は、この法律というのは非常に重要な
問題だと思ふんです。なぜかといふと、国民から
いふと詐欺にかかつていふような感じがします
よ、納めるのは納めるんですから、これ。とこ
ろが、半年間実施延期に等しい効果を持たせると
いうんですから、これじゃ国民はたまつたものじ
やないと思ひますよ。だから私が言つていふん
です。どうも今回の税制といふのは、竹下総理、税
金を取る立場だけ考へていふんです。簡易課税、
帳簿方式等々、それから今回の弾力運用、もう納
税者の立場といふのは、どうもあなたたちは考慮
してない。

ですから、本當にあなたたちが半年間実施を延
期したいといふ言ひなら、いわゆる法自体の実施
を延期すべきなんです。四月一日といふところ
を改めるべきなんだ。そういうことをしない。し
かも、納められた税金といふのは、今私が言つた
ように長々とこれは財テクに使われる、これでは

この法案は全く国民が受け入れるところになりま
せん。欠陥だらけの法案です。こういうことでお
金を取られたらたまりません。税金といふのは国
が国民の財布に手を突っ込んで取る。ですから、
その税法は一点の曇りもあつてはいけません。あ
いまいさがあつてはいけません。また、納税者の
財産権が侵害されてはいけませんと思ひます、こ
ういふ観点から。

そこで私は、そういう欠点を指摘して、最後
に、私たちはこれには反対であります。今やるべ
きことは、課税ベースの拡大を中心とする不公平
の是正であります。我が国で一般消費税を取り入
れる税体系をつくる必要はないといふのが我が党
の主張であります。しかし、仮に将来これを取り
入れて合理性を持たせるといふ場合も、例えば伝
票方式による付加価値税、インボイス方式につ
いて十分検討する。それから、典型的なぜいたく品
については累進税率をとる、こういう問題。さら
に、きょうは時間がなくて議論できませんでした
が、いわゆるボーダーラインの層がたきさん出た
くことは同僚議員とのやりとりで総理もおわか
りだと思ひます。いわゆる課税最低限以下の者に
対する還付制度、こういうことを設ける、このこ
とによつて公平そして生活費非課税の原則、こ
ういふことを確保されなきゃなりません。ところが
今回の税制にはそういう点が全く欠けています。

そういうことで、私は反対であるといふことを
明確に申し上げて、時間が参りましたので、私の
質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○委員長(堀木文三君) 次に、斎藤栄三郎君の質
疑を行います。斎藤君。

○斎藤栄三郎君 同僚諸君の御発言と重複しない
ように配慮しつつ、疑問の点を約四十五分にわた
つてお伺いしようと思ひます。

明治維新以来百二十二年たちますが、この間の
税制改正の歴史の中で、今度の税制改正は最も大
きなものだと思ひます。

明治六年の地租改正が日本の近代化の第一歩で
ありました。徳川時代には土地は国有であります

から、私有は全然認められなかつた。ところが、
明治六年の地租改正で私有を認め、地券を発行
いたしました。それは無償で渡したわけですが、土
地を。そして評価額の三割を税金として取つた。今
度の消費税とくしくも一致しておりますのは三
割であります。その土地所有制を認めて明治以後の
発展ができたわけでありまして、そのときのこと
をちょっと調べてみるとおもしろいと思つたの
は、税率は三割だが、将来一割に下げること考
慮するといふことである。総理、いかがでしよ
う。今度の税率も、今までの議論を拝聴しておると、上
げる議論ばかりでありましたが、私は下げること
もあり得るだらうと思ふんです。むしろ私は、経
済が発展し自然増収が多かつたり、あるいは財政
に余裕ができた場合には、これを下げるべきじや
ないだらうか。それが本當の消費税の趣旨だらう
と考へるのであります。その点、総理の御所見を
承りたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 財政の今後の状況により
まして、税率といふのは、私、消費税に限らず、
変化することは、下げるというふうなことは、こ
れは可能性としてはあり得ることだと思つてお
ります。

ただ、先生今まさに専門的な立場からおつしや
いました地租改正——改正じゃなくて地租とい
うものが入つたわけですね。そうして固定資産税に
なりますまでの間ずっといろいろな経過をたどつて
まいりました。そして、その地租といふのが中心
になつて明治二十三年七月一日に初めて選挙がな
されたときがたしか地租十五円でございまして
か、そういう歴史をたどつてきたわけでございます
ので、地租そのものが我が国の税改正の大き
な、私は地租といふものが入つたことがいふゆる
近代国家の仲間入りをしたと思ひますか、そう
いふ体制になつた一つの時期であると思つてお
ります。本當は、将来の可能性をあのときに示唆
したのがいいか悪いかという問題は、若干私にも
意見がないわけでもございせん。やっぱりその都
度の国民が理解すべきものであり、我々は可能性

は下げることも残しておくべきであらうというふうには割り切らざるを得ないのかなと、正確な答弁に必ずしもなつたと思いませんが、そのような感じを申し上げました。

○斎藤三郎君 今回の論議を聞いておりまして一番問題になったのは、弾力的運用という点であります。これは、私自身もまだ何が一体弾力的運用なのかはつきりつかぬような状態でありまして、この際、総理兼蔵相であられる竹下さんにぜひとも明確な統一見解をお示しいただけたらありがたいと思ふんです。そうすると、やもやとしたのが吹き飛ぶんじゃないでしょうか。

私は、この際ぜひ要望しておきたいことがあります。それは、税法をもつと国民にわかりやすいように書いてもらいたいということです。私、自分のことを言つて恐縮ですが、私自身も税理士の末席を汚すものであり、今、商売はしておきませんけれども、しかし我々が税理士としての専門の知識を持つていてもなかなかわからない。ましてや一億二千万が納税者になるんですから、だれでもわかるような税法でないといふ懸念を持します。

昭和二十三年の取引高税がわずか一年四月で廃止の余儀なきに至つたのは、国民の理解が得られなかつたからだと思ふんです。したがつて、今度もこの十年間にわたる御努力、特に大蔵大臣として非常な御苦勞なされた竹下首相にしてみれば、この際ぜひ成功させたいでありましょう。それならもつと税法を簡単にすることを心がけてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

釈迦に説法ですけれども、恐らく総理だつてお読みになつてわからぬと思ひますよ、これ。わからないことは大蔵省に聞けばいいといふんでは税はだめだと思ふんです。法三章でだれでも読んでわかるということでないといふんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 私も斎藤先生の後輩でございますまして、昔の経理士の資格がございます。しかし、おっしゃいますとおり、基本法というよう

なものはいろいろ読んでわかりやすい点がございますが、実体法というふうなものにはわからない点が多い。なかつた、私が大蔵大臣になりましてからは、絶えず事務当局が私自身の家庭教師であるというふうなつもりでやってきました。そういう考え方に努めるべきであるといふふうに思ひます。

それから、最初おっしゃいました弾力的運用問題でございますが、宮澤前大蔵大臣からお答えがあつておりますように、このガイドライン等可能な限りこれを国会の問答等を通じてながら明らかにしていくべきものであるといふふうに私自身も思つております。

○斎藤三郎君 総理は、ばれもといふ言葉を御存じでしょうか。日本語です。ばれも。これはばれもといふことなんでしょう。

税法が余り難しいものだから、しかるべくやつちやう人がいる。または専門知識を持つておつて意識的に脱税する人もいます。しかし私は、人間の性は善なるものだから意識的に脱税する人といふのはごく少数だろうと思ふ。多くの方々はわからない。だから、まあこのぐらいやつておけばいいといふことで、ばれもといふことなんでしょう。やつちやうからばれもといふんだらうです。

私は、それではいけないんで、やつぱり正確に知つていただくことがいいんじゃないか。ですから、弾力的運用といふのを税の施行を延ばすとかなんとかといふことじゃなしに、幸いこの法案が国会を通つたら、全力を挙げて周知徹底のために、PRのために金と時間とを費やすべきものではないでしょうか。そのためには税の専門家である税理士会とか行政書士会、そういうようなところのお力をかりて徹底的に周知徹底させることを要望しておきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) まさに衆議院で修正されたとき私自身が受けた感じは、今おっしゃつたそれそのものである。行政書士会はもとより、税理士会、それからやつぱりそれぞれの業界、あるいは中小企業等のたくさん参加していらつしやる商

工会とか、そういうところで徹底的な指導、広報というふうなものをやるということがすなわちあの趣旨に沿うことではないかと私自身も思つております。

○斎藤三郎君 ぜひ、その線を強力に推進してくださることを要望しておきたいと思ひます。

民間の業界の方々が不満に思つていられるのは、この簡易税額で小売とメーカーは付加価値二〇%、卸は一〇%と見ておられます。その点が少し大蔵省と実際とは違ふんじゃないかと思ひます。大蔵省が発表なさつた、私が自民党の税制調査会の末席を汚してゐるときにいただいたこういう資料があります。これは大蔵省のおつくりになつたものであります。昭和六十三年十一月大蔵省と印刷してありますから間違ひはありません。この中で卸の付加価値を六・六%と見てゐる。ところが消費税では一〇%と見てゐるわけなんです。実際は六・六%という数字を大蔵省が出しておきながら、課税のときに一〇%とするのは酷じゃないかといふ御意見。それから小売の方は、この資料によると小売の付加価値は一七・八%と書いてある。ところが実際は、消費税のときは二〇%と見てゐる。これじゃ実際を無視した数字じゃないかと思ひます。

実は、この資料に基づいて私は、八月以来毎月十回ぐらいずつ税の解説会の方々をやつてまいりましたが、どうも卸は一〇%なんか絶対ありはしない、もう二・三%だと言つてゐます。だからこの六・六%という数字でさえ相当甘いと思ひました。けれども、どうも一〇%という付加価値、それを基礎にして売上高に〇・三%掛ける、それから二〇%という付加価値をもつて小売とメーカーは〇・六%掛ける、というのではなかなか民間の業者が納得できない。この点、いかがでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 一つは、この制度が選択による概算率課税でございますので、平均的な水準の付加価値率を念頭に置いて仕組ましていたました。それからまたもう一つは、制度の簡素化を

ねらつたことでございますので、丸い数字で使わしていただいた。それからまた、付加価値率は大企業、中小企業に分けてみますと、やはり設備の装置と申しますか、そうしたものの装置率の高い大企業はどちらかというと付加価値率は低い傾向にある。そういうところから見ますと、中小零細事業所を主として念頭に置いたこうした概算率としては、一〇、二〇がまず適当ではないかと御提案申し上げた次第でございます。

○斎藤三郎君 それから、同じくこの資料によりますと、運輸・通信関係は四三%の付加価値です。それから電気が三六%。そうすると、そういう非常に高い付加価値のところはえらくこの税法でもうかつちやう、それでまた新しい不公平が生ずるんじゃないかといふ批評がありますが、この点はどうか考えになりますか。

○政府委員(水野勝君) これは、衆議院の御審議の段階から多々御議論をいただいております。ところでござりますが、やはりこうした制度になじみのない我が国におきまして初めお願いをするといふところから、制度の精緻さはある程度目をつぶつて、簡素化、納税手続の簡便化を優先させたといふことでございます。

しかしながら、例えば簡易課税で申しますと、これによりましてところの、仮にきつめて大ざっぱに計算いたしましたとしても、適用を受ける課税対象額といふのは数%でございますので、大きく取引をゆがめ大きく不公平を招くといふものではないのではないかと、このことで踏み切らせていただいて御提案を申し上げたわけでございます。

しかし、この点につきましては衆議院の段階で、こうした制度については今後制度の定着状況等を見ながら見直しをすべきであるという修正をいただいたところでございます。

○斎藤三郎君 大蔵御当局が非常に御苦勞なさつてゐることはよくわかるので、私なんかも税調の末席にいながら、よく忍耐強く御努力くださつてゐることだと敬意を表してゐます。しかし、今申しました簡易税額のこの点については衆議院と

私は全く同じ意見で、これでは新しい不公平が生まれて、また悪評のもとになるんじゃないだろうかと思念をいたしますから、私もこれを適当な時期に見直すことを要望しておきたいと考えます。

次に、一番民間の方々が心配しておられるのは転嫁の問題であります。元来、消費税ですから消費者が納めるべきものだが、経済界は力の世界ですから、大企業は中小企業に向かつては税を押しつける心配さえある。なかなか転嫁がうまくいかないという心配を中小企業者は持っているわけです。

そこで、公正取引委員会にお伺いいたしますが、問題を三つに分けて御質問いたします。

第一は、課税売り上げ三千万以下は非課税、こうなっていますから、そこで業者が当店の売り上げは三千万ですと店先に書いてよろしいでしょうか、これが第一点です。そうするとその結果は、お客様は、奥さん方はあそこへ行けば課税されないんだということとそこへ来ちゃうだろう。要するに当店の売り上げ三千万以下ということを表示してよろしいかという質問です。

それから第二点は、転嫁を容易にするためにカルテルを認めるとおっしゃる。独禁法を改正してやってくたさる。大変いいことだと思いますが、今の中小企業の実態を見るとアウトサイダー等がかなりあるんです。また、これがかなり力を持っている場合が多い。カルテルで決めても必ずしもそのとおり守られないだろう。そこで、そのカルテルには民間が罰則の規定を入れてよろしいかどうか。転嫁をこういう方法でやるんだと、すなわち外枠にするか内枠にするかということも決めるだろう。そこで守らなかった場合には罰則を適用していいかどうか、ペナルティーを取っていいかどうかというように決めていいかということが第二点です。

それから第三点は、今までの公取の御発言で、中小企業を中心にしてという御意見であります。が、実際は今までのカルテルというのは大企業が

中心になっている場合が多いので、今度も下手をすると、また大企業が中心になって便乗値上げの心配が非常に濃いのではないだろうかと思えます。以上、三点についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) 三点にわたる御質問があったわけでございますけれども、最初に、店頭当店の売り上げは三千万円でありまして、表示がよいのかどうか。これは実際問題として考えますと、三千万円しか当店の売り上げがございませんというところでございまして、そういうことが実際に起こるかどうかは別にいたしまして、我が表示について眼目に置きますのは、つまり、消費税の転嫁の有無あるいは消費税分について特別の操作をいたしておりますから当店の価格は安く納めておられますという趣意で、やはり消費者に誤認を与えないという意味で、そういう表示は景表法上認められないという類型があると思うわけでございまして、したがって、そういう不当と認められる表示の具体例、今、委員が御指摘になったような点も含めまして、これはわかりやすく法律ができた段階で告示することにしたと考えております。

それから二番目は、ペナルティーの問題でございまして、御承知のとおり、共同行為に参加するが参加しないかは全く自由でございまして、自由でなければならぬわけでございまして、法律によって強制されるわけではございません。したがって、共同行為が行われた場合にアウトサイダーの人にペナルティーを科すということは、これは当然不正な取引方法その他に該当いたしまして認められないわけでございまして、ただ、共同行為に参加した人たちが取り決めた守る。守るために実は共同行為者同士で、いわば自治の問題としてペナルティーを決めるというところについては、これは一概には否定できないと考えております。その場合に、認められるペナルティーと認められないペナルティーのポイントをどこに置くのか。今おっしゃいましたように自由で

ございますから、仮にみんなで決めた約束を守らなかった人には団体から除名してしまうとか、あるいはそれに相当するような非常に過大な、いわば金銭上の過剰金のようなものを課するという場合には、今回提案されている法律にも、便乗値上げにつながるような場合と、もう一つは、今申しました不正な取引方法に該当するものは違法なカルテルということになっておりますから、やはりそのペナルティーも、今申しましたような基準で、認められる場合と認められない場合があるというところでございまして。

それから三つ目の、共同行為が中小企業中心によって行われるわけでございまして、大企業も、事実上そのカルテルを指導することによって不当な価格カルテルに発展しないか、この御懸念は、我々も今後法律が通りました場合の運用に当たって、我々も今後注意しなきゃならないと考えておるところでございまして。ただ法律には、御案内のとおり、三分の二以上中小企業がありませんと、そのカルテルの適格性がなくなります。これも、先般のこの委員会でも別の委員の御質問にもお答えしたかと思っておりますけれども、大企業が入っているからといって、即それが大企業に有利になるような共同行為になるというふうに断定することはできないわけでございまして、ケース・バイ・ケースでよく私もトレースいたしまして、そういう違法性を帯びる形になりました場合には、これは公正取引委員会の仕事といたしまして厳正に対応していかなければならないと考えております。

○斎藤栄三郎君 よくわかりましたが、委員長、今の御意見でよろしいんですが、ガイドラインはいつぐらいにまともに出しになりますか。なるだけ早くお出しにならないとこの税法に適用ができないと思うんです。ガイドラインの発表はいつぐらいになりますか。

○政府委員(梅澤節男君) 今、事務局で鋭意作業をいたしております。私どものもくろみといたしましては、やはり国会での御審議の中でいろいろ

御疑問なり問題の御指摘もいただいておりますので、そういうものも全部含ましてできるだけ完全な形で手引にしたいと考えておりますので、法律が仮に成立いたしました場合に、施行に間に合うように即刻公表するという手順をとりたいと考えております。

○斎藤栄三郎君 今の民間の方々の気持ちを要約すると三つになると思うんです。一つは、これが幸い年末に通過しても、施行が来年四月の一日では準備期間が四カ月しかない。コンピュータや何かのソフトの組みかえにどうしても六カ月かかる。大きな百貨店とか問屋になると一年かかる。じゃ、その間どうするんだろうという不安を持っているわけです。

そこで、野党の先生方からも施行期日についての御質問がいろいろ出たわけですが、どうも物理的に不可能なことをやれと言っても難しいんじゃないだろうか。弾力的な運用などという何かはつきりしない表現で衆議院は通ってきたんですけれども、どうも十二月の末に通過して来年四月の一日からというものは私物理的に不可能じゃないかと思っております。きのうの通産大臣のお言葉では、機械は入りますよと、こう言うけれども、それはちょっとおかしいんで、四カ月間大丈夫だと言う人は、民間の人だれに聞いてもないのであります。実際にやれと言っている方が不可能だと言うものやれと言っている方は難しいんじゃないか。何かいい方法があるならひとつ大蔵当局に教えていただきたい、そうすることが民間の不安を解消することだと思っております。

それからもう一つ、私は実はイギリスへ参りまして、イギリスのVAT、バリュー・アデッド・タックス、その受取証をもらってきまして、これ後でお渡しいたしますから。こういうものをどんどん発表すればもっと安心すると思うんです。私はネクタイを買ったり靴を買ったりしました。すると、幾らというところが皆ポンドで表示してある。トータルで幾らというところが税率がかかっているわけです。これだけです。ですから、こ

の受取証にちやんと税金が幾らということが書いてありますから、やはりこういうぐあいにしておきたいと民間人は要望するんです。できれば、はっきり言えば外枠表示というのを法律に書いていただく、これは業界の内部がごんがらでいいやという、これは業界の内部がごんがらでいいやという、もちろん外枠だけではできない処理もありましょうから、原則として外書き、万やむを得ない場合には内書きとか、何かもう少しはつきりしませんと非常な混乱が生ずるんじゃないかと懸念をいたしますが、その点、大蔵御当局の見解を承りたいと思います。

○政府委員(水野勝彦) やはり消費者の観点からごらんになった場合をも含めまして、転嫁の面からこれを区分表示というのが望ましいという御意見は多いわけでございます。しかし一方、前回売上税の仕組みにおきまして税額票のやりとりをお願いいたしましたわけでございますが、この点につきましてはいろいろ御批判、御指摘もあつたところでございます。したがって、すべての業種、すべての業態につきましてこの区分表示をお願いするというのはやはり適当でない場合がある、あるいはできない場合もある。そういうところから、消費税の性格に関連して税制改革法案では「必要と認めるときは」というふうにその方向を出しておるところでございます。

なお、現在の物品税法には、必ず区分表示をし、必ず区分して契約をするようにという規定はあるわけでございますけれども、およそこれは現実には、やはり商取引にはいろいろなニュアンスがあるのか、現実に行われたことがないわけでございます。しかし、そうした区分表示が適当であるという点につきましては、衆議院段階でも種々議論があつたところでございますし、また、先ほど申し上げた見直し規定、こうした点の見直しもまた含まれているのではないかと私も考えておるところでございます。

それから、最初の四月実施ということでございますが、これは個人の場合でございますと来

年から始まりまして六十五年二月の申告納付、三月決算でございますと六十五年五月納付ということでございます。したがって、四月一日からとて三分の二を転嫁していただきたい、その分を御負担いただいております。納付は一般的にはずつと先のことでございまして、納付はいつかお願いをできればと思つておるところでございます。

○斎藤三郎君 問屋なんかは約二百萬種類の商品を取り扱つて、百貨店でもそうです。その商品の値段をつけかえたりなんかするの大変な時間がかかるので、実際に歩いて聞いてみると四か月じやとても大変です。しかし、もう四月の一日から税金を払わなきゃいけないんです、取らなきゃいけないんです。納付するのは確かに一年先でありますけれども、非常に無理があるというところをここで申し上げておこうと思つてます。しかし、予算編成の前にしてこれを延ばせと言つてもそれは非常に無理でしようし、長い計画でやつてきたわけですからなかなかこの実行を延ばせと言つても無理だろうと思つてますけれども、実施については非常な困難が伴うということを申し上げておこうと思つてます。

これを主税局長に差し上げますから、なるだけこういうようなモデルを広く配つたらいいですよ。そうすると、どうしたらうまくおさまるかというところがわかるんじゃないかと思つてますね。アメリカへ旅行した人は皆、本を買つたつてちゃんと税金がかかっているから、定着すればもうこんなことは必要ないんだけれども、定着するまでの間は少し手をとる足をとって指導してあげるような親切が必要ではないかというのを申し添えるのであります。

その次に、企業がもしも分割したらどうでしょう。五億以下ならば簡易税額でやれる、だから七億売つてるところはこれを五億以下にしちやたらどうだろう。それに対して税務当局はどうお考えになりますか。

○政府委員(水野勝彦) 分割に関連しましては、それが不当な結果にならないよう、免税点それか

ら簡易課税の適用に関連しての一定の歯どめ措置を置かしていただいているところでございます。が、そうしたものに触れない範囲内での分割、これは事業者の御選択でございます。

ただ、基本的には、今回の消費税は仕入れ税額控除がございまして、分割そのものによつて税負担が変わるものではない。御指摘の簡易課税の場合におきましてはそうした点はあろうかと思つてますが、基本的にはこの税とは必ずしも結びつくものではない。それからまた、分割等につきましては、それぞれそれに伴いますところのいろいろな問題点等もあるわけでございますので、これによつて分割が一般化するというふうにも考えていないところでございます。

○斎藤三郎君 大蔵御当局にもう一回伺ひしますが、例えば高級呉服を京都でつくられた。そうすると、一着だけつくるとなると大抵三着か四着くらいつく。最初は一枚百万円で売れる。しかし、もう二枚目になると百万じゃ売れません。それは五十万くらいに下がっちゃう。三枚目になって残品処理になったら二十万くらいで原価を割つて売る。これの消費税の処理はどうなさいますか。

○政府委員(水野勝彦) これは現実に、とにかく対価として領収をされた金額、これが課税標準になるわけでございますので、現実一回目、二回目、三回目でそうした対価が領収されるのであれば、それが課税標準になるというところでございまして、それからまた、一回売り上げに立てておいて、後は値引き等が行われるということでございます。いましめたら、さかのぼつてはございせん、値引き等の時点で他の売り上げからこれを控除するというところになるかと思つてございします。

○斎藤三郎君 はい、ありがとうございます。以上で消費税の方を終えて、次に、相続税の問題に移ろうと思つてます。

総理、けさの日本経済新聞を読んでいました

ら、相続の親方が部屋が維持できない、相続税が重くて、こういうことが書いてありました。結局田舎へ相撲部屋を移さなきゃだめだろうなんてことが出てくるんですけれども、これはほんのひとりの話にすぎませんが、実は、方々へ説明に行きますと一番聞かれるのは相続税の問題です。型どおりに今度六千四百萬以下ならからならないです。よく言つても非常に疑問が多いですね。これ六大都市、政令都市のところは六千四百萬じゃどうにもなりません。東京だと一坪一億五千萬もしている土地があるわけですよ。そうすると六千四百萬なんていうのは三分の一坪ですからね。そうかといつて、相続税というのは資産の移転をやるのがねらいで、一生生涯にわたるものを全部そのまま子孫に残そうとはだれも思つていない。適当な相続税を払つて資産の再分配をやるということ。はもうだれでも知つていて思つてます。だけれども、相続税問題というのは特に地価の高騰が激しい地域ほど激しい。それが今端的にあらわれたのが相撲の親方の相続税問題だろうと考えるんです。

そこで、今度の相続税の改正、あれで十分だとお考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登) 多少違いがございしますのは、私は今まで日本の相続税というのは、先生も今ある部分肯定いただいたのでございしますが、親としては、それぞれ教育の義務を果たして、それ以上の問題は富の再分配あるいは社会還元といううな意味において、基本的にそこに少し重点が余計にかつておる。よく、西郷南洲公孫のために美田を買わず、これが我が国の相続税だといううなことを私も言つてまいりました。しかし、今のこれは、土地問題という別の問題も確かにございしますけれども、例示なすつたような問題が出てきたのがどこから出てきたかといつて、今、相撲部屋親方の御発言もその類型に属することからその問題が出てきたと思つて、これは農地に対する不平等問題という意識ももちろんございしました

けれども。そこで、そういう思想の範囲内において逐次是正をしてきたが、今度長い間やつていままんから抜本的にやろうという、いろんな議論の境界といえますか、ぎりぎりの調和点が今、先生の御指摘なすところへいったんではないかと、こういうように私は、問題意識はそのような角度からさせていただいております。

○斎藤三郎君 総理の立場はよくわかります。しかし国民から言わせると、一生懸命に働いてわずかな土地と家を持った、おやじが死んだら女房はその家に住めないといいんじや、これはやっぱり気の毒だと思ふんですね。ですから、おやじが死んでも女房が家を売らないでも済むように、せめて夫婦二人だけはそこに安住できるようなことを考えてやらないといけないんじゃないだろうかという気がするんですね。

それからもう一つは、今、総理御自身の言葉の中にあったように、土地問題です、根本は。今の相続税で一番問題なのは路線地の決定であります。これは御承知のように、国税庁長官が国税局に任ず、国税局が税務署に任せて実情に合ったように評価をいたすということです。しかし、実際価額の大体半分から七掛けぐらいになっております。しかしなかなかそれが、地価がじやんじやん上がっちゃうものですから路線価が非常に高くて、その実際価額よりも安く納めていられるけれども納められない、土地を売らななきゃもう納められないという方々が非常に多いんですね。

そこで、土地対策を根本から考え直さなきゃいけない時期に来ていると思ふますが、いかがでしょう。来年早々土地基本法を御発表なさるそうですが、そこで参考にして上げたいのは、一九七五年にイギリスが土地公有法という法律を發布したことは御承知のとおりであります。これは全部の土地を国有にするのではなく、新しく開発して開発の利益の出る土地は国有にする、その開発利益は国家が吸収する、こういうやり方なんです。土地の値段は需給関係で決まるんですから、

供給をふやすことが根本です。それがためには開発をしていただかなきゃいけない。しかし、土地を持ってる人たちが利益を得るんじゃないか、それは広くやっぱり公有にした方がいいと思ふんですね。

そこで、土地基本法の中に盛り込まれる思想をお伺いしたいんです。

○国務大臣(竹下登君) 土地基本法と申しますのは、昨年の暮れ、臨時国会におきまして両院に土地問題特別委員会というのが設置された、それが一つの起爆源になって土地問題が議論され、そこで土地基本法という構想が出てきたという経過だと思っております。

私自身、利用権の制限でございまして、今でもいろんな制限があるわけでございまして、今でも、そのような視点からこれに対して、これは頭の運動程度の問題でございまして、これは頭の基本からいたしまして、公有制度というところのたどりつくまでの境界というものを私自身も今までの議論の中で感じておるわけでございまして。したがって、今度は内閣府土庫長官のもとで今各界の有識者の皆様方で懇談会を設けて、その中でまた、野党四党からもお出しただいた基本法もございまして、それらを勘案しながら、どのような方向に行くかということについて、今、私なりの予見は差し控えるというよりも、むしろまだそこまで私自身が到達していないと言った方が正直ではないかというふうに思っております。ござい

この問題につきまして、長くなって申しわけありませんが、本当に私自身もいつも感じますのは、よしんばアメリカの二十五分の一の面積であるにいたしまして、いわゆる可住地面積と申しましうか、住める面積で見ると七十七分の一とか八十分の一とかいうことになってまいります。そういう中でどのような対応をするかということになると、今の開発利益という問題、こういう形でイギリスは吸い上げていくというのを、どうし

た形で社会還元ができるかというようなことに着目して検討がなされてしかるべきではなからうか。

大変漠然としたお答えになりましたが、平素考えていることを申し上げさせていただいた次第でございまして。

○斎藤三郎君 日本に相続税が非常に重いんですね。今度、最高税率は七〇に下がりましたけれども、アメリカは五五です。だから、最近日本の金持ちがアメリカに財産を移しちゃってアメリカで相続するというのが流行ですね。そういうことを金融機関が指導しています、どんな。昭和十五年の相続税が日本の国税全体の中に占める割合は〇・五%だったものが、もう最近では三・三%、六倍になっています。相続税の中に占める相続税の割合が三・三というのは世界一でありまして、アメリカが一・五です。フランスが二・二です。でも日本の相続税というものをこのままにしておきますと金持ちが皆海外に逃げちゃう心配がある。法人税も下げなきゃ日本経済は空洞化するということも心配されておりますが、相続税もまた同様だと思ふんです。

したがって、どうぞひとつ路線価の問題については、こういう議論があります、国会でこれを決めたかどうか。税務署で決めさせると、それは実情はよくわかっていられるだろうけれども、政治的な配慮が足りないんじゃないか。だから国会で路線価の決定をしてはどうかという議論もありませんが、その点について総理の御意見を承りたいと思ふます。

○国務大臣(竹下登君) この路線価の決め方についてそのような御意見があることは私も承知しております。が、政治的配慮という、政治的感覚で物を見るというのは国会の場はまさにその場でございまして、それが政治的配慮の中で税法が機能していくということに対する若干の矛盾は私自身も感じます。

それと、きょうもいとお話を聞かせていただいておりますが、私自身も反省しなきゃなりません

のは、私の出身地が余りにも僻遠の地でございまして、何と申しましようか、都市中心の相続税というものが自分びんときていないんじゃないかなという反省もしながら、お話は承らせていただいております。

○斎藤三郎君 最後の問題であります、徴税コストの問題であります。

昭和六十一年の統計だと、国税の方は百円徴収するのに一元九銭、地方税の方が同じく百円徴収するのに二円六十五銭ということですね。地方税の徴収コストは国税の二倍以上になっている。

そこで私は、新しく消費税を取るならば、この機会に徴税の方ももっと合理化をしてはどうか。かかる方はうちやうちやうち新しい税金を取るというところは、国民は非常に抵抗を感じると思うんです。その具体的な提案としては、付加税で取ったどうか。戦前はそうだったんです。我々が国税の申告をすれば、付加税で取る。(地方自治の侵害だ、そんなものは「呼ぶ者あり」それは、今おっしゃったとおり、地方の自治を侵害するということ意見が出ることは私も承知ですけれども、やはり合理化をやるときにはどこかに衝突が起ころのは当たり前であって、納税者の立場、消費者の立場から見れば我々の懐は一つなんです。財布に分かれていられるわけじゃありませんから、やはりもっと徴税事務の合理化をお考えになってみてはいかかと思ふますが、いかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) その徴税コストの問題からして、ある人は、徴税庁をつくって地方公務員のお方も国家公務員のお方も同じようなレベルに達するような研修をやって、それで機能した方が一番合理的じゃないか、こんな意見も、これは税制調査会の中にも出たことがございます。しかしながら、やっぱりいわゆる地方自治の原点というもの議論からしてまいりますと、確かに今、先生おっしゃったように、どこかに合理化の場合には摩擦が出ます、しかし地方自治の原点という問題

でございますので、双方が情報交換でございますとか可能な限り双方の機能がそのまま生きていくようなところで調和をさせていくために、各種研修会とかそうしたことでこのレベルを上げていくというのが結果的には現実的なものかな、残念ながら、私なりに一応そんな結論に達したことがございます。

○斎藤三郎君 もう一つ最後に、ドイツの場合はやはり付加税で取って、憲法の中で、国と地方を案分比例して分けていくわけですね。よその国でやれることが日本でやれないはずはないし、ぜひとも、新しい負担を国民にかけるならば、徴税する立場ももっと合理化をやることを要望しておきたいと思っております。

終わります。(拍手)

○委員長(堀本又三君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分委員会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(堀本又三君) 税制問題等に関する調査特別委員会を再開いたします。

この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、日本電信電話株式会社代表取締役社長山口開生君を参考人として出席を求め、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀本又三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(堀本又三君) 休憩前に引き続き、各案について質疑を行います。山口哲夫君。

○山口哲夫君 NTTの山口社長さん、御苦勞さまでした。山口参考人にひとつ山口の方から、まず質問をさせていただきたいと思っております。

村田前秘書が、コスモス株一万株が譲渡されました、二千二百万円の膨大な売却益を取得したことは御存じのとおりであります。このことにつきまして真藤会長は、コスモス株には関係がないんだ、これは十月三十一日の話でした。相当自信を持って、おれには関係ない、こう言っておりまして。ところが、十一月の六日になりますと、村田前秘書の株は、これは認められなくても、依然として私には関係ない、絶対にない、あつたらこんな顔して皆さんに会えますか、そんなことまでおっしゃっておりまして。そして、村田は売却益を今も持っている、銀行にも預けてはいない、こんなことも言っておりまして。

これに對しましてNTTの対応はどうかと見ておりまして、審査室長をキャップにいたしました。いわゆる西脇委員会というのを設けているんですけれども、どういふ動きをしているかと思つたら、村田がいなくて真藤会長の言ひ分を信用するしかないんだ、こういう一点張りでございます。

ところが、けさの報道によりますと、この村田氏の銀行口座に売却代金が振り込まれたのは六十年の十一月の五日でありました。そして、その直後に、たしか同じ日と報道されておつたと思ひますけれども、真藤氏の銀行口座に、一説には九百万、一説には一千万と言われておりますけれども、一千万が入つた、こういう報道がされたわけでありました。真藤氏はどうもNTTの役員報酬が振り込まれる個人口座のほかに別の口座を持っておりまして、これを村田前秘書が管理をしていたようであります。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、昨夜来いろいろ対応しているようでございますけれども、実は、午前中に当委員会にぜひ出席していただきたいと言つてお願ひしたんですけれども、何だか役員会があつて欠席されたようでございまして、今の段階でわかつていふことについてひとつ報告をしていただきたいと思ひますし、あわせて郵政大臣からも報告をいただきたいと思ひます。

○参考人(山口開生君) お答えいたします。今回のリクルート関連につきまして、私どものNTTから関係者が出来たことにつきましては大変に申しわけなく思つております。

ただいまの昨夜のニュース等につきましては事実関係でございますが、私けさばかり会長と会ひまして、今回の記事について事実関係を聞いております。その会長のお話によりますと、先ほど先生がおっしゃいましたように、会長の預金口座、預金通帳についても村田秘書にずっと預け放しになっておりまして、したがつて、そういった金の中身についてはみんな村田秘書がやつていたということ、大変申しわけないけれども、その辺のことがはつきり自分にはできないんだというふうな話でございまして、それ以上私どもも事実を知る——現在までの調査はその状態でございます。

○國務大臣(中山正暉君) お答えを申し上げます。今、山口社長から御報告のありましたような事情で、先ほど十二時四十五分でございますが、真藤会長と山口社長、この院内の私どもの政府委員室にお越しただきまして、さようなことから責任を痛感しておるので、この際、会長を辞任したいという辞任のお申し出がありましたので、これは郵政大臣が了承をいたして効力が発生をするということになっておりますので、御意思をお認めしておやめいただいたという形になりました。

○山口哲夫君 これだけ大きな問題になってきたわけですから、しかも今まで話していたことと全然違う事実があらわれてくる。だから、真藤会長もどなたか同じように全くそれをついていふことですから、責任をとつて辞職するのは、これは当然のことだと思ひます。しかし、辞職しただけで果たして済む問題かどうかという大きな問題があると思ひます。それで、今の山口社長のお話ではさっぱり経過が明らかになっていないんですけれども、少なくとも西脇委員会というものが設けられて今日まで結構の人数がたつていふと思ひます。一体、今まで何をなさつていたのか、もう少し西脇委員会で調査した内容についてここで報告をしていただきたいと思ひますけれども。

○参考人(山口開生君) ただいまの委員会の件につきましては、調査委員会を設置してございまして、その調査委員会ではいろいろと調べておりますが、その内容につきましては、既に株に關係いたしました元長谷川取締役、それから式場取締役等についての業務内容の調査、關係等についてずっと調査をしまひつております。

なお、会長につきましては、同じように会長から事情を聞いておりますが、今回の件につきましては、村田秘書が不明でございまして、直接聞くことがまだできない状態でございます。

○山口哲夫君 村田前秘書ですか、なかなかつかめないというんですけれども、それだけでなくて、NTT全体として今度のこういう事件というものが相当根が深いものがあるんじゃないかと思ひます。ですから、前秘書がいなくても、調べられないということにはならないと思ひます。關係する人たちがたくさんいるんですから。そういうことはやっぱり明らかにして、そして少なくともこれだけ社会問題になっているだけに、国民の前に明らかにする責任が私はずっとNTT側にもあるんじゃないかと思ひます。早急にそういった調査をされまして、適当な機会に、ぜひこの委員会でもできればもう少し詳細な報告をするように準備をしておいていただきたい、こんなふうに思ひます。

それで、真藤会長には、一時的な所得というんですか、いわば裏金ですね、そういうものを扱う銀行口座があつた。こんなことはもうNTT側でも知つていたんじゃないかと思ひます。真藤会長の社長就任等をめぐりまして随分NTTの中では熾烈な争ひがあつたというところは報道もされておりました。そういった社長の就任争ひの中で莫大な資金が動いたとも言われております。

政治家のパーティー、そういった券を大量に購入する、そんなときもほとんど今言った裏金のこの銀行口座を使ったのではないか、こういう話が流れております。流れているというよりも公然の秘密と言ってもいいくらいに言われているわけでありまして、N T Tはこういった口座があったということぐらいは、私は知らないとは言えないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(山口開生君) お答えします。

真藤会長の元秘書の村田が、役目としてしましては、真藤会長が石橋時代から長年にわたって仕えたようでありまして、したがって、真藤会長のお小遣いといいますが、そういった面についての口座等があったようでありまして、その点については全部村田秘書が取り扱っていたというふうに伺っております、その内容等については私ども現在存じておりません。

○山口哲夫君 別口座を持っていたということだけはお認めになりますね。

○参考人(山口開生君) そういった通帳があるというふうな話は聞いたような気がいたします。確認はしております。

○山口哲夫君 公然の秘密と言われておるだけに、社長もそういつたことは聞いておったと思うんです。ぜひひとつその事実だけは確認しておいて、適当な機会にまたここで報告するようにぜひお願いをしておきたいと思っております。

真藤会長も、今まで出てきた政治家の例と同じように、秘書がやったんだと、盛んにそういうことを述べておりました。しかし、国民の常識から考えますと、式場氏とか長谷川氏に譲渡されていて真藤氏個人に譲渡されていないかというところは、これはだれも考えられないことだと私は思うんです。我々社会党も、間違いないこれは真藤会長にも株の譲渡がされている、そういう判断に立って今日まで追及してきたわけでございます。それがきょう、はしなくも証明されたものだというふうに思うわけでございますけれども、もはややまいまいな対応は許されたいと思っております。

N T Tは民間会社と言っていますけれども、もととはこれは国有事業でありまして、職員自身が準公務員だ、こういうふうに言われておるわけでありまして、今でもN T Tの財産というのは国民の共有財産である、私はそんなふうに思っております。N T Tの国民に対する責任というものは極めて大きいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(山口開生君) こういうような状態になりまして、N T Tの信頼が大変に損なわれたというふうに感じておりました。私も、先生さっきおっしゃいましたように、電電公社から引き継ぎました、国営企業から引き継いだ民間企業でございますが、その規模並びに内容からいまして、やはり国民の電気通信を扱っているという点について変わりがございません。したがって、今回のことで失われたものを早くもとに戻すということに全社、特に幹部が一層心を凝らしてまいりたいと思っております。

○山口哲夫君 真藤会長を初めとして重要な幹部が同じようなこういった問題を起している。これは考えようによつては、N T Tぐるみの疑獄事件にも発展しかねない、こういうふうに思っています。

今申し上げましたように、国民の共有財産とも言われるN T Tのことです。その責任をきちっとするために全社をあげて明らかにしていただきたい、そのことを強くお願いいたします。

この問題は以上で終わります。次に、前回の質問で時間がありませんでしたために次に譲る、こう言っておいた問題があります。それはリクルート社の脱税容疑の問題でございます。

もう一度ちょっと経過をおさらいしておきたいと思っております。神奈川県警がこういうことを言っております。リクルート側は、六十年二月の第三者割当て増資の価格を、譲渡価格の二

倍以上の一株二千五百円にすることを五十九年十二月の段階で既に決めていたことなどを重視している、これが神奈川県警の見解であります。ですから、二千五百円で売らなければならなかったものを二千二百円で売ったとすれば、その差額の千三百円掛ける百二十五万株、十六億二千五百万円は、これはリクルート側としては当然寄附金として帳簿に上げておかねばならない、こういうことであります。

なぜならば、法人税法の基本通達第九章の第十四項に、「非上場株式で気配相場のないものの価額」については、株式の価額というものは「事業年度終了の時点における一株当りの純資産価額等を参照して通常取引されると認められる価額」でなければならぬ。簡単に申しますと、帳簿価額ではなくして時価でやりなさい、こういうことであります。ですから、その時価というものが一体幾らかということなんです。私も二千五百円の時価であった、こう考えているんですけれども、大蔵省は、いやそれは二千二百円なんだと。大変な食い違いがある。倍も違うわけですね。

ですから、我々の考え方からいけば、十六億二千五百万円掛ける法人税四二%、六億八千二百五十万、これを脱税しているんじゃないかという当然疑いが持たれるわけです。もちろん、損金として落とせる寄附金というのがありますから、まあわずかなものでしょうけれども、数千万円。そんなものを差引いても大体六億圓ぐらいの脱税はしているんじゃないかと受けておるのが私は正しいと思うんです。これはリクルート側の話です。

リクルートからコスモス株を受け取った七十六人の政治家とかその人たちはどうかといえば、これは一次所得として千三百円の差額というものは、本当は二千五百円で買わなければならぬのを千二百円で買ったわけですから、その差額千三百円というものは、これは所得隠しに当たるわけですから、譲り受けた方もこれは脱税になる、こういうことが経過なわけでありまして、そこで問題は、私が申し上げた五十九年十二月

の一株の価格が二千五百円なのか、これは神奈川県警も言っていることですね、二千五百円だと決めたというんですから、それが正しいのか、それとも大蔵省が言うように二千二百円が正しいのか。このどちらが正しいかによって脱税かどうかということがはっきりしてくるわけでありまして、そこで、大蔵省にこの千二百円の計算根拠を示してもらいたいと言いましたら、いろいろの問題を参照しながらそういったものが出てきたんだ、リクルート側の意見によればと、こういうことだった。それで正確を期すために文書でもって回答を求めました。そうしましたら、こういう回答が参りました。

リクルート社の説明によれば、以下のとおり。リクルート社の説明によればですね、大蔵省の調査でないですね、これは三つあります。一つは「六十年四月期末のリクルートコスモス社の予想純資産額に、二つ目「六十年早々に同社との合併が予定されていた株式会社日環建物の保有土地の時価評価額を合算し、三つ目「これを発行済み株式総数で除して一株当たり約千二百円(五十円額面換算)と算定した、こういうわけでありまして。それで私は、それじゃこの予想している純資産額というのは幾らなのか、日環建物の保有土地の時価評価額は幾らなのか、発行済み株式総数は幾らなのか聞いたけれども、それは個々の問題については答えられない、こういうことでありました。どうして出さないと云うんですから、仕方がないの、私はゆーべー晩かきまして、公表されている株式会社リクルートコスモス社の有価証券報告書、これを一応全部目を通してみました。その中でわかったこととありますけれども、まず残念ながら、五十九年十二月現在における発行済み株式、これが出ておりませんでした。それで、しようがないので私なりにこれを調べてみますと、まずびっくりしたことは、発行済みの株式総数は、三千四百九十四万七千七百六十株が出されているわけでありまして、

そこで、これは六十一年度の四月三十日の決算の

時点での発行株数ですから、これからさかのぼること五十九年の十二月までの間にどんな株の動きがあったのか、増資がどのくらいあったのかというところを調べないといけません。数字で大変恐縮ですが、あなた方は頭いいし、いつもこれはやっているんでしょからすぐわかると思うんで申し上げるんですけど、まず一つわかったのは、これは六十年度の四月二十五日、このときに第三者割当てが七百一十七万七千六百六十株、それからその次に六十年度の三月二十日、一カ月ほど前ですね、日環建物を吸収合併したときの日環の持っている株数九百五十二万株。それから六十年度の二月十五日、やはり第三者割当てをしておりまして、これが八百四十四万株であります。そうしますと、その三つの合計が二千四百五十七万七千七百六十株でした。そうすると、五十九年十二月の株式の発行数というのは、この決算時の約三千五百万株、それから今合計した二千四百五十万株、これを差引きますと千三百七十七万株になるわけでありまして、これは、この計算からいってたんだから、私は間違いないと思う。間違ったら困ると思ひまして、念のために、今度もう少し上の方から、昭和五十七年の方から逆算をして計算したら、やはり五十九年の十二月ではどんぴしやり同じように千三百七十七万株という数字が出てきたわけでありまして、そうしますと、この千三百七十七万株が正しいとすれば、さっき言った二千五百万株を掛けますと、合計二百五十九億二千五百万円、約二百六十億円というものがいわゆる予想純資産額。あなた方が答弁書で出してきたこの予想純資産額と株式会社日環建物の保有土地の時価評価額を合わせた金額、二百六十億円になるわけでありまして、計算上そうなりますね。

そこで問題は、大蔵省証券局の言う千二百円と、私の計算した千三百七十七万株を掛けてみます、大蔵省の言うことが正しいといたしまして、そうしますと、千二百円掛ける一千三百七十七万株ですから、その合計は百二十四億四千四百万円になります。これがあなたの方の言う予想純資産額プラス株

式会社日環建物の保有土地の時価評価額が百二十四億円になるというわけでありまして、ですから、あなたの方の計算からいって純資産は出せないと言わなければならない、この計算で逆算していくと百二十四億くらいになるのがあなたの方の計算。私の計算では二百六十億くらい。

さて、リクルートコスモス社が持っている今の純資産額、それから日環建物の保有土地の時価評価額を足したものが、果たして百二十四億が正しいのか、二百六十億が正しいのか、この問題であります。私は常識的に考えて、あの財産というものはそんなに百二十億くらいのもんだらうか、と疑いを持つわけでありまして、やはり私の計算した二百六十億の方が近いのではないだろうか、そんなふうにも思うわけでありまして、これがはっきりすれば脱税ということになるんでしょから、どうですか、今までの私の計算について。

○政府委員(角谷正彦君) 今の委員のいろいろな御説明、突然伺ったものですからにわかにはちよつと判断しかねる点ありますが、株数の移動はお話しのようなどたらうというふうに思ひます。つまり、株数の増加の内容あるいはその状況についてはお話しのとおりだろうと思ひます。

ただ、これに先立ちます五十九年十一月に第三者割当て増資を従業員持ち株会に対してやっております。これを簿価を基準とするところの純資産方式においてやっているわけですが、この場合における社員持ち株に対する価格は、一株当たり大体五十円額面に換算いたしました二百六十六円五十銭だったわけでございます。それに対して、五十九年十二月のリクルート社によるところのリクルートコスモス株の売却、これは日環建物の買収によりまして、これは時価を基準としたわけでありまして、これは時価を基準としたわけでありまして、これは純資産方式においてやっています。したがって、これに引きましては大体一株当たり今申し上げた千二百円ということでございます。その千二百円と二百六十億でございますかとかなんとかという関係、詳細私も先生の計算の内訳が

よくわからないものですから、ちよつとこの場で評価するわけにもまいりませんが、私もどもいたしましては、いろいろな向こうから聞きまして状況におきましては今申し上げたようなことで、時価を基準といたしました純資産方式によって計算した価格は千二百円相当である、その時点においてはそうであったというふうに推定しているわけでございます。

○山口哲夫君 ます、発行株式が大体一千万株であることだけは認めになりますね。その程度だと今おっしゃったですね。それは認めますね。

○政府委員(角谷正彦君) 株式数の増減の状況はさういふことだらうと思ひます。

○山口哲夫君 そうしますと、私が言った二千五百円というものを基礎に置いてずっと逆算してしましました、その計算方式には間違いないでしよ。

○政府委員(角谷正彦君) 計算の内訳は実は詳細を承知していませんが、恐らく今の委員御指摘の部分につきましては、例えば七百七十七万株でございますと八百万株強でございますとか、それぞれ第三者割当てによってふえた部分が資産に評価されていると思ひます。したがって、千五百万株強に対応する二千五百円を掛けたものが恐らく純資産の中に評価されておりますので、その関係をどういふふうに見るかといふことが今の計算の一つのポイントだらうと思ひますけれども、どういふ御計算をされたのか、私も、今この場において口頭で伺ったばかりでございますので、その点についてはちよつとどうも判断しかねる点があるかと思ひます。

○山口哲夫君 余りややこしいことは結構なんですけれども、極めてこれは単純な話なんです。一千万株であることは初めて認めただけです。発行済み株が一千万株であるというだけでは初めて認めた。それは私と共通したんです。そうしますと、あなた方がリクルートコスモスの話を聞いて千二百円ですとこ言っているんですから、私は二千五百円と言う方が正しいと言っ

ているんですから、それを掛けていきましてその純資産というのが出るんです。その純資産がさっき言ったように百二十四億が正しいのか、私が言う二百六十億が正しいのか、どっちかであるというところだけは、これは筋書きとしてはそのとおりでしょう。いや、余り深く考えないで。簡単な話ですよ。

○政府委員(角谷正彦君) 例の合併の話にいたしますと約千五百万株掛ける二千五百円でございますが、したがって三百七十五億というものがその期末においては、第三者割当ての結果、資産としてふえているということになっていと思うわけでございますが、それを今委員御指摘の期末の有価証券報告書からどういふふう計算をして引いておられるのか、その辺がちよつとわかりかねますので、ちよつとお答えの点は判断を留保させていただいてるわけでございますが、後から、何でしたら私どもの係の者が参りまして先生の計算を見せていただきまして、またその段階で判断させていただきたいと思っております。

○山口哲夫君 あなたの方の今までの答弁とまるっきり違ひますね。今までは自信を持って答弁されていたんですがね。ちよつと聞いてください、極めて簡単な話なんです。きちんと意思統一できたのは、五十九年十二月の発行株式が一千万株、端数はありますけれども一千万株であるというところだけは共通の認識に立ったでしょう。それで、あなたの方の言う千二百円を掛けるか私が言う二千五百円を掛けるかによって純資産額というの違ひますよと言ひます。簡単なことではしょう。そこはどうですか、そこだけ答えてください。もう一回言いますか。

○政府委員(角谷正彦君) 今の山口委員の御計算を承った感じが言ひますと、その期末の有価証券報告書からいろいろ計算されたようでございますが、期末におきましては、五十九年十二月との間におきましては、御指摘のように、日環建物との

合併があります。それから、六十年の二月及び四月の二回にわたる大体会合で千五百万株強の第三者割当て増資がございまして、したがって、そこら辺の要素を控除した残りのものが、いわば五十九年十二月現在における一つの純資産であらうというふうに考えられるわけですが、その今のお話からいいますと、期末有価証券報告書がどうなっているのか、私も今ちょっと手元に持っておりませんが、少なくとも第三者割当て増資の分は千五百万株掛ける二千五百円、したがって三百七十五億だろーと思ひますが、そこら辺はむしろ期末においてふえていっていった要素であらうというふうに御計算なさっているのか、その辺をどういうふうに御計算なさっているのか、と詳細がわかりかねますので、今、委員の御質問に対する答えについて、もうちょっと計算結果を判断した上でお答え申し上げます。こういうふうに申し上げているわけでございます。

○山口哲夫君 経過はいいんです。くだいようですけれども、五十九年十二月の一千万株ということだけは、これは変わらないんです。そういう点で、今私が申し上げたような計算をもう一度してみたい、あなたの方で、そうしますと、純資産額というのがきちと出てくるはずですから、その純資産額がどっちが正しいかによってこれははっきりすると思うんです。そこで、こういう問題についてこれだけの疑問があるのに今まで税務調査したことがないんですか、いかがでしょうか。

○政府委員(伊藤博行君) お答え申し上げます。先生のお話は、みなし一時所得ということに関連しての御質問でございますけれども、調査云々という点では、一般的に調査課所管法人につきましては毎年一回というぐらいの感じでやっておりますので、リクルートにつきましても調査はやっております。ただ、おっしゃる点のその一時所得云々という議論につきましては、今回新たに問題提起されている問題でございますので、その部分に即してという点については、その会社における調査のときに議論されたかどうかと私承知しておりませんが、一般的な調査は定時的にやっております。

○山口哲夫君 その問題はもう一度聞くことにして、それで、今証券局長いろいろと答弁してございしたけれども、この問題と同じような問題もあるんですよ。これは分売基準価格というのが四十五円にされた。これは十二月六日、ここで我が党の矢田部議員の証人喚問によって、江副証人は、リクルートコスモス社も自分も四十五円になるというのを知っていたと言っているんですよ。それが九月中旬の話なんです。分売基準価格が四十五円という話は九月中旬に知っていたんだと。ところがその後、九月三十日に第三者割当てからの還流株、今はっきりしているだけでも七十六万株。これは三千円で譲渡しているんですよ。そうすると、四千五十円から三千円を引いた千五百円、この差益が出ますね。これも、先ほど前段私が言ったと同じような脱税の対象になるのではないかと云うんです。計算しますと七億九千八百萬、こういう金額ですね。これは受け取った方も当然一時所得として申告しなければならぬだろー、そしてリクルートコスモスの方としては、証人がはっきりここで言っているんですよ、四千五十円になるというのを知っていました。それを三千円で譲渡したというのとは、その千五百円というのは前段で申し上げたと同じようなことは税の対象になるものを隠していたということになるわけでありまして、これは、前段の私の計算とは違つて、証人がきちと云っている数字で考えれば、これは当然税務調査をしなければならぬ対象だと思ふので、あわせてやっていますか、というふうに思ふんです。

今、税務調査は一年に一回やっていると云うんですけれども、これも私は国税局に要求いたしました。一体税務調査をやっているんですかというのに対して、こういう回答です。大体四年か五年に一回は調査していると思ひます。多分これ

は一般の法人なんというのは——そしてこう言っていました。一般の法人よりはリクルートコスモスについては接触が多いと思ひます。これはあなたの方の職員がそうはつきり言っているんですよ。ところが、常識で考えますと、この一般の法人というのは大体三年に一回くらいは国税の税務調査をやっているんですよ。四年や五年に一回なんていうことにならないんですよ。そして、このぐらいの大きな会社になりますと毎年やるんですよ。あなたがもしやっていると云うように、毎年、調査の対象にするのが大体会合なんですね。それを税務当局では四、五年に一回ぐらひはやっていると、一般法人よりは接触が多いと思ひます。それを税務当局では、これはやらないというのと同じじゃないかと思ひます。もしやっていると云うのであれば、これだけ問題になっているんですから、一体これまでの経過についてどういう調査をされたんですか。少なくともこの間私も質問をしているこの差額というのは、おかしいなと思つたら調査するべきだと思ふんですが。

○政府委員(伊藤博行君) 毎年というのは、毎年行つておる法人もございしますが、必ずしも調査課所管法人が毎年というわけではございません。したがって、先ほど申し上げましたのも数年に一回というふうに申し上げまして、毎年というふうには申し上げなかつたつもりでございますが、そこはちょっと横に置きまして、先ほど来問題になっておりますみなし一時所得であるいはその前提としての法人におけるみなし収益という点の法律上の関係、これは先ほど先生おっしゃいましたように、譲渡のときには価格が適正価格を下回つておれば、その差額は法人段階においては収益に計算し、同時に寄附金に参入する、当然限度計算をいたしますけれども、そういう法人サイドではそういう経理になるべきもの。それから、片や受け取る方の個人においてはみなし一時所得が課されるべきものであるというの、一般的には先生がおっしゃるのとおりだと思ひます。まさに問題は、その譲渡——先般私は譲渡と譲り受け

と使い分けて言葉を使わせていただいておりませんが、譲り受けの段階における価格が適正であるかどうかという点がまさに先般来御議論になっておりますようにポイントだろーと思ひます。

私どもの考え方は、先ほど先生が引用されました通達に書いてありますように、その譲り受けの時点でもどんびしやりの売買実例がありまして、それによれる場合にはそれによる、それからそれがない場合にはまず類似法人を横に置いての比準方式による、それからそういうものがない場合には、先生おっしゃつたような純資産を参照してという三項目を一つの目安にしております。まさにその端の売買実例がないというのが今回のケースでございますので、いわば具体的なケースがないと云うにどういふものをもつて適正価格と見るのか、それがまた一義的に決めるに困難な部分であるだけに非常に認定に問題が生ずるということでござい

私どもの一般的な実務の慣行といひましようか、これは今通達で申し上げましたように、そういう実例がない場合には大体その法人がつけた、あるいは取引した価格が、今申し上げましたような基準から見ると、そんなにギャップがないと思われる場合にはあえてそれを否認するということはない。といひますのは、みなし法人所得であるいはみなし一時所得というの、いづれにしても、証責任は当然私どもに来るわけでございます。したがって、法的安定性というのを考えますと、法人間あるいは法人個人間の取引を積極的に否認できる材料がないとなかなかできないということ、先生のおっしゃる問題提起は非常によくわかるのでございしますが、そう簡単に一義的にばつとおまえのところは脱税だと言ひ切るほど単純でないということも御理解いただけたらというふうに思ひます。

○山口哲夫君 大体、二年間ぐらひの間に株の価格が倍以上に上がるという場合には、これは

に支障が生じないというふうに考えております。しかし、残念ながらというか、財政力の弱い地

方団体がございますが、この自然増収の少ない地方団体も少なくないと考えられるが、このような団体に対しては地方交付税の配分を通じて適正に対処をまいりたいというふうに考えております。

○山口哲夫君 大体この自然増収は二兆円くらいというのですけれども、その自然増収で穴埋めをしようというお考えなんですか。

○国務大臣(堀山静六君) 自然増収の分とそれから交付税で、いわゆる交付税の減収分プラスアルファが約一千億程度ございますので、二兆余の自然増収のうちの八千八百億、それに交付税の一千億、これを加えてこの九千八百億に対応してまいりたい、そういうふうに考えております。

○山口哲夫君 自然増収が出るから、それで今度の税制改革で穴のあく約九千八百億、それを埋めようというのですけれども、もっと先に埋める先があるんじゃないですか。それは、例えば交付税の特別会計で今六兆円借りていますよね。そのほかに、まだたくさんありますよ、交付税の特別会計で借りている利子だけでもこれは二兆六千億もあるんです。

それから、もう一つ言わしてもらえば、財源対策債等償還金というのがあるんです。これは実に十五兆円あるんですよ。だから、今国の方で自治体に返してもらわなければならない金というのは大体二十三兆円くらいあるんです。ですから、自然増収があったらまず先に返すべきものをちゃんと返してもらって、そして足りない九千八百億、後で言いますけれども、もっとそのほかにありますよね、仮に消費税が通つたら六千億くらいふえるんですよ、自治体の持ち出しが。そういうものも含めると、これは特別の財源というものを自治体にもちゃんとつくっていかねばならないので、自然増収だけを当てにするというのは私はおかしいと思う。借金というのは、古い借金から先に返していくべきだと思ふんです。

○国務大臣(堀山静六君) 委員御指摘のことは当然のことでございますけれども、しかし今回の税

制改正は、御承知のように、国と地方が一体になって税制全般のいわば抜本的な見直しをしよう、そういうところから行われるわけでございまして、直接税の比重が大変高いという現象から、住民税を中心とする減税を、地方においても国税の所得税あるいは法人税と比例をして、相呼応して行なうわけでございまして、幸いというか、自然増収のある中で、やはり減税のメリットを一般国民、住民が受けるということは大変なことだ。

もちろん膨大な借金を抱えている現状、これはよく理解をいたしておりますし、これからその対策のためには考えてまいりたいと思ひますが、今回の税制改正は、少なくとも国、地方を通じて一回見直しをしよう、その中で国税と相呼応しながら、地方だけが私を逃れるわけにいかない、そういう観点のもとに住民税の減税に踏み切ったわけでございまして。

○山口哲夫君 住民税の減税をすることはまことに結構です。それは大いにやるべきだと思ふんです。しかし、その財源を今度の税制改革の中でどうしよう、そういう考え方に立つこと自体がおかしいと思ふんです。私は、本来地方自治体の税というものは独立したものでなければならぬ。税と国との関係でそれをすぐ地方に波及をさせるという考え方でやられたんでは地方はたまたまのものではないと思ふんです。だから、国の税政策のもとに地方の財源にそれだけ穴があくんですから、それに対しては当然別個の私は財政措置というものを考えるべきだと思ふんです。

残念ながら、今度の税制改革について一体地方の自主財源あるいは自主税源とも言いますけれども、これがどのくらいに変わってくるのかと思つて資料の要求をいたしましたら、歳入に占める地方税の割合が六十三年度四五・八%が、今度の税制改革をやりますと約三%減つて四二・九%になるんです。地方税という自主財源がぐっと減るんです。地方財源の中に交付税があります。それから譲与税もあります。これは本来地方の独自財源とは見ませんね、国の関係によって回ってくる譲

与税、交付税なんですから。しかし一步譲つて、これも入れたらいたしまして、六十三年度の六五・一%から、これまた減つて六四・五%になるんです。

だから、国の政策としてやる税の改革が、地方自治体の自主的な財源というものを、税源というものをだんだん縮小させている。これは明らかに財源を中心とした地方の独自性というものをだんだん希薄にしていくのではないだろうか。地方の権限というものをだんだん縮小させていく、そういうことになる。私は思うわけであります。そういう地方税を我々のように少し独立させてもらいたいという考え方がいままですと、今回のこんなやり方というものは、地方の分権、「ふるさと創生論」なんて言っていますけれども、私は、こういうものは全く砂上の楼閣でありまして、やはり中央集権化されないように、まず一番大事な地方の独自の財源をもう少し高めるべきでないだろうか、こう思ふんです。

そこで、私は総理と地方自治の問題について議論するのは初めてでございますので、せっかくの機会ですからこの際、総理の地方自治に対する基本的な理念と申しますか、特に国と地方との関連を中心にして総理の基本的な理念をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 地方自治、これはまさに民主政治の基盤であつて、内政のなめである、これが基本的な考え方でありまして。

そこで、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら住民福祉の向上を図らなければいかぬというところから今の課題として一つ、四全総が目指します多極分散型国土の形成ということが出てきて身近なことは身近なところだと、なおのことこういう地方公共団体の役割がふえてきておるといふふうに思つております。

したがって私は、民主主義の原点は地方自治である、これは前からそう思つております。○山口哲夫君 私に聞いているのは、特に国と地方自治体との関連というものについてどういふ

うにお考えですかと聞いています。○国務大臣(竹下登君) これは車の両輪であるという基本認識に立つておるわけでございます。

したがって、先ほどもおっしゃっております交付税の問題につきましても、これはよく国税当局と、それから自治体当局の見解等、いろいろな独自の見解等がときどきあります。制度調査会と、それから財政審との意見の食い違いとかいうことを中和するものは車の両輪と、こういうことであらうと思つております。

○山口哲夫君 さすがに県会議員をやられた総理だけに、前の中曽根総理とは大分違いますね。中曽根総理は前にこう言つたんです。自治省の監督権に基づいて地方自治体を指導助言していくんだと。私は失礼だけれどもこう言つたんです。あなたは昔の内務省御出身ですね、昔の考え方をいまだにをお持ちなんですか、政府に地方自治体を監督する権限というのはどこにも書いていません。あくまでも今おっしゃつたように車の両輪であつて、原則的には対等、平等なんです。こういう点では総理のおっしゃるとおりです。そういうお考えのもとにだんだん車の両輪の片方が小さい車になつてきているんです。自主税源というものがだんだんだんだん減つていく、それはどうお思いですか。

○国務大臣(竹下登君) 自主税源というのは、だれしも地方自治を民主主義の根幹、原点と考えた場合に、これは追求すべき問題であると思ひます。

しかしながら、このたびの税制改正の中におきましては、そうした言つてみれば原点論議ではなくして、このたびの税制改革の中で地方財政そのものの減収分に対する補てんとか、そういう角度から議論をされておりました、結果として今おっしゃつた自主税源そのもののシェアの問題がおっしゃるとおりのことになつておりますが、この問題はなお今後とも永遠に議論しなければならぬ課題でありますけれども、しかし、近時の経済情勢、社会情勢を見てみますときに、さてどうなる

と、税源の問題というものが非常にへんばになっておるといふことは残念ながら認めざるを得ない。先生が地方自治に關与していらつしやうて、昔で言えばやっぱり平衡交付金制度があつて、そうして交付税制度というものをいろいろ議論の結果今日に至つておるわけですが、本當の自主財源、まことに結構でございますが、三千二百四十五でございますか市町村にいたしますと、その税源そのものを今度は見てきた場合に、そこになんかへんばな存在ということがございすだけに、それを念頭に置きつつも、いつも議論するところと境界というものがぶつかるといふ印象を私自身も今日まで持ち続けてきております。

○山口哲夫君 こういった大改革をやる場合に、一番やはり基本に置かなければいけないのは、私は地方自治というものをどういふふうに考えるのか、今、総理がおっしゃつたように、常に車の両輪のように考えていかなければならないということが、私はやっぱり頭から離れちゃいけないと思ふんです。

どうも今までの税制論議を見ておりますと、國の論議があつて、それが決まつた段階でそれに地方が右へ倣えしていく、だから調べてみたところが地方の税源が小さくなつて、結局は脱線してしまつたを得ないということになると思ふんです。だから一番大事なことは、その基本をしっかりと踏まえて、その数字を地方の方にもっと上げることと考えるべきだと思ふんです。今地方の財源は三〇%です、ところが仕事は七〇%させられておるんです。一体どういふことかといへば、結局は國が金を握つて地方にやらせておるわけですよ。そこに官僚制というものが生まれてくるわけですね。

総理が、昨年の予算委員会ですか、自民黨の質問に答えられて、大変私は名言だと思つて今でも知つてゐるんですけれども、國家公務員たる者地方公務員に優越感を持つてはならない、こうおっしゃいました。私は、さすがにやっぱり地方自治体を知つていらつしやる総理は違ふなと思ふ

て関心したんです。しかし、實際には総理のそういうお考えのようにには動いてないんじゃないんですか。その税源が縮小されたのもしかり。

それから、文部大臣に聞きますけれども、文部官が地方の教育委員会を通じて券を売りさばく、自分が選挙に立候補するための券を売りさばく、何のために地方の教育委員会を使つてまでそういうことができるんですか。総理の言うように對等の立場に立つたとするならば、そんなことできるはずがない。結局は、文部官が今まで國の補助金を地方に出してやつてゐる、そういう一つの権力を握つていたからこそのやれるようなことだつたと思ふんです。そういう考え方に立つてから今度のような汚職が起るんです。それで、文部大臣がいわゆる高石事件なるものの調査をすると言つても何日かたちますけれども、具体的にいかがですか、その調査結果をお聞かせください。

○國務大臣(中島源太郎君) 議員のお尋ねは、パーティー券の件だと思ひます。これは調査を急がせておりました。その結果を政府委員からお答えさせたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 本年九月十六日に「高石邦男君と語る會」といふ高石前事務次官のパーティーがございまして、この件に關しまして都道府県教育委員会の幹部が券を購入されてゐる事實に關して報道がございしたので、大臣の指示に基づきまして、電話によります照會等によりまして実情の把握に努めておるわけでございます。

現在までのところ、教育委員会の幹部が個人的に券を購入したという県が十九県でございまして、教育委員会の職員は購入していないという県が二十五県、それから個人的なことなのでわからないうちの県が三県でございまして。ただ、そのうちの一票はいわゆる期成會といふところで券を購入されたという例でございまして。

それから、教育委員会からの報告によりまして、十の都府県で文部省の職員から、これは仕事上の連絡、電話あるいは口頭、面談等の仕事の話

に際しまして、パーティーがあるという事實を聞いたといふことでございまして、ただ単に聞いただけではなくて、一種の購入の口添え的なニュースで受けとめたという県も数県ございまして、そういう点では事實に關しまして私も大変恐縮しておる次第でございまして。

○山口哲夫君 文部省から地方の教育委員会がこれを買つてくれと言われれば、ふだん補助金で世話になつてゐることだし、おつき合ひせざるを得ないだらうと言つて、それでついに公費からそのパーティー券を買つたなんというそんなことまで報道されてゐます。これは私はゆゆしき問題だと思ふんです。

それで、来年は参議院選挙があります。参議院選挙が近くなりまして、官僚出身の議員が、それの日のころ補助金政策でもつて地方に対してある程度の接触を持つていた人たちが、そういう地方の機構を通じてその人の後援會の會員を集めたパーティー券を売つたりする。そういう問題が必ずといつていくらい発生するんです。これは、総理のお考えとはおおよそ隔つたことだと思ふんですけれども、特に選挙が近いだけに、そういうことが絶対にないように総理の方からきちつとやはり指導していただきたいと思ふんですけれども、どうでしょう。

○國務大臣(竹下登君) パーティー券問題でございまして、そもそも役所の組織といふものの中でこれを売りさばくといふようなことを最も避けようといふのが、これは我が黨においても議論された結果として出た自主規制の基本でございまして。そういうことは絶えず最も気をつける、いわゆるパーティー券課税問題よりもその方がまず先じゃないかと、こんな議論すら出たことを私も承知いたしております。

○山口哲夫君 もう一つ総理にあわせてお願いしておきたいんですが、先ほど総理が、國家公務員たる者地方公務員に対して優越感を持つて、こうおっしゃつたんですけれども、残念ながら各省庁の特に幹部職員の中にはそういう考えでない人が随分いる。自分のポケットマネーでもくれてやるような、そういう考え方、感じて補助金なんかをつけてやる、そういうのが間々あるんです。来年また予算編成期が近いわけですから、たくさん地方の方から予算獲得のために陳情で来ると思ふんです。そういうときに、やはり総理の言つたように、國家公務員が地方公務員に優越感を持つてゐるやうな態度、地方自治といふものを全く輕視してゐるやうな態度といふものはやっぱり改めさせるべきだと思ふんです。ちやうど今申し上げたように、選挙運動に地方の機構を、自治体を利用して、あるいは今言つたやうな高級官僚が自分のポケットマネーを出すやうなそういう態度といふものをきちつとやっぱり改めるべきだと思ふんです。

総理がたまに綱紀粛正の問題を閣議で取り上げたとおっしゃつてゐますけれども、それとあわせて今言つたやうな問題について一度閣議で取り上げて、きちつとした指導をしていただきたい、こう思ふんですけれども、いかがでしょう。

○國務大臣(竹下登君) 今、山口委員がお取り上げたいただきましたのは、もう十四年ぐらい前でございまして、私が建設大臣にたまたま就任したことがございまして。そのときの初めてのあいさつ、訓示と申しますか、そのときにいわゆるいささかの優越感を持つてはならないと、また県庁職員また市町村職員に優越感を持つてはならないといふことを言ひましたのが雑誌に載つておりました、それでよく知つていらつしやる人がございまして、それは私は昔も今も変わらず持ち続けるべきことであらうと思つております。

○山口哲夫君 ぜひ各大臣に閣議の中でそういうことを十分に御指導いただきたい。強く要請をしておきたいと思ひます。さて、地方税の問題についてちやつと具体的に入つてみたいと思ふんですけれども、地方税といふものはできるだけ独立性を持たなきゃならない。というのは再三申し上げました。

そこで、国の法人税の中でいわゆる引当金とか準備金とか租税特別措置法の関係とかで優遇措置をしてあります。そういうものは今の制度からいいますと直に地方自治体の方に影響してくるわけですから、地方税の方にやっぱ途中で地方税の独立性を考えたなら遮断するべきでないだろうか。こんなふうなふうに思ふんですけれども、その考えを聞きたいこと、それからどの程度はね返りというのが地方に影響しているのか、その金額を具体的に示してほしいと思います。

○政府委員(湯淺利夫君) 地方税につきましても、御指摘のとおり地方の自主財源でございまして、国の租税特別措置が直ちに影響を受けるというふうなことはなるべくないようにした方がいゝわけでございます。しかしながら、国のこの特別措置の中には地方税においても同様に措置をした方が適當ではないかと思われるものもござい

それから、法人税特に法人関係税につきましても、法人税のいろいろな所得の計算を使うわけでございますが、技術的にそういうものをやっていると上での特別措置を回避することができないというふうなものもございまして、やむを得ず遮断できないという場合もあるわけでございます。しかしながら、今後税制改正をするに当たりましては、この国税の影響というものはできるだけ遮断ができるものは遮断していく、そういうことで今後とも引き続き見直しを行ひまして、政策目的の緊要性等を勘案しながらできるだけ整理合理化をしてまいりたいと思ひます。

金額につきましては、ちょっと今手元にございませんで、後ほど差し上げたいと思ひます。○山口哲夫君 金額は、私どもの計算によりますと、法人事業税に与える影響が約一兆八千億、法人住民税に与える影響が約一兆二千億、これだけあります。三兆円くらい私どもとしては地方税にかかってくる。そのほかに所得税の特例がいゝとあります。それらはね返りというものは約二兆二千億くらいある。これは政府の考え方と

は違ふと思ひますよ。

特に一番大きい問題は、引当金の問題がありま

す。これは政府の方としては、全然引当金というものは見ておりません。この引当金というものは、当然これは国の政策として行つてゐる問題な

んです。貸倒引当金制度というのは、国が一つの政策として決めてゐる問題なんです。なぜその損金

が即ち地方自治体の税の収入にまで影響を及ぼさなければいけないのかと我々は言ふんです。国の政策であれば、国の政策としてやられたらいいで

しょう。それを我々地方自治体では頼んだこともない地方にまでなぞ影響を及ぼさなければいけないのか。貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金、製品保証等引当金、この四つの金額だけで約二兆円のはね返りが地方自治体にあるんです。具体的はどうですか、この引当金だけは遮断してみたらどうですか。

○政府委員(湯淺利夫君) 法人関係税につきましても、基本的には法人税の所得の計算を技術的に使

用してゐるわけでございます。そういう趣旨で、引

当金の部分だけを除いて計算をするということが技術的になかなか難しい問題があるかと思ひます。この点は今後の検討材料ということにならうかと思ひます。

○山口哲夫君 これは何にも難しいことじゃないでしよう。所得金額に関する計算書というのがあるんですよ。地方税法施行規則の中に。その中に加算とか減算とかという欄がずっとあるんですよ。その企業が引当金としてどの程度のものがあつたのか、損金として落としたのか、あるいは賞与の引当金が幾らあつたのか、そういうものをただ項目に載せていって合計していけば、これは地方税にはね返らないでしよう。遮断できるんじゃないですか。そんな難しいものではないですよ。

○政府委員(湯淺利夫君) 地方の法人関係税は、今の制度の仕組みといたしましては、基本的に法人税の所得の計算というものを前提にしてやつてゐるわけでございます。そういうことで、特殊な

租税特別措置というものは別にいたしましたすれば、やはり基本的な引当金とかというふうなものにつきましても、これは地方税におきましても同じような適用をせざるを得ないんじゃないかというふう

に考えております。○山口哲夫君 だから、今の制度からいけばそう

でしよう。しかし、我々の言つてゐるのは、今の制度がおかしいんだから、それは直したらいかがですかと言へば、事務的に計算上難しいと言ふから、何にも難しいことではありません。制度さえ改正してやろうと思へば何でもできることで

すよと言つてゐるんです。どうですか、制度が変わつたらすぐできるでしよう。○政府委員(湯淺利夫君) 法人住民税は、御案内のとおり、法人税額を課税標準にしてゐるわけ

でございます。ですから、法人税額を課税標準にしてゐる以上、その法人税額の基礎となります中身の

問題をいじくり回しますと、これは住民税が課税できなくなるといふようなことになるわけ

でございます。事業税につきましても、今後の問題としては外形標準課税というふうな大きな問題もござい

な

それで、これについて私なりに勉強してみたところがございしますが、頭の運動程度の勉強でございすけれども、シャウプ勧告のときに付加価値税というのがありました。あれは今の確かに外形標準のような感じの、今の事業税のような趣旨のものでございますが、結局は実行に移されなかったわけでございますけれども、その辺からお互い議論してみたら一番いいんじゃないかな、こういう感じを持っております。

専門的でございませんで、ただ頭の運動程度のお話を申し上げたわけでございます。

○山口哲夫君 今、御説明になったシャープ勧告のときも、できるだけ地方に独自性を与えるべきだ、自主財源というものはやっぱり強化しなきゃならないというのは、たしかシャープ勧告の中にありましたですね。だからその勧告に従ったって、今言ったように、数字的にも今度の税制改革

で地方の独自財源というのは減ってきているんですから、これはどこから見てもやっぱりおかしい。だから、このことを頭に置いて、私はやっぱり地方の税あるいは財政というものを考えてもらいたいと思うんです。時間もなくなりましたので、残念ですけれども、この問題ぜひひとつ総理として、また大蔵大臣として、来年の予算編成も近づいていることですから、考えてください。自治大臣はもう喜んでいるようなあれですから、ぜひお願いします。

それから次に、補助金の復元問題について質問したいと思うんですけれども、補助率を削減するというのは、これは一年限りだというのは総理が約束したことですね。これは昭和五十九年十二月二十二日、竹下登大蔵大臣と古屋自治大臣との間にちゃんと覚書を取り交わし、そしてまた、その後にもまた今年度三年間だけ何とかして欲しいと言っていて、やはりあなたが大蔵大臣として小沢自治大臣との間に調印をしたわけですね。それで、これは当然今年度はやっぱり来年度から五十九年度の補助率に戻さなければならぬものだと思うんですが、

す、いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 二回目の署名も私と古原大臣であつたと思つております。確かに二回とも大藏大臣は私自身でございました。二回目のときは各自自治体関係者の皆さん方の懇談会をお願いいたしましたして、いろんな関係者がお出かけになりましたが、私に素朴な感じとして、もう二度とあの懇談会には私を指名してくださいな、こう言われたことを今でも覚えております。だから、責任を感じておることは事実でございます。

したがって、定食のような答弁をいたしますならば、これはいろんな今までの経過等を勘案しな

がら、予算編成時において決着をつける問題であろうというふうに思っておるわけでございます。社会保障の部分でございしますとか、公共事業の事業費の部分でございしますとか、そういうことはこの予算編成時点において話し合いがつくことであらうというふうに思っております。

○山口哲夫君　前の宮澤大蔵大臣と同じ簀舂なんですよ。予算編成時に考えたいと言うんです。二回も約束しているんですよ、地方に。一年限りだからやらしてください、今度は三年限りだからやらしてください。そして三年目になったら、また諸般の情勢を考えて検討してください。もうこれだけ約束を破られたら地方自治体はたまつたものじゃないですよ。これはもう文句なしにもとに戻してほしいと思うんです。

そこで、どうも気になるのは、さっきから自然

増収があるからだと言っているんですけども、自然増収が二兆円くらいあるじゃないか、地方自治体にも影響が出てくるだろう、だから何とかこれに補助率をもとに戻さなくたっていいじゃないかと言っているんですけども、そういうことにならないということとは先ほども言ったんです。八千八百億円の、この税の改正によって減収があるわけですね。それに今度プラス一千億ありましたというのは約六千億あるんですよ。足しますと約一兆五千八百億ですよ。だから、この一兆五千八百

億をやいりきちつと始末してもらわなければなら
ないんですよ。そうしますと、補助率をまた今の
とおり継続するという事にならないと思う。補
助率を継続しますと、これに加えて一兆六千億圓
くらいのはね返りがまた出てくるんですよ。そう
すると、地方財政はまた一兆六千億くらいの赤字

が續きます。これは法律からいって当然交付税の税率を上げなきゃならないことになるんです。そういうことから考えれば、若干の自然増収があるからといって、それを財源にして補助率をもう一年間我慢してくださいということには絶対これは数字の面からいってもならない。そこをきちつと大蔵大臣として頭に入れていただいで予算編成してもらわなければ、これはたまたまものじゃないと思うんですが、そういう数字の点から考えてどうですか。

○国務大臣(竹下登君) おっしゃる数字は全部私にも理解できる問題でございます。私自身も議論の末、予算編成段階において本当は暫定措置というのには私自身も好ましいことではないと思ひますので、恒久的なことも念頭に置きながら議論を進めていかなきゃならぬだろうと思つております。

自然増収の問題をおっしゃいましたが、自然増収があるという事実は、また事実として認識はしておくべきであらうと思つております。

○山口暫夫君　これは全国の三千を超える地方自治体が大変関心を持っていることです。これをもし、また同じように一年間継続してくださいなんということになりましたら、竹下内閣の支持率はまだ地方の段階で落ちますので、十分心して、もうこれ以上だまされたくないというのが地方自治体の共通した意見ですから、この点はひとつぜひ頭に入れて予算編成に当たっていただきたい、このことをお願いしておきます。

時間もないので最後になると思いますが、移転価格の問題です。

御存じのとおり、アメリカで、トヨタ、日産がアメリカ国内の現地法人に対して、水準を超えている価格で自動車を出荷して、現地の子会社の利

益庄縮を圖つて法人税逃れをしているということ
で追徴金を課したことによるものでありまして、
これはもう外交問題にもなりました。それで日
産、トヨタが合わせて約八百億円を返さなければ
ならないということになりました。それで両企業
は、八百億の国からの返還された金額を現地法人
を通じてアメリカの歳入庁に納付したわけであり
ますけれども、このため地方税もやっぱり同じよ
うにとばっちりを受けまして、約四百億円これは
両社に還付をする、多い県ですと百億も返す、小
さな市町村でも約十億円も何年か前に入れたもの
を返さなきゃならないという問題が起きたわけで
あります。

これはもう国と国との外交問題でもありまして、そういった地方自治体に対する、国の政策の
とばかりを受けさせないように、これは先ほど申し上げた税の遮断の問題とも関連してくると思うんですけれども、この問題についてまずちょっとお聞きしたいのは、国税の還付財源というのは、これはどこから出したんでしようか。

○政府委員(伊藤博文君) お答え申し上げます。
移転価格税制は、先生御案内のように、国をま
たがっての課税権の衝突ということでございま
す。

今お話しの場合には、日米間での親会社、子会
社間の……

○山口哲夫君 経過はいいです。還付財源はどこ
から出したんですか。

○政府委員(伊藤博文君) 国の場合には当然国の通常の何というんでしようか、還付を出すべきところから出しておるというふうに思っています。ちょっと今正確に、勘定科目を改めてもう一度確かめて御答弁いたします。

○山口哲夫君 国税の整理収納金会計というのが

あるんでしょう。だから、政府の方は、ちゃんとそういう国税を還付するための収納会計があるからいいんです。地方にはそういうのがないんですよ。そうすると、何年も前に払った十億の金をいきなりこし返せと言うんです。これはたまった

ものじゃないですね、単年度で返すということ
は。これは当然国と同じようなものを地方自治体
の中にもやっぱり考えてみる必要があるのじゃな
いかと思うんですけれども、どうでしょう、検
討してみる必要はないですか。これは自治大臣の
方ですかね。

○政府委員(津田正君) この問題は移転価格税制
だけの問題ではなくて、企業が不振に陥って還付
の事態になるとか、そういうようないろいろな事
態があるわけでございます。地方団体におきまし
ても、いわゆる税の還付の財源につきましてもは予
算措置でやっておるわけでございますが、しかし
正直申しまして巨額の還付をしなければならぬ
ということになりますと、確かに予算措置ができ
ない、このような問題がございます。

制度的な点を申しますと、もうこれは先生御承
知と思いますが、交付税の計算におきましては、
前年度の法人税額につきましては翌年度清算す
る、こういうような仕組みで、税の落ちた分は翌
年度交付税が補てんされるということございま
す。そういう仕組みでございますが、当該年度、
じゃ資金措置をどうするか、こういう問題がござ
いまして、私どもとしては個々の地方団体の
予算の状況、あるいは財政調整基金等も準備して
おる団体もございますが、そういうような状況、
なければいわゆる地方債で手当てしておきまし
て翌年以降の交付税の清算でその財源を確保する、
このような仕組みになっております。

○山口哲夫君 最後に……

○委員長(橋本又三君) 山口君、時間が参りまし
た。

○山口哲夫君 最後にぜひひとつ、そういうこと
をもう少し制度として検討されるようにお願いを
いたしたいと思っております。

またたくさん問題がありますけれども、委員
長にお願いしておきます。
もう一回くらい立てられるように、ぜひひとつ
委員会の審議を続けるようお願いして終わしま
す。(拍手)

○委員長(橋本又三君) 次に、太田淳夫君の質疑
を行います。太田君。

○太田淳夫君 最初に郵政大臣にお伺いしたいと
思いますが、報道されているところによりまし
と、真藤会長と村田秘書の問題につきまして、真
藤会長とあるいはN T T社長と郵政大臣と会
談されたということをお聞きいたしました。その
の会談で真藤会長はどのようなことを御報告され
たのでしょうか。

○国務大臣(中山正暉君) 昨晩から新しい事態が
展開をいたしてまいりまして、けさ郵政省とい
たしましてN T Tと連絡をとり合ひながら、この
委員会に出て、その間いろいろ交渉してござい
まして、委員会の間にメモが入ってまいりまし
て、十二時半ぐらいに会いまして、事実上十二時四十五
分に真藤会長、それから山口社長御一緒に政府委
員室にお越しになりました。村田秘書の監督不行
き届きで大変な御迷惑をおかけした、これ以上も
う御迷惑をおかけすることは忍びないの自分分は
辞任をしたい、後は山口社長でひとつN T T
の万全の運営を期していただきたいという御要望
がございました。私といたしましては、土光臨調
で土光さんの大変な期待を担って電電公社の總裁
になられ、そしてまた、その後民営化のために大
変御努力をいただいた、造船業界でも大変有名な
方であったわけでございますが、その方が民営化
後、ついでこの間代表権をお持ちになった会長とし
て会長に御就任いただく人事を私自身がしたわけ
でございますが、それがきょうかたい辞意を表明
されたいということが残念な思いがしたの
でございますけれども、御本人のたつての御要望
でございますし、山口社長もそういうことで社内
意見が一致したということでございますので、私
としては承をいたしましたという次第でございま
す。

○太田淳夫君 その場で真藤会長とされては、い
ろいろな思いもあったと思いますが、報道されて
いることにつきましてはどのようにお話しになっ
ていらつしたのでしょうか。

○国務大臣(中山正暉君) 報道されておりますリ
クルートの株の売却益が自分自身分のところへ入
っているとは知らなかった、預金通帳も印鑑も全
部、二十年来、特に石川島播磨にいらしたときか
ら社長として秘書室で使っておられた方のように
ございまして、もう何もかもお任せをしてこれら
れというふうな、そんな社会生活の中の女房役
のようなことをしていらつしたような方の方
でございまして、その関係で全く任せきりであつ
た行為の中でそういうことが行われていたとい
うことを自分の監督不行き届きだと、さような表現
をされておられました。

○太田淳夫君 山口社長にお伺いいたしますが、
大変な御心労のことと思ひますけれども、社長は
十一月七日の衆議院の特別委員会でも、会長にお
話をお聞きしたけれども会長も何も関与していな
かつた、このように聞いておりますということ
でお話をされてみえました。十一月四日にN T
Tの調査委員会の最高責任者に社長として就任さ
れまして調査を進めておみえになったわけですが
けれども、今回のこの会長辞任に至りました経緯を
どのようにお考えになり、どのような御所感を
持ちでしょうか。

○参考人(山口開生君) お答えいたします。

ただいま先生がお尋ねのことでございますが、
調査委員会を発足いたしましたので、現実に調査委員
会活動としましては式場取締役等を初めとします
リクルート関連の株の所有の問題、あるいはリク
ルトとの仕事上の契約のあり方、そういうことも
のについて調査を進めてまいりました。その間、
私ども役員、幹部の株の保有についても調査を
してまいりました。真藤会長にも当然でございま
すが株の件については調査をしたわけでありま
す。当時やはり真藤会長はそういうことはな
いというふうな話しておりましたので、私も国会で
そういうふうな答弁をさせていただきました。村
田秘書のことにつきましては、村田秘書からの
話としまして、その後、株を購入したことを認め
ておりますし、それから辞任を申し出てまいりま

して、これは調査室長に電話が参っております。
その後、村田秘書は行方がちょっとわかりませ
んの、私どももその行方を今もなお追っております
のでありますが、大変残念なことにはまだわか
っておりません。

そういうことでありまして、昨日、今、大臣が
おっしゃいましたようにこういった報道がなされ
まして、私も、けさであります、真藤会長に会
いまして、この件についての確認をとったところ
でございます。会長としては、これもまた先ほど
大臣からお話がありましたように、長年自分の個
人的な仕事について任せてある秘書でありまし
て、したがって一般的なN T Tの業務には直接タ
ッチしていません。そういうことでありますの
で、金銭のこと、あるいは預金通帳のことも秘書
に任せてある、したがって、どうも大変申しわけ
ないが、今の件についてははつきり自分がどうも
お答えできない、ちょっと記憶にない、すべて任
せてある、こういうような返事でございました。

以上でございます。

○山田昭範君 関連。

○委員長(橋本又三君) 関連質疑を許します。山
田君。

○山田昭範君 大臣、先ほどからお話をお伺いし
ておりますと、真藤会長は長年連れ添った秘書で
あるし、通帳から判こから全部任せおった、そ
れでけさの報道を見て会長は大体このとおりと違
うのかと、ほぼそういうふうによつぱりお認めに
なったような感じがしますか。

○国務大臣(中山正暉君) お越しになりました。
余り多くをお語りになりませんでして、先ほど申
しましたように、いろいろと大変迷惑をかけたとい
うことをおっしゃり、そしてまた、後、山口社長
でひとつ万全を期してもらいたい、これ以上に御
迷惑をかけることは忍びないの、というふうな御
趣旨でございます。私もN T Tからお伺いを
しておりました話の中身を信頼いたしておりました
ので、その村田幸蔵氏との連絡がいまだとれな
いので、その面では確認をできないけれども、そ

ういふ事情であるのでひとつ御了解をお願いしたいという御説明がございました。

○**山田昭範君** 山口社長にお伺いします。

村田秘書が辞任をされたのは先月の六日の日でございますね。そうしますと、それから秘書ではないわけでございますが、少なくとも十一月分の会長のお給料ですね、これはどちらの方にお振り込みをされたんですか。

○**参考人(山口開生君)** 会長の口座に振り込んだものと思ひます。

○**山田昭範君** その口座は村田さんが持っているんですか。どこにあるんですか。

○**参考人(山口開生君)** ちょっと先ほど答弁があまりでございましたが、会長の給与の口座だと思ひます。

○**山田昭範君** ですから、その会長の給与の口座というものは、これは常々村田秘書が判こや通帳やみんなお預かりしていろいろやつておられたわけでしょう。その口座は村田秘書が持っておられたんじゃないですか、今までは。どうなんですか。

○**参考人(山口開生君)** 今私が申しました口座は、恐らくこれは家庭の方にあるんじゃないかと思ひますけれども、今、村田秘書が持っている口座というものは、真藤会長のポケットマネーといひますか、そういったものの口座だと思ひます。

○**山田昭範君** わかりました。それじゃ先ほどから銀行の口座とか何とかかんとかいうのは、ポケットマネーの口座、そういうことですね。そうしますと、先ほどのあなたの答弁の中で、裏金というのがあるんだそうですね。そして裏金の口座のことについて聞いたことがあるかと先ほどお尋ねしましたら、聞いたようなことがあると、あなたは先ほど答弁されましたが、この裏金を扱う口座についてどういふふうになっているのか、もう少し詳しく教えていただけないか。

○**参考人(山口開生君)** 私、裏金というふうにし上げたのではないと思ひますが、先ほどから申し上げておりますようにポケットマネーじゃないかと思ひますが、その点については……

○**山田昭範君** そんなことはない。質問者が、裏金を扱う口座があるんじゃないかと先ほど社会党さんが聞いた。そうしたら、それに対してあなたは聞いたようなことがあるとおっしゃった。

○**参考人(山口開生君)** 今の、私はですからポケットマネーの口座のことを申し上げました。

○**山田昭範君** それじゃあれですか、あなたが先ほどからおっしゃってありますのは、裏金を扱う口座というのポケットマネーを扱う口座、そういうことですか。

○**参考人(山口開生君)** そういうことでございす。

○**山田昭範君** そうすると、あなたも聞いたことがあるわけですから、その口座はもう相当長い間あるわけですか。

○**参考人(山口開生君)** ただ、私直接聞いたわけじゃなくて、そういうふうにならわれておりまして、私もそういうふうな理解をしておたわけでありす。

○**山田昭範君** これは村田秘書が昭和六十一年の九月にリクルートコスモスの株を一株三千円で一万株購入をした、そして十月に公開直後に売却をいたしました二千二百万円を村田秘書が受け取った、こういうわけですね。そしてそのうちの約九百万あるいは一千万をその会長のポケットマネーの口座へ振り込んだ、こういうことですか。そういうことになりましたと、これはまず大蔵省当局にお伺いいたしますが、これは村田秘書が株でもうけたお金を真藤会長に贈与したということになりますね。これは税金の調査等いろいろ出てくると思ひますが、どういふことになります、こういう場合。

○**政府委員(伊藤博行君)** 事実関係ごく最近承知したばかりですので、具体的な前後の関係とか、そのお金の帰属がどうだとかいった点がよくわかりませんが……

○**山田昭範君** いや、はっきりしているじゃないか。

○**政府委員(伊藤博行君)** 株の当事者がどうなっているとか、その辺がわかりませんので、言われているように、村田さんが譲渡益があつて、それが再度こちら側へ来たというケースをもし前提にいたしますと、それが事実かどうかよくわかりませんけれども、あるいは贈与という議論があり得るのかも知れません。ただ、具体的な事実関係を私も承知しておりませんので確定的に申し上げるのにはちょっと留保させていただきたいと思ひます。

○**山田昭範君** それはもうちょっとはっきりおっしゃっていただきたいんですが、それじゃ刑事局長に今度はお伺いします。

今の村田秘書が二千二百万円のいわゆる売却益を得た。そして、その売却益の中からいわゆる一千万なり九百万なりを真藤会長にやつたと。やつたというのには贈与したということになりますね。この場合の扱いと、あるいは今度はリクルートコスモス自身がわいろとして真藤会長に贈ったんだと、どつちかなんです、これ。そういうふうになるんじゃないかと私は思ふんですが、刑事局長はどういふふうにお考えでございすか。

○**政府委員(根来泰周君)** 事、犯罪に関するものでございすので、私から一つの前提あるいは仮定を前提にいたしまして、それが何罪に当たるか、あるいは何罪の嫌疑があるかということとはちょっと申し上げにくいこととございす。

ただ、一般的に申し上げますと、検察といたしましては、国会の御議論とか御指摘とか、あるいは事リクルート問題に関する各種の報道には犯罪の嫌疑の有無を検討するという立場から十分注意を払っているところとございす。

けさほど報道された件につきましても、捜査機関として今御指摘の点も十分頭に置きまして対処するものと考えております。

○**山田昭範君** ぜひ頭に強烈にたたき込んでいただいて御捜査をいただきたいと思ひます。もう一点だけお伺いして終わりたいと思ひます。この間から問題になっておりますリクルートコスモスの役員に還流した株、これは刑事局長です

ね、大体十九人で三十万八千株とかというふうになつておられるわけでございますが、これの再譲渡について刑事局長は重大なる関心を持って捜査をしていらっしゃるかどうか、そこら辺のところをお伺いしておきたいと思ひます。

○**政府委員(根来泰周君)** これも何か同じことばかり繰り返しまして恐縮でございますけれども、リクルートコスモスの株の譲渡問題につきましては、従来から申し上げておりますように、検察庁といたしましてはまず事実関係を確定するという前提のもとにいろいろ調査をしているわけでございす。したがって、今御指摘の点についてもその中に含めて検討、調査いたしているものと考えております。

○**山田昭範君** N T Tの問題につきましては、先日長谷川証人、式場証人を初め、辞任されたといひえ、この真藤会長の問題、村田秘書の問題等大変重要な問題であります。したがって、リクルート解明についてはやはり真藤会長、村田秘書の証人としての尋問が必要ではないか、このことだけ申し上げて私の質問を終わります。

○**太田淳夫君** 郵政大臣、ただいまいろいろとお話を承りましたけれども、監督官庁としての郵政大臣としての責務もあらうと思ひます。これからやはりこの問題につきましては、ただいま証人喚問のお話もございましたけれども、郵政省としても事実関係について厳しい調査を展開すべきだと思ひますが、その点どうでしょう。

○**国務大臣(中山正暉君)** 再三にわたります御答弁申し上げておりますように、千五百六十万株のうち五百四十万株を売却いたしました千二十万株という株式を、国家が保有をする大きな株主であるわけでございすし、発展をいたします。特に四月の十九日からデジタル化をいたしまして、十年をかけてこの全日本の電気通信網を効率的なものにしたいという意欲に燃えている、新規参入とともに日本の電気通信の責任を担うトップを走っている N T T でございすし、さような意味で郵政省といたしましても、これからひとつ

管理監督の精神的なものを含めまして私どももこの企業の健全な育成に省内でひとつ協議をしてまいりたい。

特に、自由化をされましたので、今回の疑惑を招いております問題も、その自由化のふたがとれたということでの新しい商売に意欲を燃やされたことがかような出来事になったのではないかと思っておりますが、準公務員としての立場にあるNTT社員であるわけでございますので、その点の万全を期したい。ここにおられる山口社長にも先ほどそれをお願いしたところでございまして、ますます内部規律を高めていただいて、新しい体制で邁進していただきたいと郵政大臣として願望をいたしております。

○太田淳夫君 山口社長、今、郵政大臣からもお話しございましたが、やはり二十一世紀に向かっての情報通信社会の将来というのを考えますと、NTTの果たすべき役割というのは非常に大きなものがあると思います。現在リクルート問題等であるような問題が発生しているわけでございしますが、この際やはり厳しい内部の調査を進めるとともに、国民生活に最も密接な関係のある社業であることを認識されまして、一切のやばい出方を切つて新しい出発をすべきじゃないか、こう思います。社長いかがでしょうか。

○参考人(山口開生君) 先ほど大臣からお話がありましたように、我が国の電気通信をこまめに電電公社を通して便利に、利用も高めてまいりました。おかげさまで、世界的にも日本の通信が大変評価されてまいっております今日でございます。今回のようなことがございましたことは、大変に私たちとしては残念なことでございます。

今、先生がおっしゃいましたように、これから電気通信の発展をやはりNTTとしては担っていく気持ちで全社員心を新たに頑張つてまいりたい、このように考えております。

○太田淳夫君 最後に総理にお伺いしますが、NTTの真藤会長が村田前秘書の件で責任を感じて

おやめになりました。総理も十三日の閣議で公務員の綱紀粛正を指示されたばかりでございまして、NTTは言うなれば準公務員でございまして、政府が大株主でございまして、総理も御自分の秘書のことであるという責任を感じられなければならぬ立場にあると思ひますが、この事件についてはどのようにお考えでございましょうか。

○国務大臣(竹下登君) 郵政大臣からお答えいたしましたと同じ気持ちでございまして、公務員の綱紀粛正問題につきましては、昨日その具体化についての検討を私から発言したばかりでございすだけに、その重要性を一層痛感いたしております。

○太田淳夫君 それでは総理にお尋ねいたしますが、最初にこれはちょっと税制を離れさせていただきますが、ブッシュ大統領が誕生されようとして今されているわけでございまして、やはり日米関係のいろいろな問題があるかと思ひます。せんだつても宮澤大蔵大臣にお会いになりたいという財務次官のお話もあったんですが、宮澤大蔵大臣が交代されてしまったということもございまして、やはりいろいろな案件を抱えているところでございまして、総理としても訪米の意向を持たれているようにお聞きいたしております。私たちも、国民とすれば一日も早く総理が渡米をされて、いろいろな案件について日米共同のやはり国民の利益の話し合いをしてもらいたいと思ひます。いろいろな話しかれておられるような私利私欲にまたがるような話し合いではなくて、国民の利益のためのいんな話し合いをしていただきたい、こう思っております。総理としては、いつごろをめどに渡米されるようなお考えをお持ちでございましょうか。

○国務大臣(竹下登君) 私の訪米日程等については、新聞紙上等いろいろな表現がなされておりますが、今ブッシュ新政権、まだできていないにいたしまして、このブッシュ現副大統領の方からも会いたいという希望はあります、私も会いたいと思っております。それは太田委員の今おっしゃったとおりでございまして、ただ私は、今この税制改革というこの大事を抱えてきょうも御議論をいただいておりますので、そのことを横に置いて日程を決めるといふようなことは、また政治家としてすべきでないというので、心の中の運動を一生懸命しておるところでございまして、

○太田淳夫君 報道されることによりまして、大体来月の末ごろかなということでございます。

自民党大会も延ばされたということでございますが、大体その程度のことをお考えでいらっしゃいますか。

○国務大臣(竹下登君) なお、私の心の運動の中には、可及的速やかにといい気持ちがございす。

○太田淳夫君 それでは税制問題に入らしていただきます。

ある大学教授の方がこういふことをおっしゃっているわけでございまして。竹下内閣の今回の税制改革の基本的な構図についてということでございますが、それによりまして、消費税の導入と税率構造のフラット化と水準の引き下げによる所得税、住民税、相続税及び法人税の減税である。消費税導入のための戦略として、いかに国民各階層の抵抗を少なくして、有効に減税財源を活用すればよいかに細心の注意を払っているということでございます。すなわち、消費税の導入を容易にするために、事業者を中心に認められているところの不公平税制、例えばばみなし法人あるいは赤字法人等に手をつけないで既得権益グループとの妥協を図っている。あるいは不公平税制に手をつけないと給与所得者の不満は解消されないから、これには中堅所得者層を中心に、所得税減税で、お金で解決をする。また、法人税の減税は、租税特別措置の合理化に十分に手をつけずに、税率の引き下げで決着をつける。さらに、納税コストや所得捕提の懸念を抱かせないために、付加価値税のタイプを帳簿型の消費税に選定をする。こういう税の予想外の自然増収がありました。あるいは経済の拡大によりまして増収増があらった。それを

最大限に利用されてこういふアプローチをされている。政治力学の観点から見ますとこれは正常化されるかもしれませんが、オールドドックスな税制改革の観点から見ると問題を残していくんじゃないか。

こういうことをおっしゃっておみえになります。総理としてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○国務大臣(竹下登君) 今、御指摘なさった見方は、当然私はあり得る見方であらう。それに対応していくことこそ――やっぱり体制側にある者は絶えず七割の批判を受けていく、それに立ち向かっていくと申しましようか、これはけんか腰でいくという意味じゃございせんが、正々堂々と対応していくというのがこれは体制側にある者の責任であると思っておりますので、まず消費税ありきであつて、それを導入しやすいうように所得税の減税とかあるいは不公平税制を残すとかといううなことでではなく、今の稼得者、なかんずく給与所得者の重税感等を解消するためには、税制全体で考えるならば消費税が必要である、こういう立場から今後とも対応してまいりたいと思っております。

○太田淳夫君 総理にいろいろな税のことについてちょっとお尋ねしたいわけですが、基本的なお考えです。

税について何を今求めているかということを一一般国民にお聞きするところによりまして、恐らく公平な税制ということが答えとして返ってくるんじゃないかと思ひますが、この公平な税制という概念について見ますと、十八世紀の後半、これはちょっと古くなりますけれども、総理は神代の前からの税制を勉強されているということでございます。アダム・スミスは「国富論」で租税原則を明らかにしている。あるいはそのときに四つの原則の一つとして公平の原則というのを掲げているわけですね。また十九世紀の後半に入りますと、ワグナーの租税原則が出現しました。その中でも公平の原則ということが掲げられているわ

けです。

そのように租税原則というものが発表される時期というのは、やはり国民が社会情勢の変化、経済情勢の変化、いろいろございしますが、そういう中で改革を国に対して求めている時期にそれぞれ相当してくるのじゃないかと思うんです。また、今改革を求められて、税のあり方というのが問われているわけでもございしますが、特に税の不公平は正とすることがやはり国民的な要請となっていると考えるわけですが、総理としてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) これは、アダム・スミスの比率的な課税、あるいはワグナーさんの累進的な課税と、それぞれ私も今おっしゃいましたように時期を考えてみますと、これはその前、よく上田委員が議論されますマルクス、エンゲルスのときからの話をずっと見ましても、やっぱりある種の周期が私はあると思うのでございします。それで、まあ神代の昔は別といたしまして、租税というのがいわば外敵からの自己防衛という意味において、その外敵もクマとかトラとかライオンとかそういうものでございまして、労役等の支出からそれが物にかわった支出になって、だんだんいきますと、やはり比率的な社会主義の初期段階においては物の値段の中に共通の費用が入っておりまして、ある意味においてはみんな間接税であると言えるかもしれません。しかし、そこに必ず応能主義的な所得税の社会というものが入ってきて、その所得税偏重主義というものが今度はまた間接税的な社会へ移行していく、これがこのところ先進国の——もとも消費税的な傾向に移行してきたのがこのところ三十五年ぐらいの間であるのか。ちょうど我が国が今そここのころへ来ているのではないかとというふうな私なりの分析をしております。

しかし、基本的に税というのは公平であってこそ初めて納税者の方の理解を得ることができるわけでもございしますから、不公平税制と言われる問題については今御例示なすった諸問題、みなし法人

も含め、あるいは赤字法人課税も含め、四党で御指摘なすった十項目というのがございましたが、それらの問題は一つ一つ解決しつつも、万全を期していく体制を絶えずとっていかなきやならぬ問題だというふうに私も問題意識を持っておりま

す。

○太田淳夫君 十八世紀に示されました公平というのは、現在言われている水平的公平というのが中心じゃなかったかと思ひますし、十九世紀後半以降に取り上げられている能力に応じた公平、これは垂直公平の問題じゃないかと思ひますけれども、今回の改革ではそのいずれに重点を置いていくかというところでございしますが、税制改革の抜本答申ですね、あるいは中間答申、あるいは自民党の抜本改革大綱、これを見ますと、税制改革の理念としていずれも公平という項目を掲げておりますけれども、この公平は、先ほど申し上げました水平的公平なのか、十九世紀後半の応能原則と言ふべき垂直的公平なのか、どうもその辺がはっきりとしないように思ひます。どうも十八世紀に返っていくような感じがするんですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これはまさに、私は水平的公平というもののから今度は垂直的公平あるいは公正の方へ入るかもしれないが、そういう感じから応能主義的なものが入ってきて、その応能主義的なものの努力と報酬の一致という原則からする、いわば極限に達した場合に、そこになお水平的公平をいまだ一度それを加味していきこうじゃないかと、こういう流れになるのじゃないか。だから、十八世紀的な、アダム・スミスの考え方に返ったというのではなくして、むしろ十八世紀、十九世紀議論されてきて、それこそ二十世紀の方向にこれをお互いが模索しながら持っていくというところで、水平的公平も垂直的公平も、すなわちそれを直と間とで仮に分類しますならば、そのいわばいつも申しますところのあるべき姿が模索され、それが構築されつつあるのが今度の税制改正ではないかという感じを持って当たっております。

ところでございます。

○太田淳夫君 私たちは、垂直公平があるべき姿ではないかと、このように思っております。しかし、その垂直的公平を達成するためにはやはり水平的公平が実現をしなければならぬ。水平的公平が著しく損なわれている状況の中で垂直的公平のための税制を構築しますと、公平のそもその原則が崩れるというのには理解できるんですけれども、今回の改革においては、まず水平的公平を確保して、そのうちに垂直的公平をというのか。そうでなくて、やはり総理のおっしゃっているのは、水平的公平が最終的には究極の目的としてそれに近づけようとしているんじゃないかと思ひます。その点はどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 本来は、税制の世界だけでなく議論してみますと、諸施策が一番うまく機能いたしましたして、国民全体の所得格差というのが、原始共産主義社会とかいう問題は全然別といたしまして、大変平準化した状態ができた場合、結果としてそれぞれの税制がみんな水平的公平の形で機能するというのをお互いが政治家として一生懸命やっていかなきゃならぬと思ひます。

そのためには、そこにいろいろな施策の財源としての税制ということになりますと、それは公平を旨として、そしてその水平的公平、垂直的公平というような問題について所得、消費、資産の間で均衡のとれた税制を構築していくというのが二十世紀へ向かっている流れではなからうかと、まあこんな感じで思っておりますのでござい

ます。

○太田淳夫君 その問題、また後からいろいろとお話しさせていただきますけれども、今回は、最高税率の引き下げを含みますところの税率構造のフラット化、これを推し進めようとしておられるわけでもございしますが、その理由について伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは、所得税の税率構造は全体として強い果進歩を有してきておりまして、それで、シャウプ勧告のときの改められた税

制、あれを見ますと、率直なところ八段階でございします。ところが、その後結局高度経済成長というものがあつて、したがって、そこで毎年毎年税率が上の段階になっていくというこの衝撃を避けようということから、毎年毎年少しづつ上の段階になっていくような、高度経済成長でございしましたから、むしろ税の刻みを多くして、それで十九段階というものがたしか十四年ぐらい続いたと思ひます。それから十三、十二となりまして、そうして今六という段階、今五という段階でもってお願いしておりますわけでもございします。

その理由は、やっぱり今のうちに安定成長になつてまいりますと、働き盛りで収入は比較的多いが、教育費とか住宅費とか、そういういわゆる支出がかさむ中堅層の方々の負担の累増感が結果として大変強くなつておる。にもかかわらず、そういう形になりますと、これは本能的にも勤労意欲とかあるいは事業意欲等を阻害する。そしてもう一つは、いわゆる租税回避というようなことにもとかく物の考え方がいきやすくなるというところ今度の改正で五段階お願いしよう、こういうことでもございします。

しかし、なお所得、住民両方合わせますと六五%ということになっておりますので、古い言葉で言えば四公五民でございしますと、そういうことから言えばまだかなり高いところにありますし、現在の先進国の中でもまだ一番高い段階にありますが、アメリカやあるいはイギリスのように二段階とかいうようなところにはまだ到達はいたしておりませんが、一つの考え方としては、努力と報酬の一致ということというのが基本に存在しておるとすれば、やはり働き盛りのところの重税感というものを可能な限りなくして差し上げるといふのが必要ではないかと思ひます。

○太田淳夫君 今、働き盛りの所得が多いけれども支出もかさむ中堅所得層のそういうった税の重税感、負担増感、そういうものに対して、解消策としてフラット化を進めていくんだというお話がございましたが、それが非常に今強調され過ぎて

いるんだと思うんですが、やはりそういう層の方方は、いわゆる水平的公平と申しますか、不公平税制といえますか、まだまだ同じような所得で、改正をやりながら、一方の例えば申告所得者の皆さん方にはいろいろな課税制度についての優遇措置があるとか、あるいは執行上の問題もありますから、そういったもののいわゆる申告納税者の皆さん方に対する課税の適正化あるいは執行上の適正化、そういうものも一方で求めてみえし、あるいは税率におきまところの所得区分についての物価調整と申しますか、インデクセーションと申しますか、その方式の導入というものを考えていく、その他いろいろなやり税の不公平感というものを是正していくことをまず最初に考えるべきじゃなかったかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 今おっしゃいます議論というのは、中堅所得者が同じ所得税法の中において源泉徴収の比率の多い給与所得の面でお申しますならばそれなりの気持ちはわかる、そしてそこに対していろんな手当てをするのはわかるが、それ以外の所得、申告に関する方々の事業所得でございますとか、いろんな所得があります、それと不公平感というものにまず手をつけてからやるべきじゃないか、この御意見は貴党のいわゆる基本法における手続法とでも申しますが、その考え方が中心で練られたものだとも思っております。したがって、それは一切手をつけないで、おいてやろうという考え方は全くございません。

今度の有価証券売却益課税にいたしまして、譲渡所得でございますし、あるいは土地問題、土地税制、これも譲渡、キャピタルゲインの場合の土地問題でございます。そうしてまた医師税制、こういうもの、ただしみなし法人につきましまして、本年から実施されてきたいわゆる事業主報酬額に実質的な制限を設けた昨年の九月の改正でございますが、それがございまして、制度の適用期限到来までに結論をこれから継続的に相談して出そう、こういうような問題になっております。

が、一つ一つやっぱりそういうおっしゃいますところの、他の所得に対する源泉徴収を受けられる方々から見ると水平的不公平感というものにも逐次具体的に対応していこう、こういうことで与野党協議も行われ、これからはお互いが協議しながら進めていかなきゃならぬ課題だというふうになっております。

〔委員長退席、理事斎藤十朗君着席〕
○太田淳夫君 さらに、納税者のいろんな個別の事情をいろいろ考慮して対応できる人的控除制度というのがあるわけでございますが、今回も新設予定の割り増し扶養控除等々でございます。今までも特別配偶者控除とかあるいは住宅取得控除とか、そのときどきに納税者の皆さんの状況に対応してそういうような制度がいろいろとつくられていくわけでございますが、やはりそういうものを役割をもっともつと持たせながらいくべきではないか。その税率の引き下げを含む税率のフラット化をそう急いでやることはなかったんじゃないか、こう思うんですが、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) おっしゃいます政策的各種控除というものの引き上げ等を行うことによってそういう重視感というものを払拭する努力をすべきであって、税制のフラット化はその後でもいいんじゃないか、こういう御意見だと思っております。

しかし、やっぱり考えてみますと、何としても今のようない時代になりまして、あえて平準化とは申しませんが、そういう時代の中で我が国だけがこれだけの刻みというのにはやはり妥当を欠くのではなからうか。今御指摘なさいましたような各種控除というものについても眼を注ぎながら、一方やはり税率というものに対して、まあ四公五民とまでは言っておりません。五公五民という言葉もございましてけれども、六、五というところでございますが、この辺までは皆さんに許容いただけることではなからうかというふうに考えております。

○太田淳夫君 今回の税制改革に当たっての基本的な原則を拝見しますと、この税制改革に当たっては、最も基本的な理念として、公平、中立及び簡素の基本原則に従うとともに社会共通の費用を薄く広く分かち合う、こういう視点が重要だと。これは総理もよくおっしゃっておりますが、この社会共通の費用というのはいかなるようなことをおっしゃっているんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) あるいは若干私の勘ぐり過ぎかもしれませんが、五十四年の決議をつくり出すときには社会共通の費用の中に主として福祉目的の税金の考え方が幾ばくか私どもにもございしたから、社会共通の費用とは福祉政策、こんなことにトタに結びつけたような傾向もあったかもしれません。が、やはり社会共通の費用というのは、まさに国の基本でございます外交、防衛、治安、教育、社会保障、社会資本、こういうものを區別して言うならば社会共通の費用の対象項目ではなからうかというふうに考えております。

○太田淳夫君 今お話しありましたが、その中に防衛という問題がございしましたが、やはりこの消費税が実行されることによって防衛費の確保もできる、こうお考えになっていらっしゃるんですね。

○国務大臣(竹下登君) 防衛目的の税とかいう考えは全くございませんので、ただ一般的に国の基本とは何ぞやと云われましますと、普通、外交、防衛、治安、教育、社会保障、社会資本、こういうのが大体先生から聞かれたときに生徒が答える決まり文句でございますのでそのことを申し上げたわけでございます。社会共通の費用の中には、それは外交、防衛、治安、教育というのとはより入っていくものであらうと思っております。

○太田淳夫君 それでは、その考え方の中にもやはり所得の平準化が今、日本では進んでいるんだというところが、消費税の導入の姿勢として、一つの理由として挙げられております。戦後の四十年というのを考えますと、やはり所得の平準化というものは進んできていることは確かだと思いますけれども、これは消費税のような新税を導入するような具体的な政策の根拠となるほど統計的に確固としたものがないんじゃないかと思うんです。政府はどのような指標を考えてこの平準化ということをおっしゃっているんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これはそれこそ戦前の税制からずっと見てみますと、また昭和二十五年、私が学校の先生をしておりましてに出た社会科の教科書でございまして、昭和八年から十一年までの基準に日本国民の生活を返すために新しく経済五カ年計画というものが出ました。ところが、これは昭和二十五年からの朝鮮戦争を誘発する成長期に当たりましたのでこれはすぐ達成されましたが、そういう昔から比べてみるとはいかがかと思ひますけれども、第一位から第五分位、いろんなところがございまして、あるいは専門家の助けをかりた方がより正確であらうと思ひますが、やはり私は先進民主主義国家というのは平準化というのに進んできた。日本もその例外でなく、あるいは模範的と言つて自己満足が過ぎるかもしれないが、平準化的な方向で今日まで成長をしてきたと言えぬではないかと思っております。

○太田淳夫君 私の質問しましたのは、どういう手法をもつてそういう主張をされているかということでございますが、それは事務当局ですか。

○政府委員(水野勝君) この点は、年々の国民生活白書等におきまして指摘されているところでございします。

端的にはジニ係数の推移、それからまた家計調査によりましてところの実収入の推移、これによりまして五分位の中での第一位と第五分位の割合、こういったものが指摘されているところでございします。

ただ、国民生活白書でも記載されておりますように、不況期にはどちらかというとジニ係数が上昇し、やや平準化の逆の方向に行く。好況になりますと、またこれがさらに平準化が進むということとで、六十年から六十一年にかけては、やや不況

期ということ、逆の方向に動きましたが、六十二年はまたジニ係数が小さくなって、平準化が進んだ。長期的に見れば総理から申し上げておきますように、戦後四十年、三十年、特に高度成長期を中心にして急速に平準化が進んだというのが一般的な指摘となつてゐるところでございます。

○太田淳夫君 経企庁が六十三年に発表されておりますが、それではどのようになつておりましたか。

○政府委員(末木風太郎君) ことしの作業でございますが、ただいま主税局長からお答えがあつたとおりでございます。

詳しく申し上げれば、四十年代の高度成長期を通じて、ジニ係数は、これは小さくなるということが平準化が進むということでございます。急速に下がつてまいりまして、四十五年以降を見ますと、趨勢としては大体横ばいぐらいかと思ひますが、景気の局面によりましてここへござい

ます。ごく最近を見ますと、六十年、六十一年と、係数は上がりましたが、これは円高の不況のせいではないかと思ひますが、六十二年にはまた下がつております。似たような傾向は第一位と第五位の比率で見まして、ほぼ似たような傾向があるかと思ひます。

以上でございます。

○太田淳夫君 厚生省にも所得再配分調査結果というのがありますけれども、それを見て見ますと、多少のばらつきがあつたとしても、平準化が一貫して進んでないということが示されております。このジニ係数というのは、厚生省の係数、五十九年しかございせんが、しかし最近ではこの係数が上昇してきつたあるんじゃないかと思ひます。

それは私たちがどのように判断しているかと申しますと、企業のいろいろな規模の間における賃金格差が今広がつてありますし、あるいは共稼ぎ世帯と専業主婦世帯との間の格差が開きつたありま

すね。あるいはまた将来を考へてみた場合、私的な金を利用される方々、これは所得の多い方々で

すね。あるいはまた大企業に従事されている方の企業年金もございまして、あるいはそういうものが利用できないで公的年金だけで依存される方々、必ずしもそういう人たちの間には受給年金額の格差というものが生じてくるんじゃないかと思ひます。ですから、高齢化世帯が今後増えてまいりますと、ますますその所得分配格差というのは拡大をしていく、あるいはそれに土地、株式等のストックとしての資産の格差も拡大してくるんじゃないかと思ひます。これは、経企庁のことしの国民生活白書の中のジニ係数の傾向としてもあらわれておりますし、そうなりますと、ますます今後所得分配の不公平が起きてくるんじゃないかと思ひ

ます。さらに、経済はこれからソフト化をしていく、あるいはサービス化の進展、そういうものが起つてまいりますと、不安定雇用労働者の占める割合がだんだんふえてまいりますし、そこにも賃金格差拡大のいろいろな要因というものが潜んでいるんじゃないかと思ひます。

そういう中で、総理府が発表しました「社会意識に関する世論調査」を見まして、国民の皆さん方の二十一世紀における日本のマイナスのイメージとしては、「所得や資産の格差が広がる」、こういうのが上位にあるわけでございます。ですから、むしろ税率フラット化を現在政策的にとつていくのが正しいかどうか、その点のようにお考へでしようか。

○国務大臣(竹下登君) この税率の刻みを仮に、アメリカの二段階等は別といたしまして、今度お願いしているのも五段階でございますが、従来からいへば刻みが少なくなつておりますから、フラット化ということがあるいは言えるかと思ひます。が、今の経済企画庁の経済白書、これもおっしゃつてゐる意味はわかります。それから、総理府あるいは厚生省等から、いろいろな角度から国民生活の将来展望についての御意見もあ

ります。これも承知しております。

今、太田委員のおっしゃつたような形に進まないうような、まず基礎的にあります経済政策にいたしましても、雇用政策にいたしましても、基本的にはやつていかなきゃならぬ。と同時に、富の再配分たるいわゆる歳出面におきましてのいろいろな将来を目的とするあり方というものが一つ、これはもちろん拠出年金というのが基本にございまして、けれども、いわゆる年金問題ということになつてくるのではない。

そこで年金問題は、昭和七十年からひとつこの統合問題についての、今、厚生大臣が年金担当大臣と、こういうことになつておりますが、それを中心としていろいろ議論を積み重ねておるところであります、近くの問題というものは別といたしまして、したがうしまして、これらのいわば基礎年金、公的年金、そうしたもののから今おっしゃいます企業年金とか、もろもろの私的年金等、一階、二階、三階あるいは将来四階と言ふ人もございまして、そういう制度につきましては、これはお互いの創意工夫というもののこの議論の中で積み上げていって、そういう将来展望というのが、所得格差が広がるんじゃないか、こういうことが、おのゝ社会をつくるように努力していくことが、お互い政治に携わる者の宿命と申しますか、使命ではなからうかというふうに考へております。

○太田淳夫君 それでは次に移りますけれども、今回の消費税率の導入につきまして、政府・自民党は現行の個別間接税制度の枠組みのままでは国民が公平感を持つて納税し得るような安定的かつ信頼感のある税制、これが構築できないとして、負担の不均衡あるいは特定の物品に偏つた高い負担、国際的摩擦の問題あるいは間接税収入の趨勢的な低下、それをいろいろと理由に挙げて、消費税率の導入によつてこの現行の個別間接税を基本的

に改組しよう、こういう主張をされてゐるわけでございます。

ここで見直しを求められてゐるものは、具体的に申しますと酒税と物品税がここで挙げられてゐるわけですが、特に酒税の場合ですと、これはE C諸国からの不満が強かつた。ウイスキーとか、あるいは輸入品に対する差別的な取り扱いをなくすために従価税の撤廃あるいは従量税に統一あるいは酒類の級別制度廃止、こういうことで取り扱われてきたわけでございますが、これらの見直しというものは、消費税率を導入しなければならぬということではなくて、単独で実施されても何ら都合がなかつたんじゃないかと思ひますが、総理のお考えはどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) あるいはこれも専門家の知恵をかりなかならぬかと思ひますが、酒税の問題につきましては、今、太田委員おっしゃいましたような議論は、私あり得る議論だと思ひます。

そもそも酒税の議論をいたしますと、一番最初に従価税か従量税かという議論になります。よく、従価税の方が値段の何%と決めておけばその方が公平じゃないかという議論がありますが、いや、酒というものは、やっぱりきょう千五百円飲もうというものは言わない、きょう一杯飲もうというし、それから一升買つてこいとか言うからやっぱり従量税だ、こんなエンドレスな議論が昔からございまして。ところが、我が国の場合は一升何ぼという従量税とそれから従価税とが混在した酒税になつておつて、ヨーロッパはどちらかといへば、これは言葉は適当じゃございせんが、アルコールの含有量とでも申しましようか、私は自分で酔度と言つておりますが、酔つぱらう度合いとでも申しましようか、その酔度という言葉は学問的には存在してゐるかもしれませんが、そういうところに重点を置いた税制が行われて、そこで個別になつてウイスキーとしょうちゅうの問題等が出てくる。

ところが、しょうちゅうというのは我が国の国酒、まあ清酒が国酒かしょうちゅうが国酒かというの、これは東北の人と鹿児島の人とで若干議論の違ふところがございますけれども、そういう

ことからいたしまして、しょうちゅうの税制というものにもこれは増税をお願いして、しかしながら一般政策の中で、いわば転業とかそうした企業合理化とかいうような指導もしようというようなことであるというお話を、各業界におおむね御了承をいただいたというところでございます。しかし、個別物品税をなくそうという思想からいたしますと、消費税の外に存在してはいけないというので、それを中和した税制改正というものに今日至った。

少し話が長くなりましたが、私自身酒造業者でございましたので、何ばか長くなったことはお許しくださいませ。

○太田淳夫君　ですから、国民の立場から見ますと、物品税を今度全部やめてしまつて消費税に吸収をしようというところは、やはりぜひいたく品物、いわゆるぜいたく品、それと生活に必要な品物、この区別がなくなつてしまふ。やはりぜいたく品物を買われる方々には、それぞれそれだけの税金を負担される能力があるわけでございますから、それを一切放棄してしまふという考え方は、これは国民から見ると納得はできないわけでは。

例えば数百万円の乗用車もありますし、あるいは今まで非課税であつた自転車あるいは乳母車、それが今度同じ税率になりますし、あるいはダイヤモンドであるがあるいは子供のおもちゃというものも同じ税率になつてしまふというふうな、そういう消費税に対しては非常に不公平じゃないか、かえつて不公平が生じてくるんじゃないか、こういう国民の皆さんの思いがあるわけですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登君)　そもそも間接税、なにかく物品税の歴史を見ますと、これは余り例外なく奢侈品、ぜいたく品というふうなところから入り込んできておるといふ歴史は確かにございす。ただ、太田委員、確かに子供のおもちゃと宝石とか、そうした比較もよくあるお話でございますけれども、やっぱり比例的には、仮に三%とい

たしましても二百万円のものにはそれなりの三%がかりますし、二千万のものにはそれなりの三%でございます。消費の多寡に対してかけるわけですから、それなりの応能的な支出でもございすし、私は情緒的にはおっしゃる意味だれしもわかることだと思ひますが、税制理論上はきちんとした消費の多寡に対して比例的公平の中で額が違ふわけでございますから、正当化される、それがまた消費税というものの本来のあり方ではないかなというふうに思つております。

○太田淳夫君　よく議論の中に、紅茶が非課税でコーヒは課税であるというふうなお話もいろいろあるわけですね。ですから、みんな同じように課税をしなきゃならないということも例を挙げておっしゃる場合もありました。しかし、そういう問題につきましても、何も消費税がそのために必要であるのでなくて、今までにそういった物品税の税金がかかつて、今までにそういった物品税の税金が今までは見直しをしていく努力というものをやはり今まで積み重ねてこなかったところがおかしいんじゃないかと思ふんですね。

そういう意味で、今、消費税を導入するということ、そういう努力を怠つてきた政府に私は責任があるんじゃないか、こう思ふんですが、その点どのようにお考えですか。

○国務大臣(竹下登君)　貴党の基本法の、手順法でも申しましたように、その中におきましても、まず物品税そのものに着目をして、その不正正を是正することによつてなお本当の不正が是正できなかったら、数年かかつて消費一般にかかる税制を勉強していくべきじゃないか、こういうお考え方でございます。が、実際問題として、今も例示をいたしましたけれども、本当にこれはかかつてゐるか、かからないかというところでクイズのような感じでもございすし、それから国民には一つの税というのはいい意味においても悪い意味においてもなれというものがございすから、こんなものだと思つてしまつておりますが、個々の業界別に見た場合は、何だ家電と自動車に大変依

存しているんじゃないか、こういうような感じも自然自然には国民全体にもわかつてくると思ひます。

大変価値観が多様化して、ぜいたく品の客観的基準なんというのなかなか難しい今日、また今の紅茶のお話でございしましたが、あるいは桐だんとすとかヤキだんととかいろいろございすけれども、そういうことからすれば、やっぱりむしろ本格的な公平感というものは、今次のお願いしておける消費税の中に国民の皆さん方が理解していただける方向に行くんじゃないかな、このように考えております。

○太田淳夫君　消費税の問題に入りますけれども、消費税の基本的な仕組みにおきまして、やはり大きな問題があるんじゃないか、このように思ひます。それは今までも同僚委員からもいろいろと議論をされてまいりましたけれども、かつての一般消費税と同じような帳簿によるアカウント方式を採用して、しかも売上高五億円の企業にまでも簡易課税制度を認めて、ここにあるんじゃないかと思ふんです。

このことは、最初から期待されておりました消費税によりますところの企業の所得捕提力を著しく弱めていくんじゃないか。登録番号の入った伝票方式で税額を計算するのはE型付加価値税の場合でございすが、その場合には売り上げ、仕入れも比較的、ちよつと語弊があると思ひますが、ごまかしにくい点があります。しかし、消費税タイプの場合ですと、所得捕提というのは極めて不明瞭になつていくんじゃないか、そういう心配をするわけですね。売上高の過少計上、こういうことがあるかないかあれですが、得ました所得を消費の段階で課税するといつても、これはやはり三%の消費税の負担の軽減をもたらすことになるかと思ふんです。

ですから、このことから消費税は、いわゆるクロソンの是正に役立つどころか、新たな不公平を呼ぶのではないか、こういう私たちは懸念を持つてはいるんですが、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君)　これは初めからちよつと専門家の助けをかりることにいたしますが、いわゆる帳簿方式を採用したと、それから今おっしゃいました免税点も一つございす。それから簡易課税方式というところは、まず帳簿方式自身で見まして、税額別記の書類に基づく方式、いわゆるインボイス方式等から見ますと、今おっしゃったとおり相互牽制効果の点で幾分劣る面がある。幾分という言葉をあえて使つておりますが、劣る面があるというところは私もわかります。

しかしながら、この方式を採用いたしましたのは、さきの売上税の際に一番また問題になりましたのは、これは太田委員も御記憶のとおり税額票方式は余りにも複雑で手間がかかる、こういう批判があつたわけでございますから、そこでいけば若干のそうした相互牽制効果の点とかいうようなものを考慮して、いま一つの手続の煩雑性というものと比較しましたときに、現状における今次の帳簿方式あるいは簡易課税方式というもので国民の皆さんの理解を、あるいは特に納税義務者である事業者の皆さんの理解を深めながら進めていくのが妥当だろうという結論に帰着いたしましたので、今の御批判を承知の上でという非礼な言葉になりますが、それを十分体してお願いをいたしておるところでございます。

○太田淳夫君　採用のいきさつはいろいろとお話があつたこととございすが、帳簿方式によります消費税におきましては、税がやはり事業者取引で正しく転嫁されるかどうか、したがって、最終消費者が正確に負担しているかどうかということのが不明瞭になるんじゃないかと私たちは思つておりますが、それは委員会でも再三論議されておりますけれども、競争条件が厳しい経営環境、その状況によりましては消費者に転嫁できない事業者もおおいでにならうと思ひます。そうなりますと、消費税というのはいわゆる第二法人税となつてしまふし、そして企業間格差をさらに拡大する要因となつてしまふ。そのために改正案では転嫁を保証するために独禁法の弾力的な運用という

ことまでいろいろ行っているわけでございしますが、こういう税制のために独禁法のいろんな運用を援用するということは私たちが筋違いじゃないか、こう思っておりますが、その点どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) もともと独禁法というのは本当は税制のために存在している法律ではないというところは事実であります。したがって、これには一定の期限を付して、まさにその期限の範囲内における例外的対応ということで国民の皆様方が習熟されますまでの期間というふうなことで御理解をいただきたいと思っております。

○太田淳夫君 それはまた後で公取委員長にもお尋ねしたいと思っております。

その他いろんな問題点があるわけでございしますけれども、簡易課税の場合ですと、みなし付加価値率を売り上げの二〇％、卸売業者については一〇％、こういうふうな一律にしているわけでございしますけれども、そのために消費者が負担される税金というのが非常に多いになってしまふ、そのために業種間、事業者間に新たな不公平をもたらすのではないかと思われまして、先ほど申し上げましたが、すなわち仕入れ率を二〇％と一律に想定しますと、食品などの利益率の低い商品を販売する商店、それは負担増となりますし、あるいは粗利益が高いところの高級品を販売する小売の皆さん方については負担が軽減されるわけでございしますので、そこに大きな不公平を生むことにならうと思ふんですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 御指摘の点はあろうかと思ふわけでございます。例えば、このような制度を導入しておりますドイツ等におきましては、業種別にまた一つの税率と申しますか、マージン率でなく多種多様な税率を設定するというふうな例もあるわけでございますが、そもそもこうした制度を御提案しておりますのは簡便な納付手続と申しますか、税額計算手続と申しますか、を眼目にいたしておりますので、業種別に分けるとなるとどのように業種を区分するのか、その業種について

の概算率をどう決定するのか、また執行に当たりますてはそれのある業種がどれに該当するのかといった、かえって煩雑な手続をお願いすることになるわけでございします。簡便な手続でもってとにかく税額を計算していただくという本来の趣旨から、一般の平均的な一七％前後の付加価値率を用いまして導入を仕組ましていただいたわけでございします。あくまでこれは選択でございます。

それからまた、一般的に申し上げれば、事業の規模が小さい方がむしろ付加価値率は高いようございします。そういうところから、中小事業者に対しましては簡便な税額計算手続としてこのようなものを御提案している次第でございます。

○太田淳夫君 さらに、納税をやはりいろいろと仲介する立場に事業者という方々はあられるわけでございします。消費者から預かりになった税金というものを簡易課税制度を利用しますと節税することが可能になるんじゃないかというふうな言われているわけでございしますが、そうなりますと、この制度というのは事業者が節税を合法的に認めることになるんじゃないかと思ふんです。独禁法の弾力的な運用を行って消費者への転嫁をやはり確実にしようとするのは簡易課税制度を利用したところの節税行為、これは消費者の何と申しますか、税負担と国庫への税収との大きな差を生んでくるんじゃないか、そういう心配をするわけでございします。その点はどうでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のような面もないわけではございません。ただ、五億円以下の売り上げということで区切つてございします。この制度を選択される可能性のある方々の付加価値部分を合わせましても全体の課税標準額の幾何程度でございまして、経済取引全体として大きなゆがみを生ずることではないかと思ふわけでございします。また、簡易課税制度によって控除税額を計算したことを計算に置きましてその事業者がほかの

本来の納税義務者である方々と同じように三％で上乗せをされるのか、控除税額の特例によりましてそのメリット分を消費者に還元されて値づけをされるのか、それはその事業者のまた御選択でございします。九％簡易課税、想定した部分が全部消費者には転嫁されつつ納付が行われないという事態だけでもないわけでございします。しかし、そういう事態がございしても全体としての中のウエイトは小さいこと、またそうした零細事業者にいろいろ納付手続をお願いしているということから、あえてその分、消費者からいただいてもそれを還元しない場合でも納付することは要しないというところで踏み切っているところでございします。

○太田淳夫君 今、見直しをするというお話をいただいたわけでございします。じゃこれから検討されていくと思いますが、この消費税による節税行為がもたらす影響は、簡易課税制度を利用される方々については幾何％しか経済取引に対する影響はないということと、消費税による節税行為につきましましては、これは法人企業の雑収入として計上していただいて法人税の課税対象となるというふうな考え方もあるというのを聞いています。その点はどうでしょうか。

○政府委員(水野勝君) その事業者の方がこの制度を選択され、消費税がない場合に比べて、現実の仕入れ税額分と合わせて御自分のマージン分についても三％上乗せされる。しかし、実際の納付税額の計算に当たっては、現実の御自分のマージン分をなくしてこの概算率によって計算をされる場合におきましては、その分の差額というものは、法人所得の計算上は恐らく雑所得と申しますか営業外収入と申しますか、そういうものになります。そういう計算方式でそういう余剰収入という

ことになりましたれば、それは法人税の課税対象にはなるわけでございします。

〔理事斎藤十朗君退席、理事平井卓志君着席〕

○太田淳夫君 さらに、この簡易課税制度というのは、弱小事業者を流通過程から排除することを促進することになりかねないという心配もあります。また、製造業間におきましては、税の納付を最小限にする方法として、企業の系列化を行うこととによって税の納付額の減少を図ることも十分あり得ることだ、こういうふうな試算もございしますが、通産大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(田村元君) 消費税の導入というものが我が国の流通過程に影響を及ぼすのではないかと御指摘であります。またそういうことを言う人もありますけれども、この消費税というのは前段階の税額を控除する方法を採用しております。そのために最終小売価格が変わらない限りにおいては、途中の流通段階の多寡を問わず負担されるべき消費税の税額は変わるものではない。消費税の導入が直ちに流通過程に影響を及ぼすものとは考えておりません。

なお、前回の売上税法案の際には非課税事業者の排除の問題が懸念されたところでございしますけれども、消費税法案におきましては帳簿方式が採用されまして、また非課税事業者からの仕入れについても消費税相当額の控除が認められておりますために、非課税事業者が流通過程から排除されるという懸念は解消されたものと考えます。

なお、流通問題につきましては、確かに国際的に日本の流通問題は大きな問題になっております。これからの国際経済という点では日本の流通問題というのは恐らく大変な議論の対象になると思いますが、それはもういろいろな問題とはおおよそ関係のない流通機構の難しさあるいはまた多段階というふうな問題でございまして、おおよそ消費税の問題とはほとんど無関係であると考えております。

○太田淳夫君 しかし、実際に製造業者の間におきましては税の問題に絡んでいろいろ合併、分

割等が進められる可能性もあるんだと思いが、その点はどうに処理されますか。

○国務大臣(田村元吉) それは、いわゆる系列化というものと中小商業者、これは合理化の問題でありまして、この消費税というものが大きな影響を与えようというところは考えられません。しかし、合理化いわゆる俗に言う産地直売のような形のそういう合理化という点では、これから流通問題は十分に論議されるのであらうと思ひます。それなりに通産省としてはいろいろと現実に即した勉強をしていかなきゃなりませんけれども、この消費税が影響を与えると、ちよつと私はそういうことはしないのじゃないかというふうに思つております。

○太田淳夫君 通産大臣、最後に一問だけお尋ねしますけれども、この帳簿方式によりまして、やはり本来の税の納付等の不明瞭さというものが、ある面では国内だけじゃなくて貿易上のトラブルも考えられると思ふんですね。国際的にはガットの規定によつて間接税は輸出の際に還付されることになっていきますけれども、その配分される税額が不明瞭であることは、事実上のダンピングになるかあるいは逆に企業の負担になるかというふうにならうと思ふんです。諸外国では税負担というのを明確にしてありますから、そういった意味で、先進諸外国との間で貿易上のいろいろな問題になつてくるのじゃないかと思ふんですが、その点はどうにお考えでしょうか。

○国務大臣(田村元吉) この消費税におきましては、輸出取引を行う事業者が免税事業者となる場合には、輸出還付を受けられないために御指摘のような問題は生じません。また、輸出取引を行う事業者が簡易課税制度を選択しました場合には、その輸出取引のための仕入れについては仕入れ税額を控除し得ないために輸出還付は生じません。御指摘の問題は生じないと思ひます。

輸出取引の前段階までの事業者の中に免税制度やあるいは簡易課税制度を選択した事業者がいる場合におきましても、その選択しました事業者は

国内消費向けに販売した場合でも免税制度や簡易課税制度のメリットを受けることができます。また、その所得額は消費税全体の課税ベースに比し、極めてわずかなものと考えられますことから、ガット等の国際的な場での問題にはならないだらうというふうに思つております。

○太田淳夫君 通産大臣、結構です。どうもありがとうございます。

それでは、自治省にお伺ひします。先ほども地方税のいろいろな論議がございましたが、細かいことは抜きにしまして、やはり今回の消費税の導入につきましてその地方税のあり方ということがなかなか論議されていなかったんじゃないかという欠陥があらうと思ふんです。やはり国税中心主義に論議が重ねられて、国と地方全体の基本的な税制のあり方、そういうものが多少後回しにされたような感じがするわけなんです。やはり国民の皆様方にとりましても地方税というのは国税に劣らず生活上大きなかわりを持つております。地方税自体としても、自治省としても、今回のこの改正におきましては中長期的な展望を持つていかなければならなかったんじゃないか、こう思ふわけでございますが、自治大臣としてどうにお考えですか。

○国務大臣(堀山静六君) 今回の税制改革案は、税を納める国民にとつて、国税、地方税を合わせた税制全体としての所得、消費、資産等の均衡のとれたものにするのが肝要であるという観点から取りまとめられたものでございまして、国、地方間の税源配分のあり方については、国、地方間の事務配分のあり方等広範な問題と関連をいたしておりますので、幅広い観点から検討すべきであります。今回の税制改革においては、当面、国、地方の事務配分等の問題には踏み込まずに、国、地方の財政運営に基本的な影響を与えることのないよう、所要の税財源措置を講じたところでございます。

したがって、今後における我が国経済社会の進展に伴う地方公共団体の役割の増大というふうな

問題に対処をして地方自主財源の充実を図ることは、個性豊かな活力ある地域社会の形成と住民福祉の向上を図る上で引き続き大切な問題でございまして、今後とも鋭意努力を払つてまいりたいというふうに考えております。

○太田淳夫君 地方税としては、ガス税、電気税等いろいろございましてけれども、それぞれ課税対象と地方団体の行政サービスとの間には密接な関係があったわけでございますし、それから見ますとやはり逆行していきような感じがするわけなんです。今回、消費税として中央に集められたその財源が、国の主導型でいろいろと地方に分配されるとなると、地方自治の精神、それがだんだんとゆがめられまして中央集権化が推し進められることになるんじゃないか。私たちはそういう危惧を持つていられるわけでございますが、その点自治大臣はどうにお考えですか。

○国務大臣(堀山静六君) ただいまも御答弁申し上げましたように、今回の税制改正は国と地方が一体になつて行つたものでございまして、その一体性の中で今回のいろいろな改正が行われたわけでありまして、

ですから、委員御指摘のように、地方税源の確保という観点からしますと、地方税の減収に對しましては地方税によつてその財源等を補てんすることが望ましいものではございますけれども、今回の税制改革においては、個人住民税等の減税及び消費税の創設に伴う地方間接税との調整に對し、地方税にかわるものとして使途の特定されない地方譲与税及び地方交付税で補てんの措置を講じたわけでございます。国民の税に對する不公平感を払拭し、均衡のとれた税体系を構築するといふ今回の税制改革の意義等を考慮すれば、納得を得られるものであらうというふうに考えますし、また、国においても地方以上に減税超過でもございまして、委員御指摘のような、必ずしも中央集権につながるというふうには考えておりません。

○太田淳夫君 総理、一般消費税、あのときには

一部を独立税として、都道府県税としての一般消費税、そう考えられていたと聞いているわけでございますけれども、今回は国税としての消費税のみでございます。一般消費税のときにそういった地方の独立財源の充実を考えていた。どうして今回はそれが後退をしていったんでしようか。

やはり、今おっしゃられましたけれども、中央集権化への心配はないということでおっしゃつておられますけれども、地方の独立財源がどんどん縮減をしていくということは、裏返せば中央集権化が進んでいくことではございませんから、やはり民主主義の基盤というのは何と云つても地方自治にあると、私はそう思つておりますし、将来にそういう禍根を残すことのないようにやつていかなければならなかったのではないかと思います。

そういった意味で、なぜ独立財源、一般消費税のときに考えられたことがだんだん後退をしていったんでしようか。

○政府委員(湯淺利夫君) 今回の消費税の導入に当たりましては、ただいま御指摘のとおり、その一部を地方の間接税にするというようにことが検討されたわけでございます。そして、消費税と地方の個別間接税との調整に伴う減税額をそういう形で補てんしたらどうかというふうな問題が確かに出たわけでございます。税制調査会におきましても、その点はいろいろと御議論をいたしたところでございまして、この地方の消費税を創設することにつきましては、制度の簡素化の要請、それから納税者の事務負担の問題等があつて適當ではないのではないかと御意見が多数を占めまして、そのかわり消費税の一部を消費譲与税として地方団体に對して譲与することによつて地方団体の安定的な財源を確保させよう、こういうような形で税制調査会におきましても御議論をいたしたところでございまして、その点、御理解いただきたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 今の考え方というのは、議論の中にあつた議論でございまして、別の角度からは、私そのときに感じておりましたのは、交

付税の算定基準の中へ入れる面、それから地方譲与税というものをつくるといふことになりまうと、地方の独自財源を国に委託して、これを徴収せしめておるといふ考え方に立つたならば、やはり私は地方の独自財源であるといふ考え方も成り立ち得ることだと思っております。

したがって、やっぱり抜本的には、先ほど自治大臣の答弁にありましたように、今度はそれによって、地方の財政上の不都合がない措置はとっておりまして、地方税の自主財源の問題を基本的な議論した結果としての消費税の導入ではないことは事実でございます。

○太田淳夫君 公正取引委員長さんが見えなくなつていらつしやいますのでお尋ねしますけれども、先ほど独禁法の問題も出たわけでございますが、総理は、短期間、納税者の皆さん方が習熟をされるための期間、こういうお話でございましたけれども、やはり独禁法というのは、公正な自由市場の競争原理を守るためであるわけでございますし、これが税法によって動かされてはならないという基本原則はあらうと思ふんですが、私はそれがゆがめられてゐるのじゃないか、そういう基本的な認識を持ったわけですが、その点はどのようにお考えですか。

○政府委員(梅澤節男君) おっしゃる通りに、公正で自由な競争秩序というのは我が国経済社会の根幹をなすものでありまして、その秩序にかかわつておるものがいわゆる独禁政策なり競争政策でございます。

今回提案されております一定の期間共同行為の主体を限定し、かつ対象を限定いたします共同行為というものは、常々申し上げておりますように時限的な措置でございます。我が国の競争政策の基本に何ら変更を加えるものではないという認識を持っておるものでございます。新しい税でございますので、事業者はもとよりでございますけれども、消費者も含めまして売り手、買い手が新しい消費税込みの取引に習熟すると申しますか、新しい税の導入に当たりまして、消費者の方から

は便乗値上げの不安もございまして、それから事業者の方では果たして十分に転嫁できるのかという不安もある。いわばそういう導入時の、過渡期の混乱を調整する政策である、臨時的な政策であるといふふうに理解をいたしております。

○太田淳夫君 この委員会でも議論をされておりましたが、やはり消費税の転嫁をどうするかという点の協議をするカルテルであると言われております。しかし、その範囲を超えないという保証が非常にあやふやではないかと思ひます。消費者の立場から見ますと、これがやみカルテルを誘発して物価上昇を招く可能性もあるという懸念もしておるわけでございますが、消費者の立場に立って、そういったやみカルテルというものがなされていないということが判断できるような、やはり制度上の担保が必要ではないかと思ふんですが、その点はどうかと思ふんですが。

○政府委員(梅澤節男君) 今回の時限的な政策カルテルにつきましては、これも毎度申し上げておりますように、いわゆる便乗値上げと言われるようなもの、そういうものにつながるような本体的なカルテルは、本来の独禁法で禁止いたしておりますカルテルとして認められない。これが一つの制度的な保証でございます。同時に、そういう政策カルテルを認めるにしても、それは野放図に認めるということではございまして、共同行為を行う場合に、必ず事前に公正取引委員会へ届け出をしよう。その届け出の段階でいろいろ御相談に乗つたり御指導を申し上げるし、同時に共同行為が実施の段階に移された場合には、そういうことも手をかりとして競争を、当局としてそれをトレースしていくことでございます。

ただ、委員が御指摘になりますように、やはり市場というのは売り手と買い手から成立しておるわけでございます。なかなか消費者との関係におきましては、こういった共同行為の許される範囲を具体的に明らかにいたしまして、これは事業者だけではなくて消費者にもわかつてもらふとい

うことが市場における私は牽制効果として非常に大きな意味を持つてであらうと。同時に、そういう制度ができてまして、その運用に当たります当委員会といたしまして、この法律が期待しておるような適正な運用が行われるように万全の努力をしなければならぬといふふうに考えております。

○太田淳夫君 せんだつて公正取引委員会がまとめた研究報告書、これを見ましても、自由競争促進に絶えず注視をしなければならぬ、この報告書されているわけでございますが、これが公正取引委員会の本来のあり方だと、このように私たちが思つておりますが、こういういろんなカルテルの容認をしますと、やはり自由競争にとつてこれは一つの阻害となりますし、同時に競争に対する企業努力といふものを著しく弱める危険性があるんじゃないかと思ふんですが。

しかも、時限立法といふことでございすけれども、六十六年三月まで有効ですから、これは結構長期間じゃないか、こういう感じもするわけですが。そういう間、転嫁カルテルといふものを認めるとなると、公正競争の秩序といふものが協調体質になつてしまふ、カルテル体質になつてしまふ、そのために各企業の競争によるメリットというものが失われてくるんじゃないか、そういう心配もあるわけですが、その点はどのようにお考えですか。

○政府委員(梅澤節男君) 時限的といへども政策カルテルが認められますと、その期間経過後、いわゆるカルテル体質が残存いたしまして、市場秩序によからぬ影響を与えるという御指摘は、これは私ももととして今後大変注意をいたさなければならぬ問題であると考えております。

したがって、今回の政策カルテルを実施するに当たりましては、先ほど申し上げましたように、消費者にも事業者にもわかりやすい制度の仕組みを周知徹底することに努力する覚悟でございますが、ちょうどいい機会でございますので、このときにやはり独禁法上許されるものと許

されないもの、あるいはもつと基本には、経済にとつて自由公正な競争秩序といふものが非常に大事であるといふことを改めて御認識いただきたいと思います。機会として私どもは活用させていただきたいと思ひます。

同時に、期間経過後もそういったことがないように、公正取引委員会といたしまして、引き続きそういうカルテル体質の残存等が行われないように、監視の仕事の手を緩めてはいけないといふふうに考えております。

○太田淳夫君 公取委員長、お帰りになつて結構です。

○理事(平井卓志君) 梅澤委員長、結構です。

○太田淳夫君 総理、消費税の導入について国民が懸念をしております一つに、税率引き上げの歯

どめについてのやはり懸念がございまして、総理は、税率は国会を通らなければ改定できるものではない、したがつて安易な引き上げなど考えられない、このようにおっしゃつてゐるわけ

でございますけれども、これは税率の引き上げが法律事項であるといふ一般論を述べているにすぎないと思ひます。それだけでは決して懸念の解消にはならないと思ふわけでございます。総理は、竹下内閣では税率の引き上げをやらぬ、こうおっしゃつておられますけれども、そのことは、考えてみますと、二十一世紀に向けての必要な税制改革をと、こういうふうに国民に訴えられてゐる総理のお考えとは矛盾をすることがあるんじゃないかと思ふんですね。このことが消費税に対する国民の皆さんの不信感の一つになり、懸念の一つになつてゐるわけでございます。

やはり近い将来、最低十年ぐらひは税率は上げない、そういう言明をされることができないやうですと、不信感を増すばかりになるんじゃないかと思ふんですが、総理、どのようにお考えでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 今、御指摘になりました第一点、税率は法律に規定しておるのであつて、したがつて国会こそが税率引き上げについて

の最大の歯どめですということを何回も言いましたが、これはおっしゃるとおり、租税法定主義だから当たり前じゃないかと言われてしまえばそれまででございます。

したがって、今のような懸念を除くために私なりに考えまして、少なくとも私が今日この三％というに帰着するまでの苦勞をいたしました、私なりに。したがって、上げられるような環境にあるはずがないというところから、私が提案することはありまじと、こういうことを申し上げてきたわけでございます。

そうすると、今おっしゃいましたように、将来は上げる気かと、こういう懸念がまた生じてくるというのこれはまた当然だと思ふのであります。これも私なりにいろいろ悩んでみました。ヨーロッパの例をごらんになりますと、所得税の減税をしながら消費税の税率がまた上がっていったという歴史を確かになどてきております。それのまた限界だという反省ももちろんあるようでございますけれども、したがって、結局は、財政需要というものと税負担の関係というのはそのときどきの国民が負担するものであるということにおきまして、やっぱり永遠に縛るというのはまたむしろ買いかぶり過ぎるんじゃないかなという感じも率直に持つてます。本当に私は特別な能力があつて総理に指名を受けたわけでもございませぬし、したがってその点につきましてはまた下げ得ることもあらうかとも思います。

それだけに、後世代の国民の手を縛るということは、上げ下げいづれにも、やはりいつも申ししますが、歴史の一コマにすぎない。が、今の時点最大の努力をしなきゃならぬものの、安易に上げるといふことを私はしなないと申ししても、税法そのものを未来永劫に縛つてしまふ。十年というの、私はいろいろ考えてみましたが、今まで国会で本当は与野党の議論の中でも十年するといふような変化があつております、実際問題として。したがって、少なくとも私がそういう御提案を申し上げることはございませぬというのがむしろ政治家の良心じゃないかなと思つておりますので、今、太田委員のおっしゃつたような懸念がないことを心から期待しながら私はその答弁を、少し長くなりませんが、繰り返さしていただいておりますのでございませぬ。

○太田淳夫君 今の御答弁をお聞きして、ますます非常に懸念が高まってきたような感じがするわけですが、この税率を決定する際にも、大蔵省はもと高税率で頑張つてみえたということもお聞きしておりますし、やはり三％という非常にこれは転嫁しにくい、今いろいろ問題も出ておりましたが、独禁法をかりなきや転嫁できないんじゃないかというふうな中途半端な税率に対する引き上げの圧力というものを感ずるわけですね。そういった点で、総理の答弁でますます引き上げの懸念が高まってきた感じがいたします。

次に、納税者番号制度については、きょう政府税調小委員会が答申が出された。これについての総理の御答弁も午前中にあつたようでございます。やはり衆議院で追加されました見直しの規定につきましては、これは総合課税への移行問題を含め、利子所得のあり方の見直しとあわせ見直しを行うというところでございませぬが、これは与野党の合意に基づいて四年後に実施をするというところでございませぬ。この見直し規定の中にはそういう明記がございませぬけれども、総理としては四年後にはこれは実行される、このように御理解されているとつてよろしいでしょうか。

○政府委員(水野勝君) キャピタルゲイン課税の見直しの問題につきましては、衆議院での委員会におきまして御修正をいただきました。それは「総合課税への移行問題を含め、所得税法等の一部を改正する法律附則第五十一条の規定に基づく利子所得に対する所得税の課税の在り方の見直しと併せて見直しを行うものとする」という条文をいただいたわけでございますが、この附則第五十一条というのは昨年の改正によりましていただいた見直し規定でございまして、その条文によりまして「必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものとする」とされてございませぬ。この見直しとあわせてキャピタルゲイン課税について見直しを行うものとするということでございますので、そういういたしますと、去年から施行後五年と申しますと、現時点からいたしますと四年後の利子所得の見直しの時期、それに合わせて見直しを行へ、そういうふうな御趣旨の条文ではないかと思つてございませぬ。

それで、その八十一条には、「納税者番号制度の導入問題等所得把握の環境整備の状況」等々「に配慮しつつ、総合課税への移行問題を含め」という条文をいただいております。したがって、納税者番号制度の問題もその配慮の中にはあるわけでございますが、一方、きのう小委員会報告をいただきました納税者番号制度につきましましては、これはきのう税制調査会の総会に報告をいただいたところでございまして、この扱いにつきましまして税制調査会が今後本格的に早い機会に扱いを検討されるかと思ひます。

一方、この小委員会の報告を拝見しますと、納税者番号制度については本格的に検討すべしと、それから一方、所得把握の問題は一刻もゆるがせにできない、納税者番号制度の検討とともに所得等の把握体制の整備には不断の努力が必要で、現行の資料情報システムの体制整備のためにこの検討もすることが適当であるというふうな、幅広く報告をまとめておられるわけでございます。

したがって、利子課税の見直し、キャピタルゲイン課税の見直し、その視点の中に納税者番号制度もございませぬが、この見直しの規定はそれとの関連も言つておられますけれども、所得把握体制の整備というところで幅広く言つておりますので、番号制度の検討がこれと合はせるようにという、厳密にはそこまでは言つてございませぬ。しかし、その視点が配慮の中にあることは事実であらうと思つてございませぬ。

○国務大臣(竹下登君) 実は、今申しましたように、きのうこの答申を受けたばかりでございますが、

と「必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものとする」とされてございませぬ。この見直しとあわせてキャピタルゲイン課税について見直しを行うものとするということでございますので、そういういたしますと、去年から施行後五年と申しますと、現時点からいたしますと四年後の利子所得の見直しの時期、それに合わせて見直しを行へ、そういうふうな御趣旨の条文ではないかと思つてございませぬ。

それで、その八十一条には、「納税者番号制度の導入問題等所得把握の環境整備の状況」等々「に配慮しつつ、総合課税への移行問題を含め」という条文をいただいております。したがって、納税者番号制度の問題もその配慮の中にはあるわけでございますが、一方、きのう小委員会報告をいただきました納税者番号制度につきましましては、これはきのう税制調査会の総会に報告をいただいたところでございまして、この扱いにつきましまして税制調査会が今後本格的に早い機会に扱いを検討されるかと思ひます。

一方、この小委員会の報告を拝見しますと、納税者番号制度については本格的に検討すべしと、それから一方、所得把握の問題は一刻もゆるがせにできない、納税者番号制度の検討とともに所得等の把握体制の整備には不断の努力が必要で、現行の資料情報システムの体制整備のためにこの検討もすることが適当であるというふうな、幅広く報告をまとめておられるわけでございます。

したがって、利子課税の見直し、キャピタルゲイン課税の見直し、その視点の中に納税者番号制度もございませぬが、この見直しの規定はそれとの関連も言つておられますけれども、所得把握体制の整備というところで幅広く言つておりますので、番号制度の検討がこれと合はせるようにという、厳密にはそこまでは言つてございませぬ。しかし、その視点が配慮の中にあることは事実であらうと思つてございませぬ。

で、したがって今、少し長く答弁いたしましたのも、修正条項の中で読めばそういう方向は指向されておる。が、小委員会からこれから税制調査会で取り上げられていきますものだから、その前に断定的なことは言えないのかなと思つて、けさから実は考へておつたところでございませぬ。番号制度を延ばそうとかそういう意味ではなく、手続からいって小委員会から今度税制調査会へかかる、その時点で断定的なことを申し上げることを若干控えておつたという意味で、今、水野局長の方から少し長い答弁をさせていただいたわけでございます。

○太田淳夫君 局長の答弁を聞いていますと、何となくおくれくるような感じがするわけですが、私も、国會議議を通じて、かねてから所得税の総合課税を確立するためには納税者番号制度の導入というところで主張してまいりましたし、四年後に所得税の総合課税化の見直しの際には、ぜひとも納税者番号の導入を実現すべきことを主張してまいりましたし、これからのための努力をしてもらふことを要望しておきたいと思ひます。

次に、時間もなくなつてきました。かねてから我が党は土地増価税についての要望をいたしております。これに對しましては政府側として、一つは未実現であること、二つ目は固定資産税、特別土地保有税との関係を整理する必要がある、あるいは三番目は装飾産業等の負担が重いということである理由をかねてから挙げておみえになります。

この未実現についてでありますけれども、理論上所得の概念として一般的に認められておりますところの包括所得税、この立場で見ますと、所得は実現あるいは未実現を問はず課税すべきである、このようになっております。しかし、実際には、これは徴税技術の制約から実現されたものだけ課税の対象とされてきたように私たちが思うわけでございますが、徴税技術の上から本来課税されるべきものが課税されないでいる、これはやは

株式のキャピタルゲイン問題を含めて公平を著しく損なうものではないかと私は思います。現在の徴税技術というのは大変発達しているわけですが、これはやはり不公平税制の一つとして強くその是正を私たちは求めたいと思っております。

含み益への課税についても、イタリアあたりでは既にその例が見られるわけですが、それと比べても、やはり現在、所得、消費、資産の中の資産のバランスが非常に低い、今やその最大の不公平となつていっているんじゃないかと思いますが、資産の格差は正のためにもぜひとも実施すべきではないか、こう思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

【理事平井卓志君退席、理事斎藤十郎君着席】

○政府委員（水野勝君） 理念としての包括所得税はまさにそのとおりでございます。委員御指摘の課税技術の問題もござりますが、やはり現実の支払い能力、単に含み益が生じているということだけで果たして現実の納税をお願いできるかどうか、そこらの点もござりますので、技術的な点だけでなく、そうした点の問題も検討が必要ではないか。また、またそういたしますと、結局は保有課税でもって適切に対処するという方法もあるのではないかと、そうした視点もあるわけでございます。

現実、とにかく実現してないものに現実の納付をお願いする、これはやや問題ではないかなと思っております。

○太田淳夫君 これはせんだつても同僚委員の論議でありましたけれども、未実現には課税をしない。しかし、引当金等は未実現の費用で損金算入を認められているわけですし、土地家屋のような値上りが確実な未実現利益も益金に算入していいんじゃないかと思ひます。またさらに、法人の場合におきましては、個人と違ひまして相続税がないわけですから、不動産等の時価評価を免れて過大な含み益を生じているわけござい

ますから、その点でのやはり是正というのが必要になってくるんじゃないかと思ひます。いかがでしょうか。

○国務大臣（竹下登君） これは、資産課税の適正化という中の貴族の土地税制の根幹の議論であるというふうな思ひます。したがって、私どもの答弁も質問の際に全部おしやうてしまつたというぐらゐ、たびたび問答をしておる課題でございます。

しかしながら、やはり今、主税局長が申しましたように、本当に未実現の利益というものに課税した場合、技術的な問題は別といたしまして、本当の担保力というものは売らなさいかぬのかとか、あるいはそれを担保にして金を借りなさいかぬのか、あるいは装飾産業の場合はそれそのもので広い土地が要るわけでございますから、産業そのものの基礎がなくなつてしまふんじゃないかという議論というのは、何回繰り返して見ましてもなかなか一点に帰結しない議論であることは事実でございます。だから、やっぱり本来は地方税の根幹の一つであるいわゆる固定資産税それから保有税というふうなものとの総合した議論として、将来にわたつて、これはエンドレスじゃなく議論はしなさいかぬ問題であらうと思ひます。

○太田淳夫君 確かに、固定資産税、土地保有税の関係についてよくおしやいますけれども、やはり固定資産税の評価というのは非常に大きな問題があるかと思ひます。しかし、固定資産税の評価がえを行つてその税負担をいろいろ上げられる前に、やはり企業の保有する土地のそういった含み益について課税をするということを考へていかなければならぬんじゃないか、このように考へます。

【理事斎藤十郎君退席、委員長着席】
と申しますのは、今、政府は所得、消費、資産等の望ましい税体系を構築するとおしやうていられるわけですが、どうしても資産に対する課税の適正化は手ぬるいように思はれてならないわ

けでございますし、資産については保有という状態にやはり担保力を見出して課税ができるんじゃないかと思ひます。それは、やはり土地などの資産というのはそれを担保にして巨額の融資を受けることも見るべきでござるし、十分な担保力があるんじゃないか、このように私たちは考へております。装飾産業等の例もお話しになりますけれども、最近では、装飾産業でも決して業績が悪いばかりではございません。いろいろな経済構造の転換等によりまして業績面で好況を呈しているところもござります。

そういつた点で、これは考へられるところではないかと思ひます。私たちは決して、かねてから主張しておりますように、そういう企業は過剰な負担になるようなことは申ししておりません。一つは、五割の低税率でいいんじゃないか、あるいは増価額のうち三億円は基礎控除にして大きく落としてしまつてもいいんじゃないでしょうか。

そうならば中小企業の方々はその範囲内に入らないわけでございますし、あるいは十年間の分納を認めるとか、いろんなやり方ができるんじゃないかと思ひますが、そういう点、資産についてのバランスのとれた税体系というのをつくりまさんと、やはり土地増価税を前向きに検討していくことが必要じゃないかと思ひますが、その点どうでしょうか。

○政府委員（水野勝君） 土地税制につきましては、その重要性につきまして衆議院の段階でも与野党でいろいろ御相談が行われ、与党からも土地基本法の制定を踏まえて今後検討するということお約束がされておるわけでございます。

今般の改正におきましても、決して土地の問題はそのままだにしているわけではございませんで、土地を取得する仮需要と申しますか、不要不急の土地の取得に對しまして、その支払い利子は一定期間損金に算入しないという措置を講じておるところでございますし、また、去年の改正では同じような点に着目して、登録免許税の課税標準を五

割アップしているところござります。もうもろの政策を合わせまして土地対策を検討し推進しているところでございます。

含み益につきましては、いろいろ御議論も長いこといただいておりますが、なかなか基本的にはまだそこまで至つていない、しかし今後の検討課題であらうかと思ひます。

○太田淳夫君 やはり含み益というのは、持てる者と持たざる者の間に大きな不公平を生むということ論議されてまいりましたし、そのままで不公平を放置しておきますと、総理の言われるような所得、消費、資産のバランスのとれた税体系の構築にはほど遠くなるんじゃないかと思ひます。御再考を要請しておきたいと思ひます。

最後に、時間がなくなりましたので一言だけ申し上げておきたいと思ひますが、これは、我が党がことしの八月にパートタイムに關するアンケート調査を実施しました。そこでいろいろと実態が明らかになつてきたわけでございます。この調査によりますと、課税最低限度額約九十万でございますが、これを意識して、意図的に年収を抑えて九十万まで働こうという人が非常に多かつたという特徴が出ておるわけでございます。そして、その課税最低限度額を超えようになつた場合の対処の仕方でございますが、年収が九十万未満の人が六割近くを占めておるわけで、九十万以上の者が約二割を占めておることを考慮しますと、現状では九十万にならないように、これが三六・八%、トツプでございます。次はそれを超えないように仕事を休む、あるいは超えても働く、この方がござりました。あるいは仕事をやめるといふ方もおりました。やはりそういう中에서도四人に一人の方は課税最低限度額を超えても働いておるという実情がありました。

今回の調査では、パートタイムの皆さん方の御意見を総合すると、課税最低限度を引き上げてほしい、こういう要望が一番多かつたわけでございますが、私はそこで、かねてから我が党が主張しておりますように、こういう調査から見まして

も、課税最低限が九十万から百万となるように給与所得控除につきましては最低控除額を六十五万、これは現行五十七万でございしますが、あるいは給与収入百八十万以下については四〇%、あるいは三百三十万以下については三〇%、六百万以下については二〇%、一千万以下は一〇%、あるいは千五百万以下は五%、あるいは千五百万以上を超えますと二百三十六万の頭打ちとするような、こういうことを、最後に、そういう調査を見てパートタイマーの皆さんの御要望として総理にお伝えをして質問を終わりたいと思うんですが、一言どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) パート課税ということが、今おっしゃったとおり九十万問題というのが出てまいりまして、それでいろいろ考えました結果、このパート問題にも資するとい趣旨から配偶者特別控除制度が創設されるところとなったわけでございます。したがって、十六万五千円から三十五万円になっていくわけでございますから、これは相当な引き上げになったというふうに思っております。

それから、今おっしゃった、私がよく言いますつるべ方式でございしますが、このつるべ方式等につきましても具体的に対応するような考え方で対応しておりますので、私どもの政府としての立場も、これから熱心に調査等をしていかなければなりません、一応、今次のこの配偶者特別控除制度の創設というものとつるべ方式のような形をお願いをしてこれは理解が得られるのじゃないか、こういうことでお願いしているわけでございます。

○委員長(堀木又三君) 次に、佐藤昭夫君の質疑を行います。佐藤君。

○佐藤昭夫君 昨日、我が党の橋本議員が質問したところでありましたが、福田勝之氏へのリクルート株譲渡の事実が重大なもので、もう一度質問をいたします。

総理は、この事実を十一月の九日、社会党のリスト発表があり、その晩の青木の報告によって知

り、それまでは知らなかったと答弁をしていますが、間違いありませんか。

○国務大臣(竹下登君) たしか、そのように答弁したと思っております。

○佐藤昭夫君 すると、あなたは、福田勝之氏の名義になっているが、実際は福田正氏が譲渡を受けたということを十一月の九日深夜から十日未明にかけて知ったということではありませんか。

○国務大臣(竹下登君) そのような報告を受けたことを申し上げたと思えます。

○佐藤昭夫君 しかし、あなたは十二月の一日には、矢田部議員に対する答弁であります、「福田さんをお紹介申し上げたという事実を私自身も承知いたしておるわけでございます。ただ、その福田さんの御息の名前になっておったというようにどこまで率直に言って私の調査が及んでいまいせんでしたと答弁をしていますが、これはどういふことですか。

○国務大臣(竹下登君) 答弁の何か食い違いがあるので質問するという予告をいただきましたが、私どもまた速記録を読んで整理してまいりますが、そのことはこの委員会の席上で明らかにすると、こういうことでございしたので、この速記録を正確に読み直してみてもよろし。

○佐藤昭夫君 しかし、それは矢田部議員御本人もおられますし、私はこの会議録をもとにして言っているのではありませんから、まさかそうを言っているわけじゃありません。これは、福田正氏に紹介したことは前から知っていたが、勝之氏の名義になっていることは知らなかったということだと思えます。

青木氏が福田正氏に紹介したことは、総理はいつ知られたんですか。

○国務大臣(竹下登君) やつぱり青木君が参りまして、この報告を聞いたときに正確に私は知ったと思っております。

○佐藤昭夫君 昨日橋本議員が、このことに関して青木元秘書から報告はなかったのか、いや聞いて

ておったと言言って自動車に乗り込んだという十一月十日の東京新聞夕刊の記事を指摘しながら質問をしたのに対して、あなたは覚えていないと答弁をしていますが、二回も事前に知っておったということを片や言っているわけでありまして、とりわけ、国会の答弁というものは決定的であります。

本日はあなたは、十一月の九日に青木氏から報告を受ける前に、福田氏に対する株譲渡を知っていたんじゃないやありませんか。

○国務大臣(竹下登君) 国会の答弁が大事なことは知っておりますが、私が今まで申し上げておるとおりのことでございします。

○佐藤昭夫君 福田氏への紹介は知っていたと一たん発言をした以上、十二月一日の答弁を取り消すことができないのはもちろんであります。今、それをなぜ隠そうとするのかということの方が重大であります、リクルートと青木氏との話の内容を隠し、すべてを青木氏の責任にして、あなた自身の責任を免れようとするものじゃありませんか。

○国務大臣(竹下登君) 私、元来、人を疑って思いませんし、それから今のお話で断定的におっしゃいますが、私は矢田部さんに対する信用する矢田部さんでございしますから、答弁が間違っておったとしますならば、私個人的にいづてもおわびに参ります。そういう生きざままで今日きておりますので、余り人を疑わないでお話なさった方が本当はいんじやないかと。あなたとの交流もございしますけれども、いつもそう思っております。

○佐藤昭夫君 答弁を茶化さないで、まじめに答弁を行ってほしいと思っております。

ところで、青木氏は、リクルート関係者から一万株の譲渡の話が来たとき、幹事長であるあなた、竹下氏に取り次ぐ話ではないと判断をしたというふうな言っておりますけれども、それはどういう意味の内容でしようか。

○国務大臣(竹下登君) その話、言葉のとおり、幹事長に――幹事長は当時私でございしましたが、

竹下に取り次ぐ話じゃないと思ったから信頼する人に取り次いだと、こういう申し上げておるとおりのことでございします。

それから、つけ加えますが、決してあなたを私は茶化した覚えはございませんから、いつもまじめにおつき合ひしておりますことだけはこの際改めて申し上げておきます。

○佐藤昭夫君 今おっしゃったので、私ももう一遍申しておきますけれども、一國の総理にかかわる疑惑の問題として、国民が非常に注視をしている問題だということで私は聞いておりますので、ひとつ国民の疑問に答えるという点で、まじめに御答弁をいただきたいということでありまして。

今の、青木氏の判断でありまして、これにかかわりまして、十一月十日の東京新聞に報道されているわけでありまして、小沢官房副長官と青木氏が九日の深夜、実際は十日の未明、夜中というところなるうかと思っておりますけれども、明らかにした事実として、六十一年の九月ないし十月ごろ、当時幹事長の竹下あてに一万株、青木あてに二千株という話が持ち込まれたということをお小沢氏と青木氏とが、そういう報道がありまして、すけれども、相違ありませんか。

○国務大臣(竹下登君) そんなことはありやうはすがございしません。よく私もまじめに答えておりますが、そういうことはありやうはすがないといつも申し上げておるところでございます。

○佐藤昭夫君 幹事長竹下登あてということではないとおっしゃるのであれば、例えばこのドック・ベストからの二千株と同じようなケースだったら青木名義で処理したらよかったと。にもかかわらずそうしなかったというのはいずれにしてもあなたのところへということではこの問題が持ち込まれたということだったから事が重大なんだと思うのであります。

そこで、本来あなたに取り次ぐべき話だけれども、任されているので自分の判断で譲渡先を処理したと、こういうことじゃないんですか。

○国務大臣(竹下登君) 私に取り次ぐべき話でな

いと判断したわけでございますから、本来あなたに取り次ぐべき話だかというようなことは全くございませぬ。

○佐藤昭夫君 青木氏の発言を私は引用したわけでありませぬ。あなたのところに来た話というのは、あなたにリクルート株を譲渡するという話で、だれの名義にしたらよいかという判断を青木氏がして福田正氏名義にしたという、こういうことなんじゃないですか。

○国務大臣(竹下登君) 何遍申し上げても同じこととでございます。普通の場合、私のところへそういう話が来ようはずでございます。

○佐藤昭夫君 このリクルート関係で、政治家が譲渡先を決める相談相手になったという、これも信ずべき報道があります。あなたの事務所がリクルートの非公開株の譲渡先を決める相談相手になったということはありますか。

○国務大臣(竹下登君) いかなる信ずべき報道か私は存じませんが、今のようなことは考えられません。

ただ、今おっしゃった意味が福田さんを御紹介申し上げたということそのものに限って申し上げますならば、あなたのおっしゃることも私なりに理解しようとして努力いたしておりますけれども、今のようないふの、私の事務所が何でまたそんな場所になるんでございましょうか。何かお知りのことがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 十月三十日の毎日新聞の報道にあります、しっかりとよくごらんください。政治家がこのリクルート株の譲渡先の相談に乗ったということがありますれば、これは初めてのことになるわけでありませぬけれども、一万株だけというのもこれは全く理解ができません。

いずれにしても、本当にあなたへの譲渡ではなかったと、私はそうじゃないかと思うのであります。もう一遍答弁してください。

○国務大臣(竹下登君) あなたの推測に基づくことと、私の認識は違ひます。

○佐藤昭夫君 総理の秘書青木氏のところへ来た

リクルートの人はだれかという質問に対して、あなたは、思ひ出す人は複数で、もし間違つていれば大変な迷惑になるから言えないと答弁をされているのであります。しかしどうですか、総理の言う青木氏が記憶している複数の人というんだつたら、その複数の人に確かめたいじゃないやありませんか。そうしたら真実ははっきりするんじゃないやありませんか。

○国務大臣(竹下登君) その必要を感じておりませぬ。

○佐藤昭夫君 そうじゃないと思ひます。政治倫理綱領には、「疑惑をもたれた場合には必ずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」というふうに書いてあるじゃないやありませんか。そういうふうにして、あなたも少しはそのことを答弁の中で引用をされてはいます。なぜ積極的にならずから進んで真実を明らかにする、この疑惑を解明するということをやらないのか。それやらずして幾ら綱紀粛正だとうたうことと云つてみたつて私は始まらないと。率先垂範、随より始めようという言葉があるわけですか。

そういつた点で、複数の人に確かめるといふことをやつたらいよいよじゃないですか。すぐできることじゃないですか。

○国務大臣(竹下登君) そのことはまたよく考えてみてくださいます。やっぱり人様に迷惑をかけるようなことはしない方がいいと思つております。

それから、自分の考えることだけが正しくて、ほかの人に自分の考えを押しつけるということとは、民主主義社会では避けるべきことだと思つております。

○佐藤昭夫君 本日もこのような答弁を繰り返されておるようでは、これはいよいよ青木氏の証人喚問以外にないであります。青木氏の証人喚問と、青木、福田両氏に対する売買約定書、売却代金の支払い関係を証明する文書の提出を要求したいと思ひます。

○委員長(梶木又三君) だれに。

○佐藤昭夫君 委員長。

○委員長(梶木又三君) 理事会で協議します。(委員長に要求したつて委員長は何も持っていないだよと呼ぶ者あり)

○佐藤昭夫君 委員長に取り計らい方を要求しておる。当たり前です。

総理、政府は綱紀粛正を決めて、十六日、閣議で通達を出し、職務と関係のある企業からの非公開株の入手を自粛するということでありませぬが、これはリクルート問題の教訓から、株の取引でも通常の経済取引ということでは済まないものがあるということが明らかになつてきているからであります。

〔委員長退席、理事斎藤十朗君着席〕

○国務大臣(竹下登君) まだ具体的な通知というものを、今おっしゃつたようなことが私の念頭にないわけじゃないやありませんけれども、それは閣議にもかけておりませぬし、発表もいたしておりませぬ。

○佐藤昭夫君 それは、これから閣議で決めようとするものでありますけれども、念頭にないわけではないというふうにおっしゃつておられるわけでありませぬ。

総理は、今までリクルート関係の非公開株譲渡問題は単なる経済行為だということを言われてきましたが、しかし、それが事実上の現金贈与の性格が濃厚になつてきたというマスコミの論調も日高まつてきています。

特に十一月四日の朝日新聞「ある日突然に五〇〇万円入金」という記事。「譲渡の持ちかけから代金の払い込みまで、すべて江副氏がおおん立てをし、株を譲り受けた人には元手いらずで売却益だけが転がり込む仕組み。一部の政治家たちが併明している「経済行為」とは程遠い株取引に名を借りた「献金」だったことが浮き彫りになつた」と書いて、その実態を明らかにしているところでありませぬ。

総理は、今もなお、リクルートの今回の非公開

株譲渡はすべて単なる経済行為だとまさか言い張られないと思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) これも速記録を見たわけじゃないやありませんけれども、よしんば経済行為であるにしても、政治家の周辺にそのようなことが行われたらと、こういう趣旨でいつも申し上げておるつもりでございます。いわゆる公開前株式の譲渡というものが経済行為かと言われれば、それは経済行為でございます。

○佐藤昭夫君 すべての経済行為だとは必ずしも言つていないというふうな受け取りませぬ。

現に、加藤一防衛庁長官は、秘書から政治献金として処理したという報告を受けたというふうな発言をされてはいますし、兄夫婦に対する一万株も、初めは自分に関係してないと言つていたが、その後、変動幅つき政治献金、こういうふうな言われるようになってはいます。これは単なる経済行為でないことを自認をされているんだと思ひます。

刑事局長も昨日、株譲渡が事実上の贈与になる場合があると答弁をされていますし、すべてが単なる経済行為とは言えないということとありませぬか、総理。

○国務大臣(竹下登君) ちょっと整理しますと、株譲渡という行為そのものを私は、それは経済行為であると、こう言つておられるわけでございます。今回のリクルート株の譲渡問題につきましまして、よしんばそれが経済行為の範疇にあるものといはしませんが、政治家の周辺で好ましいことではないと、こういう表現を使つていつも申し上げておるところでございます。

○佐藤昭夫君 好ましくない結果が起こることとは、単なる経済行為、こういうことでよくくりするといふことはできないんだということであると思ひます。

そこで、あなたの場合です。これも状況によつては単なる経済行為とは言えない。だから青木氏の接触したリクルート関係者はだれか、どういふ趣旨で話があつたのか、関係書類はどういうもの

が必要になってくるかということを明らかにする責任があるんじゃないやありませんか。

○国務大臣(竹下登君) 今度の問題の経済行為云々の問題ではなくして、いわゆる株の譲渡というものは経済行為だということを私、言っておるわけでございます。

それから、いわゆる私の元秘書であります青木君に関する問題につきましては、大体そんなこと考えられるはずないと思っております。

〔理事斎藤十朗君退席、委員長着席〕

人様を疑ってみるということはいらないように私はしております。

○佐藤昭夫君 ますますもって青木氏の証人喚問、青木、福田両氏に対する売買約定書、売却代金の支払い証明文書、こういうものが必要だということを重ねて委員長に要望をしておきたい。先ほど言いましたから重ねてです。

それでは次は、NTTの真藤会長の疑惑について聞きます。

きょう真藤会長にかかわって重大な事実が発覚したわけでありまして、NTTはこれまでに、式場氏についてもその報告をする、また村田氏についても事実がわかって初めてそれを認めるといふやり方。今度の真藤氏も、一切ないと言ってきたのに事実が出てきたわけでありまして、まことに重大であります。

そこで、私が今日の最後の質問者でありますので、今の時刻の時点でわかったこと、いつごろ、どこからどこへ、どういう趣旨、どういう目的で金が流れたのかはつきり答弁してもらいたい。

○参考人(山口開生君) お答えいたします。

現在までわかっておりますことにつきましては、まず最初に、一つは六十一一年九月ごろリクルート社から株の話がございまして、リクルートコスモス株一万株を村田元秘書が譲り受けまして、店頭登録後売却したということ、それから、これはNTT及び真藤会長とは一切関係がなく、村田個人で行ったことであるが、大変世間をお騒がせしましたということを非常に申しわけなく思っております。

いる、こういうことの電話がございました。本件については、従来から会長に話を聞いておりましたが、一切かわってないというふうに聞いておりました。

村田元秘書のリクルートコスモス株の売却益の一部が真藤会長の銀行口座に振り込まれているとの報道につきましては、けさ方事実関係を改めて真藤会長に確認いたしました。会長は、自分の口座についても村田元秘書にすべて任じてあるものでその事実について確認ができない、大変申しわけないことだが、自分が現在確認できない、こういうことでございました。

○佐藤昭夫君 真藤会長が事実確認できないというのになぜ辞表を出すんでしょうね。そこで、もう一つ肝心の、どういう目的で金が流れたかということの説明がないわけでありまして、けれども、いざにしまして、秘書の村田氏に株による利益金が贈与されたということは、一体関係にある会長の真藤氏に贈与されたと同じ意味だということはいささかも明白な問題であります。だからこそ真藤氏のポケットマネー口座に一千万円入ったというけさの報道が一斉に出ているといふことでありますけれども、これ一千万円という説と九百万円という説があるんですが、どちらですか。

○参考人(山口開生君) 先ほど申し上げましたように、まだはつきりしてない話でございます。私どもどちらが正しいかとか、そういうことについては確信を持ってお答えできる状態ではございません。

○佐藤昭夫君 なぜ確認ができないのか情けない話だと思っております。私がなぜ一千万、九百万、この違いを聞いたかというのは、今日の毎日新聞の夕刊によりまして、真藤口座に九百万円、村田の利益が、とにかくトータルで二千二百万ですから千三百万円、これが実はトンネルでNTTの秘書室管理口座、ここに入っている、こういう報道があるわけであり

こうなりますと、事実とすればこれはまさにNTTぐるみわいろを受けているということとして事は重大であります。社長、どうですか、事実。

○参考人(山口開生君) 現在まだその確認をしてございません。

○佐藤昭夫君 郵政大臣、NTTを監督する立場にありながら、あなたも今日までNTTを信用してどうか、事実と違う報告をなさってきまして、しかし、事ここに至っては大臣としてのインシアチブを発揮した真相解明の責任があるうかと思ひます。

今の問題、本当にNTTの秘書室管理口座に、ここへ金が入っているとすれば、これは事実上私は機密費になると思ふんです、NTTの。ということでは事は重大でありますから、NTT任せじやなしに、あなたがひとつインシアチブを発揮して真相究明をするという積極的な努力をやってもらう必要があると思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(中山正暉君) 御承知のように、六十年の四月に自由化をいたしましたので、郵政省がこれに、かつての電電公社時代のように管理、監督権限を大に行使するというのは自由化に逆行するような形になりますので、それで、NTT御自身でおつくりになりました調査委員会のおしやる御報告を私も信じて今日に至ったわけでございますが、昨日の夜、ある記者からの連絡の後に、ニュースが入りました後に私どもも対応をいたしました。きょう朝の御質問のとき、その背景でいろいろ連絡をとって十二時四十五分に、社長、会長が昨晩からの早い対応をいただいて、そして午後二時に山口社長に真藤会長が正式に辞表を提出され、そして関連五つの会社の役員も全部お引きになるといふ対応をしたところでございます。自由主義化した新しいNTTには、私も郵政省はこの程度のことではないかなと。NTTの良識を信じて、そしてまた、調査委員会の適切な対応に私どもはいろいろと連絡をとりつつ、今後のNTTの適正な運営を図ってまいりたいと思っております。

○佐藤昭夫君 NTTに任せてきたから次々と国会に対して答弁を訂正せざるを得ないということが起こってきた。そして、いよいよ真藤会長にも金が渡っている、さらに金の半分以上が機密費ともいふべきところへ流れているという疑いが出てきたというこの段階でありますからね。今までのようなNTTの自主的調査、これにゆだねていくということでは私は済まされたい。やはり真藤会長の辞表が出たということと済む問題ではない、今日の国政担当者としての責務として、NTTをめぐる疑惑の徹底究明のために大臣としては大いに努力をしようと思ひます。

そこで、この真藤氏への金銭贈与、これはリクルート社がどういう趣旨で持ってきたかというものは、さつきお答えはありませんでしたけれども、事は明白だと思ふんです。すなわち、真藤氏がリクルート社に頼まれてスパイコンビューターを輸入するという点で部下に自分ではつきりしないことについての指示をしてきた。さらには、リクルート社の回線リセール事業が短期間に業界トップになったというこの背景にはNTTの全面的支援がある。この支援も真藤氏の指示、バックアップであるということとは明白だと思ひます。これに対する謝礼の趣旨としてお金が来た、贈与をされたということは明瞭だと思ふんですけれども、郵政大臣、どうお考えになるでしょうか。郵政大臣と山口社長、お答えください。

○参考人(山口開生君) リクルート社との取引につきましては契約約款に基づいて業務を行っております。一つは、専用線契約約款に基づきます専用線の利用契約のほか、リクルート社が回線リセール事業を行うために必要なTDM、モデム、これは装置の名前でございまして、等々の専用設備の保守契約、RCS事業の……

○佐藤昭夫君 そこら辺のことはわかっていまして、どういふ目的で金が来たかと判断するかと、ここを聞いています。

○参考人(山口開生君) 私、特にNTTが民営化

になりまして積極的な営業を進めてまいりまして、従来からの営業姿勢を変えて、お客様のためにいろいろとコンサルタントする、あるいはいろんな相談にあずかる、こういうことをやってまいりましたので、今回の対リクルート社との問題につきましてはそういった一環だと考えておりますが、多少個人的な行き過ぎがあったかとも思いますが、業務の執行上に特に間違つたところがないというふうに考えておりますので、業務のために株売買があったというふうには考えておりません。

○国務大臣(中山正輝君) スーパーコンピュータとそれから回線リセールの問題というのは、社内の所要の手続を経てやっておるということでございます。先ほどから申し上げておりますように、自由化がなされてから、いわゆる新規参入、NCCというのが今第一種電気通信事業四十一社、それから第二種電気通信事業が六百六十六社、それから特別第二種が二十二社という激烈な、ここ三年ばかりの間に大変な数にふえておりました。自由化したということが、大いに営業をしなければならぬという結果がこういう誤解を受けたことになっておると思ひますが、先ほど申しましたような社内手続としては適正なもので、私どもはそれが実行されておる、かように考えております。

○佐藤昭夫君 この問題は、中曽根前首相絡みの重大問題でありますので、とても今のような答弁では納得できません。引き続き追及をしていきたいと思ひます。

刑事局長、いろいろNTTをめぐる疑念の問題について本日も議論になっております。私は新たな事実も提起をいたしました。既に一定の捜査はなさっているかと思ひますが、事この段階で、一層ひとつ捜査を強める、こういうことが当然だと思ひますけれども、どうでしょうか。○政府委員(根来泰周君) 初めに申し上げておきますけれども、いろいろ御指摘の事実については、私どもの方は白地でございまして、その事実

があるかないかということについて確認する立場ではございません。

ただ、従来から申し上げておるとおり、あるいはさきに別の委員からお尋ねがあったときに答弁申しましたとおり、国会における御議論とか御指摘、あるいは各紙の報道には、犯罪の嫌疑の有無を検討するという立場から十分注意を払っておりますけれども、そういうことについても、そういう立場から適正に対処するものと考えております。

○佐藤昭夫君 総理にお尋ねしますが、あなたは本日の記者会見で、この真贋問題について私がとやかく言うことではないと、他人事のように言われているわけでありまして、リクルート疑惑究明のいよいよ重大なときに、総理が先頭に立って全容解明のために努力するということであつてしかるべきだと思ひますけれども、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 私が何を申しましたか、ちょっと記憶にございませんが。

○佐藤昭夫君 時事ニュースが流れているんですよ、そういう答弁をしたということが。事こういうことで郵政大臣も、いわんや総理もNTTの社長もあまいな答弁に終始しておる状況では、この点でも証人喚問が必要になってくるというところで、真藤氏、もう前会長と、こうなりましてかね、前会長、それから元秘書の村田氏、これを証人として至急に当委員会に喚問をするよう委員長に要請いたします。

○委員長(梶本又三君) 理事会で協議します。

○佐藤昭夫君 次の問題へ移りますが、官界に関するリクルート疑惑、文部省の高石前事務次官、労働省の加藤前事務次官、これが焦点となっておりますが、疑惑はこの両省だけでしょうか。リクルート株の譲渡を受けた加藤六前農水大臣、彼の安比高原ゴルフ場視察に松田林野庁長官初め六人が同行している。また、建設省もリクルートコスモス社の宅建業法違反処分に関して疑惑が取りざたされているわけでありまして、総理、本日にこの

文部省、労働省以外に疑惑はないと言ひ切れるのか。もしも新たな事実が発覚したらどう責任をとられるか。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) やっぱり一つの仮説に基づいてどうするかと言われても、本日のところ答えてやうがないというのが普通じゃないかと思ひます。

○佐藤昭夫君 疑惑があるから聞いているわけでありまして、次へ、具体的問題に進みましょう。そこで、十一月二十一日の衆議院の証人喚問、問題の文部省の高石前事務次官が証人として出たわけでありまして、証言の中で、「大学審議会につきましては、これは高等教育局の所管でございまして、すべての人選、交渉は、すべて局レベルで処理されておりました。それを決裁の形で持つてくるわけでございますが、それに決裁をしたわけでございまして」と、こう答えておる。こうなりますと、大学審議会委員の任命は、すべての人選についても全部定数どおりきつちり下から事務次官のところへ上がってくる。事務次官が意見を述べる機会はないというのもおかしな話と思ひますけれども、事実どうなんでしょう、文部大臣。

○政府委員(國分正明君) 大学審議会の委員の具体の人選でございまして、もちろん法律上文部大臣が内閣の承認を得て任命すると、こういうことになっておるわけでございます。

しかし、具体の人選というのは、原局である高等教育局で具体の案をつくり、その案に基づきまして次官、大臣等に御了承を得ると、こういう手続をやっているところでございます。もちろん具体に了承を得る場合において、最終的には決裁という手続もあるわけでございますから、事務次官でございまして、当然そこについて一定の権限は持つておるということでございます。また一般論で申し上げますれば、その人選の方針あるいは具体の人事、人選等について意見を言うということはあり得るわけでございますけれども、本件

につきましては特に具体の指示はなかったと、こういうことでございまして。

○佐藤昭夫君 重ねて聞きます。定数どおり局から上がってきたものに事務次官は判こをのけただけということですか。

○政府委員(國分正明君) 最終的な決裁の段階ではそのとおりでございます。

○佐藤昭夫君 信じられません。もう一つ、我が党の松本議員が衆議院で、「官邸筋からの話で江副氏に伝えてほしいと言つてかわつたと証言する人もいると言われております。この事実はどうですか」という質問に対して高石氏は、「私の知っている範囲内では、私が、そういうことはなかったというふうには思つております」と、こう証言をして、官邸筋の存在を否定しているわけでありまして、文部省の見解はどうでしょうか。

なぜこのことを聞くかといひますと、当時の新聞、委員の発令された一九八七年九月十八日付の朝日新聞の夕刊、ここにこう書いています。「委員の人選は、文部省当局が大学関係団体の代表者らを集めた案をまとめた」と。塩川当時の文部大臣が「関係団体の利害調整の場となつては改革は難しい。国際的な学術研究の評価ができる人を」と練り直しを命じ、最終的には中曽根首相と文相が協議して固めた」というふうに報道をされているわけでありまして。

こうなりますと、文部大臣が練り直しを命じた、最終的には中曽根首相と文相が協議して固めた。そうすると高石氏の証言は、すべて局レベルで処理されていたという、これが偽証ということになるわけでありまして。そうしてさらに、そんな官邸筋からの話はなかったということを言っているんですから、この点でも偽証。加えて、中曽根首相が関与しておつたとなれば、首相権限が働いたという重大問題にもなる。文部大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(中島源太郎君) まず政府委員からお答えさせましたのは、これは六十二年の九月の時

点でございます。

大学審議会に限定して申しますと、これは文部大臣が内閣の承認を経て任命をするということになつておるわけでございます。こういう法律上の手続で任命されたものでございますので、それだけを上上げるしかないので、具体の上げ方、そして具体の決裁の方法その他につきましては政府委員からお答えさせる方がより適切かと思ひますので、お許しをいただきたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 委員長、その前に。

私が尋ねているのは、中曽根首相の介在があつたのかどうかとどうかという、この点だけ答えてください、もう時間がありませんので。

○国務大臣(中島源太郎君) 総理の介在があつたとは承知しておりません。

○佐藤昭夫君 この点も信じられません。

次にもう一つ、高石証言の偽証の疑いのもう一つの例でありますけれども、いわゆる生涯学習振興財団をめぐる問題であります。

実は、本日、私生活休みのときに帝京大学の沖永総長に直接電話したんです。ぼつと電話に出られた。それでこの話をしました。そうして沖永さんがいわく、寄附決定をしたのは八月ごろだ、そしてその後財団設立を正式に決めたんだと思つたと、こういう御返事であつたんです。ところが、衆議院の証人喚問で高石氏は「具体的に私にその財団づくりの話が参りましたのは、向こうの理事会で正式の決定が行われた後に、私がまだ当時は次官に在任しておりましたときでございましたので、そういう話を私のところに話しに來られたわけでございます。私は、それは大変結構な構想ではないかということで、賛意を表したことは事実でございます」と、こういう証言。ところで、高石氏は六月十日に退官をしているのであります。一方、帝京大学の方は八月に決めて話を持っていた、こう言うんでしょ。だから、この点でもまず第一の偽証。

それから私は、事の真実は、帝京大学の方から話を持ってきたというんじゃないかと、高石氏が在

任中の時期に高石氏から話を持ちかけて、そしてそれを受けて大学側が振興財団とそれへの寄附の理事会決定を八月ごろに行つたというのが事の真相ではないか。そう見ると、まさに二重の偽証だということになるわけでありまして。

そういう点で、大きく二つの点で高石証言の偽証濃厚という点を指摘をしたわけでありましてけれども、委員長、当委員会に証人として至急に喚問することを要望したいと思ひます。

○委員長(堀本又三君) 証言の問題は本院で起きた問題じゃございませんで、向こうで処理すべきものだと思ひます。

○佐藤昭夫君 いや、そうじゃないです。国会に對する証人でありまして、御検討願ひたい。

○委員長(堀本又三君) 検討します。

○佐藤昭夫君 次は、高石氏の強引な選挙の事前運動の問題であります。

パーティー券の問題は今やもう周知の問題。わいわいと毎日、新聞にも報道が出ています。問題は、パーティー券を文部省の職員に押しつけたというところはあります。文部大臣。官房長もいい。

○政府委員(加戸守行君) 高石前次官のパーティーにつきましては、文部省の職員も出席いたしておられますが、実情といたしましては、中堅幹部以上の職員の自宅に案内状が参つて、それに賛同された方が出席されていると承知しております。

○佐藤昭夫君 そういう生易しい話じゃありませんで、私の調査によりますと、問題の「高石邦男君と語る会」のパーティー券代金二万円を、文部省内の課長補佐以上約二百五十人に、各課の庶務係が給料袋を配るその際に半強制的に二万円を徴収しておるといふ、こういうことの事実の確認を私は得ました。これ、総額にしますと五百万円になります。こういう金が給与から天引きをされておるといふのは、まさに文部省ぐるみの選挙というところで重大問題であり、文部大臣、ひとつ徹底調査をしていただきたい。

○国務大臣(中島源太郎君) 事実があれば政府委員からお答えをいさせようと思ひましたけれども、私も今、佐藤議員の御指摘の点は初耳でございます。調べてみます。

○佐藤昭夫君 最後に、重大な問題は、帝京大学の寄附問題、高石問題、これを口実にして、いわゆる私学助成全体を削減しようという動きが強まっていることでもあります。これは問題のすりかえも甚だしい。一部私学の不正経営にメスを入れるという問題と、私学助成が最高時経常費の二五%、これが年々年々いわれる行政改革の中で低下をきておるといふことで、私学助成の増強をもつと図らなくちゃならぬという問題とはどうしても別問題。きちんと区別をして、一刻も早く私学の経常費二分の一助成の基本方針を堅持して、政府として一層の努力をやつていただくべきだといふふうに思ひますが、この点で文部大臣と総理大臣の答弁を求めたいと思ひます。

○国務大臣(中島源太郎君) その点だけは同感の点が多いわけでございます。

私学というのは、特に大学、幼稚園で七割が私学に依存をいたしております。そして、私学の経営に誠心誠意挺身しておられます教員の方々、それから一方では、立法の精神の中に、そこに学ばれる方々の経費負担の軽減ということがうたわれておるわけでございまして、法的にも五〇%以内ということがあります。また、議員の方々から五〇%を目指して努力しろという附帯決議があることも存じております。現在一七%程度で、まだ道遠しとは思ひますけれども、私学助成の重要性という点では多くの方々に御理解をいただき、充実に努めてまいりたい、このように考えております。

○国務大臣(竹下登君) 文部大臣からお答え申し上げたとおりであります。

○佐藤昭夫君 終わります。

○委員長(堀本又三君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、明日は午前十時に委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後六時散会

昭和六十三年十二月二十二日印刷

昭和六十三年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局